

令和5年度 概算要求の概要



令和5年度文化庁概算要求の概要	1	◆ 国民文化祭を契機とした三の丸尚蔵館の地方展開	21
文化芸術のグローバル展開、DXの推進、活動基盤の強化	2	◆ 『食文化あふれる国・日本』プロジェクト	22
◆ 文化芸術の創造的循環の創出	3	◆ 生活文化の振興等の推進	23
◆ 芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出	4	◆ 文化芸術による子供育成推進事業	24
◆ 文化芸術の自律的運営促進事業	5	◆ 文化部活動改革 ～地域連携や地域文化倶楽部活動移行に向けた環境の一体的な整備～	25
◆ 文化芸術への寄附促進実証事業	6	◆ 伝統文化親子教室事業	26
◆ アートエコシステム基盤形成促進事業	7	◆ 劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業	27
◆ トップアーティストの発掘・国際的活動支援事業、新進芸術家の海外研修	8	◆ 全国高等学校総合文化祭	28
◆ 活字文化のグローバル発信・普及事業	9		
◆ 我が国アートのグローバル展開推進事業	10	「文化財の匠プロジェクト」等の推進・充実による文化資源の持続可能な活用の促進	29
◆ 世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進	11	◆ 文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備	30
◆ 東アジア文化交流推進プロジェクト事業	12	◆ 文化財保存技術の伝承等	31
◆ 国際文化交流・協力推進事業	13	◆ ふるさと文化財の森システム推進事業	32
◆ 舞台芸術等総合支援事業	14	◆ 文化財保存等の伝統技術等継承事業	33
◆ 日本映画の創造・振興プラン	15	◆ 文化財関連用具・原材料等調査事業	34
◆ メディア芸術の創造・発信プラン	16	◆ 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	35
◆ 障害者等による文化芸術活動推進事業	17	◆ 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業	36
◆ 地域文化振興拠点の強化	18	◆ 伝統的建造物群基盤強化	37
◆ 文化施設サービス刷新・活動活性化等運営改善推進支援事業	19	◆ 文化的景観保護推進事業	38
◆ 国民文化祭	20	◆ 埋蔵文化財緊急調査	39
		◆ 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	40
		◆ 民俗文化財の保存修理等	41
		◆ 重要文化財等防災施設整備事業	42

◆ 伝統的建造物群に関する選定保存検討	43	◆ 地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等 継承振興事業）	66
◆ 日本における水中遺跡保護体制の整備充実に 関する調査研究事業	44	◆ 地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）	67
◆ AIを利用した文化財建造物の見守りシステム	45	文化振興を支える拠点等の整備・充実	68
◆ 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業	46	◆ 文化拠点機能強化・文化観光推進プラン	69
◆ 発掘調査のイノベーションによる新たな埋蔵文化財 保護システムの構築のための調査研究事業	47	◆ 文化観光拠点施設を中核とした地域における 文化観光推進事業	70
◆ 文化遺産オンライン構想の推進	48	◆ 博物館機能強化推進事業	71
◆ 無形文化財等公開活用等事業	49	◆ 国立文化施設の機能強化・整備	72
◆ 邦楽普及拡大推進事業	50	◆ 外国人等に対する日本語教育の推進	73
◆ 発掘された日本列島展	51	◆ 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育 推進事業	74
◆ アイヌ関連施策の推進	52	◆ 「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業	75
◆ 国宝・重要文化財等の買上げ	53	◆ 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業	76
◆ 無形文化財の伝承・公開	54	◆ 資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上	77
◆ 平城宮跡等管理	55	◆ 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育	78
◆ 平城宮跡地等整備費	56	◆ 国語施策の充実	79
◆ 平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上	57	◆ DX時代の著作権施策の推進	80
◆ 平城及び飛鳥・藤原宮跡等買上事務処理	58	◆ 近現代建築資料等の収集・保存	81
◆ 高松塚古墳壁画の保存・活用の推進	59	<東日本大震災復興特別会計>	
◆ キトラ古墳壁画の保存・活用の推進	60	◆ 被災ミュージアム再興事業	82
◆ 天然記念物の緊急調査、再生事業、食害対策	61		
◆ 史跡等買上	62		
◆ 日本遺産活性化推進事業	63		
◆ 地域文化財総合活用推進事業	64		
◆ 地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産・地域計画等）	65		

令和5年度 文化庁概算要求の概要



	前年度予算額	令和5年度 要求・要望額	比較 増減 △	比較 増率
文化庁予算	1,076億円	1,350億円	274億円	25.5%

※デジタル庁一括計上分を含む

※このほか原油価格・物価高騰対策、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく取組等について事項要求をしているものがある。

() 内は令和4年度予算額

文化芸術のグローバル展開、DXの推進、活動基盤の強化

301億円+事項要求(223億円)

文化芸術のグローバル展開等

162億円(132億円)

- 文化芸術の創造的循環の創出
 - 文化芸術の自律的運営促進事業 4億円(新規)
 - 我が国アートのグローバル展開推進事業 3億円(新規)
 - 世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進 6億円(新規)
 - 活字文化のグローバル発信・普及事業 1億円(新規)
 - 芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出 0.9億円(0.8億円)
- 舞台芸術等総合支援事業(※1) 122億円(新規)
- 日本映画の創造・振興プラン(※2) 13億円(12億円)
- メディア芸術の創造・発信プラン(※2) 11億円(11億円)
- 障害者等による文化芸術活動推進事業 5億円(4億円)
- 地域文化振興拠点の強化 35億円(10億円)
- 文化施設サービス刷新・活動活性化等運営改善推進支援事業 1億円(新規)

文化芸術による創造性豊かな子供の育成

122億円(73億円)

- 文化芸術による子供育成推進事業(※2) 56億円(55億円)
- 文化庁活動改革～地域連携や地域文化倶楽部活動移行に向けた環境の一体的な整備～ 16億円(3億円)
- 伝統文化親子教室事業 31億円(15億円)
- 劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業 20億円(新規)

(※1)「文化芸術による創造性豊かな子供の育成」計上分を含む

(※2)他事業への計上分を含む

文化財の匠プロジェクト等の推進・570億円+事項要求(444億円) 充実による文化資源の持続可能な活用の促進

文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備 352億円(252億円)

- 文化財保存技術の伝承等 5億円(5億円)
- 文化財関連用具・原材料等調査事業 0.6億円(0.4億円)
- 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 130億円(112億円)
- 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業 13億円(10億円)
- 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 69億円(52億円)
- 重要文化財等防災施設整備事業 74億円(18億円)

多様な文化遺産の公開活用の促進等 218億円(192億円)

- 無形文化財の伝承・公開等 8億円(7億円)
- 地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業 23億円(4億円)
- 日本遺産活性化推進事業 8億円(7億円)

文化振興を支える拠点等の整備・充実 432億円+事項要求(363億円)

美術館・博物館活動の推進 39億円(26億円)

- 文化拠点機能強化・文化観光推進プラン 24億円(22億円)
- 博物館機能強化推進事業 15億円(4億円)

国立文化施設の機能強化等 367億円(318億円)

- ◆独立行政法人日本芸術文化振興会
 - 国立劇場再整備関係経費 16億円(16億円)
 - 舞台芸術グローバル拠点事業 14億円(1億円)
- ◆独立行政法人国立文化財機構
 - 三の丸尚蔵館運営整備事業 12億円(新規)

外国人等に対する日本語教育の推進 17億円(10億円)

DX時代の著作権施策の推進 3億円(2億円)

(参考) この他、国際観光旅客税財源事業は、観光庁に一括計上され、予算編成過程において内容が精査される。また、復興特別会計において被災資料の復旧2.1億円を計上している。

文化芸術のグローバル展開、DXの推進、活動基盤の強化

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

301億円 + 事項要求
223億円)



1. 文化芸術のグローバル展開等

16,162百万円(13,221百万円)

○文化芸術の創造的循環の創出 2,143百万円(1,277百万円)

①芸術家等の活動基盤の強化、②人材育成・ネットワーク構築等によるグローバル展開、インバウンド促進を通じた文化芸術活動の価値向上、③寄附の活用、資金獲得の機会増加等による自律的な経営の推進、国際的なアートフェア誘致等による市場の活性化により、継続的に資金が文化に投入され文化芸術活動が一層促進するといった、文化と経済の好循環を実現する。

- ・芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出
 - ・文化芸術の自律的運営促進事業
 - ・文化芸術への寄附促進実証事業
 - ・アートエコシステム基盤形成促進事業
 - ・トップアーティスト人材発掘・国際的活動支援事業
 - ・新進芸術家海外研修
 - ・活字文化のグローバル発信・普及事業
 - ・我が国アートのグローバル展開推進事業
- 等

○舞台芸術等総合支援事業 12,230百万円(新 規) ※「2.文化芸術による創造性豊かな子供の育成」計上分を含む

従来の各公演等ごとの支援から、ポストコロナの舞台芸術の全国的な復興に向けて芸術団体等への支援スキームを改善し、文化芸術を通じた国家ブランド形成・経済活性化、文化的地域格差を解消し、あらゆる人に文化芸術に触れる機会を提供。

- | | | |
|-----------|-----------------|-----------------------------|
| <人材育成> | <創造活動の推進> | <発信・海外展開・人材交流> |
| ・学校巡回公演 | ・創造団体等が行う優れた公演等 | ・全国キャラバン |
| ・芸術家等人材育成 | への支援 | ・我が国を代表する芸術団体等が行う公演等への複数年支援 |
| | | ・国際芸術交流支援 |
- 等

2. 文化芸術による創造性豊かな子供の育成

12,236百万円(7,338百万円)

子供たちの豊かな感性や創造力等を育むため、学校・地域における一流の文化芸術団体による巡回公演や芸術家の表現手法を用いたワークショップ、地域の伝統文化・生活文化等に親しむ体験教室など、多様な文化芸術に触れる環境の充実を図るとともに、休日の文化部活動の地域連携・移行を推進する。

- ・文化芸術による子供育成推進事業
- ・文化部活動改革
- ・伝統文化親子教室事業
- ・劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業

等



「子供たちのバレエ鑑賞」

文化芸術の創造的循環の創出

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

2,143百万円
1,277百万円



背景・課題

文化芸術の自律的・持続的な発展に向けては、文化芸術活動そのものあるいは各領域において、リソースの確保から実際の活動やプロモーションを通じた事業収益化・それに裨益する効果を得ることによって、更なる再投資が行われ継続的な資源投入と文化芸術活動の促進がなされる「文化と経済の好循環の実現」（いわゆるエコシステムの構築）が必要である。そこで、①文化芸術領域における**エコシステム確立のための推進枠組みを形成**するとともに、②具体的な事例（≒突破事例）作りと横展開のために、**実証的・実践的な取組**を形成・実行する。

事業内容

事業実施期間：令和5～9年度（予定）

令和4年度に実施していた複数の事業を「エコシステム形成」という新たな観点でまとめ、国全体の文化芸術の自律性向上に資することを目指す。

【令和4年度】

芸術家等の活動基盤強化事業

国際文化芸術拠点形成事業

アートエコシステム形成事業

美術品DX事業

アーティストのグローバル展開

日本文化海外発信推進事業

活字文化のグローバル発信

文化経済戦略推進事業

土壌作り

文化芸術の循環システムの構築

自律的で持続可能な経営



文化経済部会報告書（令和3年度）より

価値づけ

【令和5年度 文化芸術の創造的循環の創出（2,143百万円）】

1. 芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出 94百万円

- フリーランスの芸術家を含む文化芸術関係者の事業環境の改善に向けた取組の実施

2. 文化芸術エコシステムの形成促進 597百万円

- ① **文化芸術の自律的運営促進事業** 404百万円（新規）
 - 文化芸術の自律性を高めるための持続的な運営実現に向けたコンサルティング及びその実証
- ② **文化芸術への寄附促進実証事業** 121百万円（新規）
 - マッチング機会創出、寄附を活用した包括的な資金調達モデルの実証事業の実施等
- ③ **アートエコシステム基盤形成促進事業** 72百万円（新規）
 - 公的鑑定評価制度の創設に係る実証事業、美術品管理適正化事業等

3. 文化芸術のグローバル展開の推進 1,452百万円

- ① **トップアーティスト人材発掘・国際的活動支援事業** 208百万円（201百万円）
 - トップ人材発掘支援、新進芸術家海外研修等
- ② **新進芸術家海外研修** 203百万円（173百万円）
 - トップ人材発掘支援、新進芸術家海外研修等
- ③ **活字文化のグローバル発信・普及事業** 109百万円（新規）
 - 海外展開のための外国語の企画書・サンプル訳の作成支援、翻訳家の発掘・育成等
- ④ **我が国アートのグローバル展開推進事業** 291百万円（新規）
 - 国際的なアートフェアへの出展等支援、拠点化支援等
- ⑤ **世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進** 641百万円（新規）
 - 国際的なアートフェアの誘致、音楽イベント等への伴走型支援等

芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

94百万円
78百万円)



背景・課題

文化芸術の担い手は小規模な団体やフリーランス等で活動する者が多く、立場の弱さや不安定さに起因して不利益が生じたり、活動継続が困難になったりするなどの課題が存在。

我が国の文化芸術の持続的な振興を図るためには、その担い手である芸術家等が持続可能な形で活動を継続できるよう、事業環境を改善し、団体・芸術家等の活動基盤を強化することが必要。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ
(令和4年6月7日閣議決定)

文化芸術分野の適正な契約関係構築を目的とした契約書のひな型を作成し、その普及啓発を行うなど、フリーランスの芸術家を含む文化芸術関係者の事業環境の改善に向けた取組を行う。

事業内容

有識者会議での議論を経て令和4年7月に公表した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」を踏まえた適正な契約関係構築に向けた取組のほか、芸術家等の事業環境改善に向け、必要な取組を実施。

（１）芸術家等の事業環境の調査分析 ＜令和3年度～＞

- 芸術家等の事業環境に関して、実態調査や海外の事例調査等を行う
- 件数・単価：1件×約500万円（予定）

（２）芸術家等の持続可能な活動や安定的な運営に資するモデル事業の実施 ＜令和3年度～＞

- 安心・安全な環境で芸術活動が行えるよう、相談窓口の設置による課題解決事業など、芸術家等の持続可能な活動や安定的な運営に資するモデル事業を実施する
- 件数・単価：1件×約2,800万円（予定）

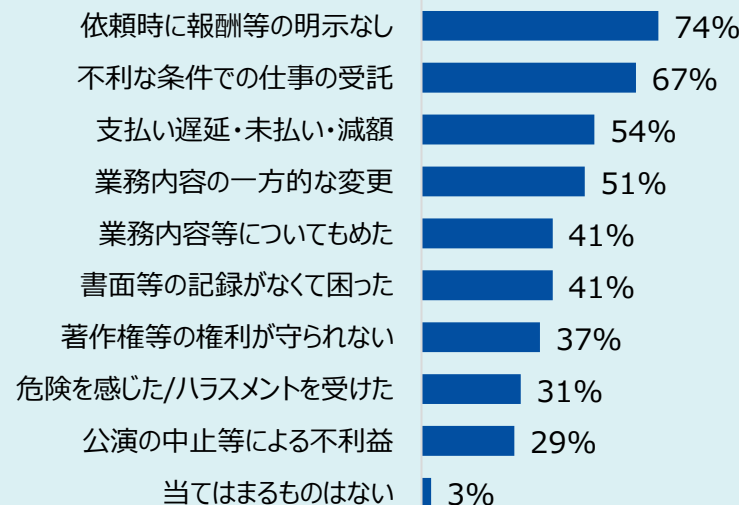
（３）芸術家等実務研修会等の実施 ＜令和4年度～＞

- 芸術家等及びその発注者の立場になる者、また将来的に芸術家を目指す学生等が、適正な事業環境構築のために必要な知識を身に付けられるよう、研修用教材を開発し、研修会等を実施する
- 件数・単価：3件×約1,200万円、1件×約800万円（予定）

（４）ハラスメント防止対策への支援【新規】

- 作品や公演単位で実施するハラスメント防止対策に必要な経費を支援する
- 件数・単価：【作品・公演単位】75件×上限20万円（予定）

● 依頼者や発注者との関係（令和3年度文化庁調査）



アウトプット（活動目標）

- ・事業環境の調査分析結果公表 1回
- ・モデル事業の実施件数 1件
- ・実務研修会等の実施回数 40回
- ・ハラスメント防止対策支援件数 75件

アウトカム（成果目標）

- 初期（令和4年頃）
「事業環境改善のため取り組んでいる」割合が増加
- 中期（令和6年頃）
「事業環境の改善を実感する」割合が増加
- 長期（令和8年頃）
「事業環境の改善を実感する」割合更に増加

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

文化芸術分野の事業環境が改善されることで、担い手である芸術家等が安心・安全に活動でき、各人の芸術性・技術力の向上への注力が可能となることで、文化芸術分野におけるプロフェッショナルを確立する。また、それに伴い、日本の文化芸術水準の向上を実現する。

① 文化芸術の自律的運営促進事業

 令和5年度要求・要望額
(新 規)

404百万円



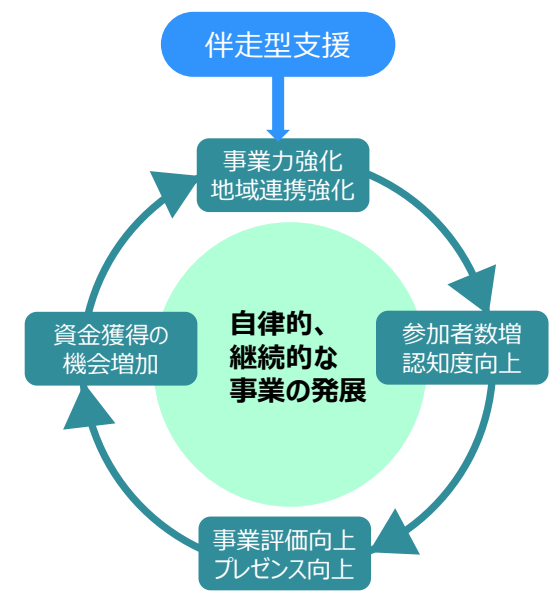
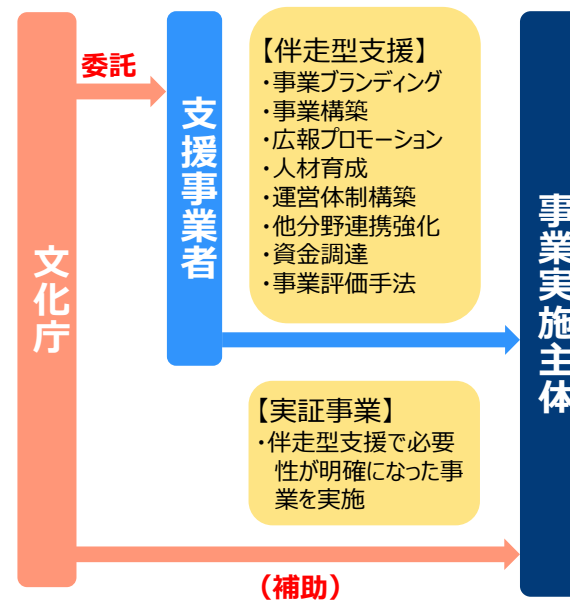
背景・課題

令和3年度12月に文化審議会に新設した文化経済部会では、文化芸術の持続的発展のためには、文化芸術の土壌を耕し、活動の基盤を作ることにより、新たな文化芸術を生み出すことと、生み出された文化芸術を価値づけし、需要を作り出すことによって、投資の機会を作り、さらに土壌を耕す原資とする「創造的循環」を作り出す「文化芸術のエコシステム」を構築すること、また、そこへの支援が必要と報告された。本事業では、エコシステム構築に向けた支援をどのように行うか、具体的な事業を対象に実証を行いながら、スキーム化を目指す。

事業内容 事業実施期間：令和5～9年度（予定）

文化芸術事業を実施する事業主体に対して、自律的運営の障害となっている課題解決に向けた伴走型支援を実施する。まずは、文化芸術の組織や事業を取り上げ、そこに集中的にコンサルティングを行うことにより、既存組織／事業の効果を高める。併せて、課題解決に向けた実証を行う。必要に応じて、事業補助を行い、その効果検証等を共同で行う。

①事業運営コンサルティング	140百万円
20百万円×7事業＝140百万円	
②実証事業等実施	126百万円
18百万円×7事業＝126百万円	
③事業実施への補助（必要に応じて）	106百万円
26.5百万円×4事業＝106百万円	
④その他関連調査事業・部会運営等	32百万円



アウトプット(活動目標)

- 支援実施事業数 (年間7件、総数(予定) 35件)

アウトカム(成果目標)

初期(令和6年頃)：実証事業の中から実際に自律的運営を達成する事業をつくる

中期(令和9年頃)：文化庁補助事業のうち、全事業経費に占める補助金割合が50%以下のイベント／組織の数が増加。

長期(令和14年頃)：補助金によらない事業を文化芸術の各分野に一定以上の割合で形成する

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

文化芸術領域の自律性を高めることは、補助金に頼らないだけでなく、事業の質を高めることにつながる。このことを通して、文化芸術領域が国民の支持・支援につながっていくことを目指していく。

② 文化芸術への寄附促進実証事業

令和5年度要望額

121百万円

(新 規)



背景・課題

地域の文化芸術は、人口減少、過疎化、コロナ禍等により資金工面が困難な状況が続いている。一方、地方公共団体が地域の文化財の保存活用を含む文化芸術振興のために、クラウドファンディング等の寄附を積極活用し、資金調達に成功する例が出ている。しかしこうした取組は未だ一部にとどまる上、現時点では特定のスキル人材や個別事由に依存していることが多く、他の参入者が容易に取り入れることのできる知識やノウハウとして包括的に整理されているものがほとんどない。

事業内容

事業実施期間：令和5～9年度（予定）

文化芸術振興を目的とした多様な資金調達を促進するため、異なる対象や地域、規模等において実証事業を行い、体制構築、プロジェクトの磨き上げ、寄附者への有効なPR手法等を含む包括的な資金調達モデル事例を形成する。さらに形成されたモデルの分析を通じて、資金調達を行う際に必要なノウハウ等を集約したスタートアップガイド（ベストプラクティス集合）を作成する。事業成果を周知・普及させることで、文化芸術振興のための資金調達環境を整備する。

既存の寄附制度に係るマッチング機会の創出

- 寄附募集プロジェクトのアイデアコンテスト等の実施（1件、委託先：民間団体）

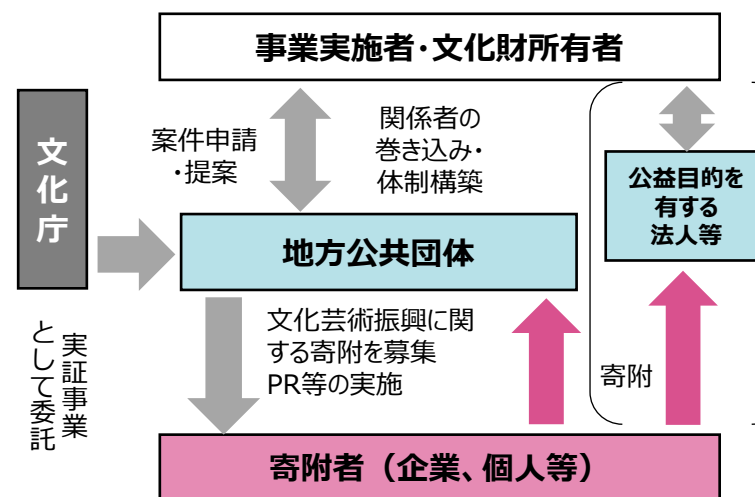
地方公共団体による包括的な資金調達モデルの実証事業

- 地方公共団体による文化芸術振興を目的とした寄附等による資金調達モデルの形成支援及び実証（右図）。（7百万円×10件程度 委託先：地方公共団体他）※R5は地方公共団体のみ対象

調査研究・普及事業

- 文化芸術分野における資金調達例に関する調査、実証事業の分析等をもとにしたスタートアップガイド作成
- 事業報告会・情報交換会の実施

【文化芸術振興を目的とした包括的な資金調達モデルの形成における考え方】



- 寄附先が地方公共団体となることで、寄附者にとっての寄附メリットを最大化。
- 地域の文化芸術振興や文化財の保存活用に責任を持つ地方公共団体に、知見を蓄積し、事業終了後も継続的な取組の実施を期待。
- 地方公共団体による包括的な資金調達モデルを形成し、優良事例やノウハウを国が横展開。

アウトプット(活動目標)

- マッチング件数（年間5件程度）
- 資金調達モデル事例の形成（年間10件程度）
- 資金調達モデル実証に関する情報交換会（1件/年）
- 地方公共団体の資金調達スタートアップガイド作成（1式）

アウトカム(成果目標)

【短期（R5～）】

- 文化芸術振興を目的とした寄附を活用する地方公共団体数 対前年度増

【中・長期（R7～）】

- 文化芸術振興を目的とした地方公共団体への寄附者数、寄附額 対前年度増

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- 国民や企業の文化芸術への寄附を増加させ、文化芸術領域の市場を活性化させる。
- 資金調達モデルの横展開により、文化芸術を支援する国民の機運を醸成する。

③ アートエコシステム基盤形成促進事業

令和5年度要求額

72百万円

(新 規)



背景・課題

美術品市場における基盤を整備し、その拡大を図ることを目指す。アート市場活性化WG（R3.3）、アート振興WG（R4.3）では、市場の拡大における基盤の脆弱性が指摘されていた。特に流通における来歴の管理、評価額の不透明性が市場の拡大に障害となっていることが明らかになっており、本事業を通して、その障害を改善して市場を拡大し、もってアート全体のエコシステムの形成の一端を担う。

事業内容

事業実施期間：令和5～9年度（予定）

美術品市場活性化の課題となっている取引市場の透明性の確保を各種事業により改善することを目指す。

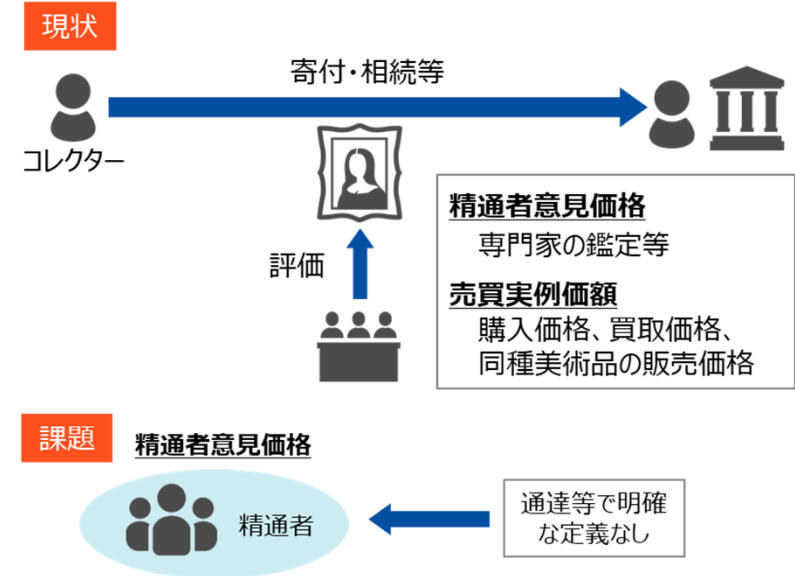
美術品の管理適正化のためのシステム開発事業 45百万円（新規）

- 市場に流通する美術品等の取引履歴（トレーサビリティ）の確保や、美術館・博物館における美術品・文化財の管理適正化を図る。（2件×22.5百万円、委託先：民間団体）

公的鑑定評価制度の創設に係る基盤整備・実証・取引実態調査 25百万円（新規）

- 美術品の相続や寄贈の際に活用する「精通者意見」は、算定根拠があいまいで、信頼性に乏しいため、恣意的な運用がなされている可能性が指摘されている（右図）。本事業では、近現代美術品を対象に鑑定評価を公的に「認定」等行い、その信頼性を高めることを目指す。併せて、諸外国における美術品取引の実態を調査する。（一式、委託先：民間団体）

【美術品鑑定評価の実態】



アウトプット(活動目標)

- 美術品の管理にかかるシステムの実証 令和5年度：5件（総数：20件予定）
- 公的鑑定評価制度の確立 1件
- 実態調査 2件

アウトカム(成果目標)

- 初期（令和6年頃）**：購入や貸し出し件数の増加
- 中期（令和9年頃）**：国内美術品取引額の増加、美術館における貸出件数の増加。
- 長期（令和14年頃）**：国民の美術品の購入へ意識の変化。美術品を購入したい人の割合の増加

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

我が国の美術品市場の活性化により、美術全体のエコシステムの形成がなされ、美術が持続的に発展することが可能となることにより、アート界全体の発展、ひいては我が国の発展に資することを目指す。

背景・課題

分野ごとの特性はあるものの、世界的に訴求力のあるポップカルチャー領域も含め、将来的に国際舞台での活躍が期待される傑出した才能を有した文化芸術の担い手を発掘し、国際的な評価を高め、グローバルな活躍を促すための支援及び環境が整っていない。

アーティストだけでなく、文化芸術資産及びコンテンツのプロデュース、発信及び流通のコーディネートができ、かつ多言語でそれらを行える人材が不足している。

世界における文化芸術（特にアート）の評価形成が海外の専門家・文化施設間のネットワーク内で形成される場合が多いものの、キュレーター等の専門人材はこういったネットワークへのアクセスやネットワークづくりの機会が限られている。

●新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）

国家ブランドの向上のため、関係省庁・機関等で連携強化しながら、トップレベルのアーティストの発掘から現地でのプロモーションの支援など我が国ソフトパワーのグローバルな発信・展開を行う。

●知的財産推進計画2022（令和4年6月3日閣議決定）

我が国文化芸術の魅力の世界に発信・展開することを目的に、グローバルにトップレベルの人材育成をするため、人材発掘から海外におけるプロモーションまでを支援する仕組みづくりを日本文化に理解のある国内外の人材・組織との連携・活用を図りつつ進める。

●文化芸術推進基本計画（第1期）（平成30年3月6日閣議決定）

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

事業内容

- 音楽や舞台芸術、美術等の文化芸術各分野において、若手芸術家等への実践的な海外研修の機会を提供するとともに、将来的に国際舞台での活躍が期待される傑出した担い手等を選考し、国際的な評価を高め、グローバルレベルでのキャリアを積むことができる場への参加支援・マッチング、海外におけるネットワーク構築やプロモーション活動に関するサポートなど、総合的活動支援の実施を通じて、世界的に活躍するトップアーティスト等の育成・グローバル展開を戦略的に推進する。
- 文化芸術の担い手の選考及び国際的な評価を高めていくにあたり、各分野の基本構造の調査・分析、海外市場調査やマーケット分析等を実施し、具体的な裏付けを持った分野毎の「見取り図」を把握した上で、関係省庁（在外公館・JETRO・国際交流基金等）とも連携しつつ、アーティストだけでなく、プロデュースやコーディネートができる人材、グローバルな文化芸術の評価形成に参加できるキュレーター等の専門人材を含めた戦略的な海外展開・人材派遣を推進する。

【新進芸術家の海外研修】203百万円（173百万円）

- 研修期間：1か月程度～3年まで全4種類
- 支給対象：旅費、滞在費等
- 事業期間：令和5年度～令和7年度

【これまでの派遣例】

佐藤しのぶ（声楽 イタリア S59年度）／野田秀樹（演出 英国 H4年度）／野村萬斎（狂言 英国 H6年度）／塩田千春（現代美術 ドイツ H16年度）／濱口竜介（映画 米国 H27年度）

■ トップアーティストのグローバルな活躍の舞台の例



ドクメンタ

4年または5年ごとにドイツのカッセルで開催される世界有数の国際的な大型現代美術展



ヴェネチア・ビエンナーレ

ヴェネチアで開催される世界を代表する国際美術祭。美術展と建築展が隔年で開催される。

【トップ人材発掘・国際的活動支援事業】

208百万円（201百万円）

- 傑出した担い手（アーティスト、プロデューサー、キュレーター等）を選考し、国際的な評価を高め、グローバルなキャリアを積むことができる場を選定して海外に派遣
- 関係省庁・機関と連携し、現地での活動や今後のグローバルな活躍を支える人的ネットワークの構築等を支援（キーパーソン等の日本への招へいを含む）
- 各分野の基本構造及び、海外マーケットの調査・分析等を実施し、分野ごとの「見取り図」を把握

アウトプット（活動目標）

- ・トップアーティスト等の戦略的な海外派遣・人材育成（年間:4件）
- ・各分野の基本構造及びマーケット等の調査・分析（年間:2分野）
- ・新進芸術家海外研修制度研修生数（年間:35件）

アウトカム（成果目標）

- 初期（令和7年頃）：文化芸術のグローバルな評価形成に関わるネットワークへのアクセスの強化。
- 中期（令和10年頃）：世界的に権威ある国際芸術祭・国際コンクール等への参加・入賞実績等の増（KPI調査中）
- 長期（令和15年頃）：世界的に権威ある国際芸術祭・国際コンクール等への参加・入賞実績等の更なる増（KPI調査中）

インパクト（国民・社会への影響）

文化芸術立国としての国際プレゼンス向上や国際的な評価を受ける人材の輩出を通じた相互理解・国家ブランディングの強化。トップアーティストの国際的な活躍を通じた経済的価値の創出やインバウンド増加など、文化芸術資源を活用した経済活性化。日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げる国民の割合が増加。

■我が国の多様で豊かな活字文化を海外へ発信・普及させるため、出版社等による作品の海外展開を支援するとともに、翻訳家の発掘・育成を行う。

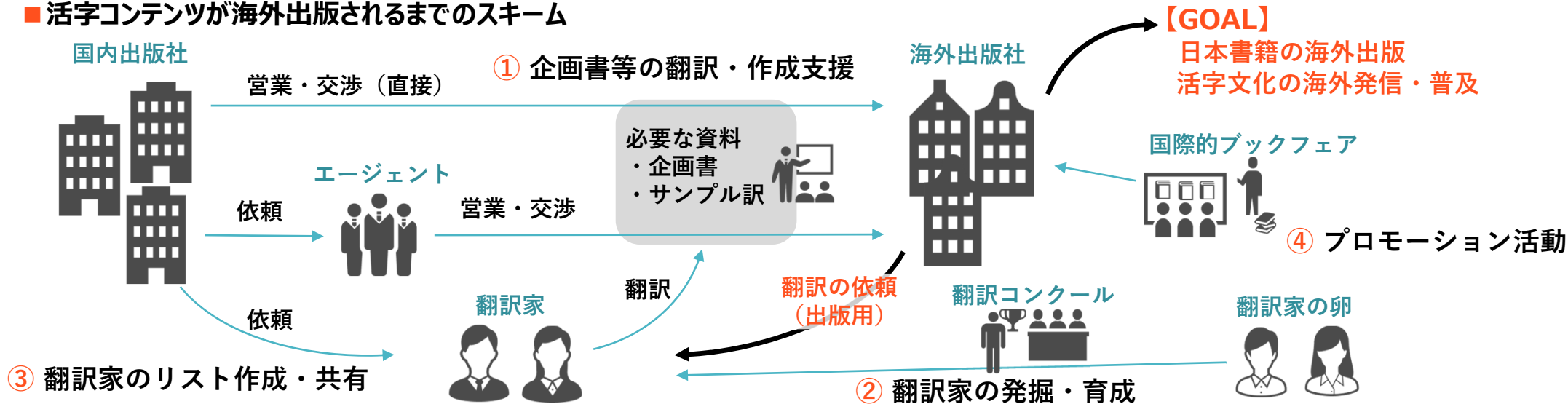
課題・背景

- ・活字コンテンツの海外展開にあたり、英語圏の国同士であれば問題にならない「概要の説明」や「実際に中身を読んでもらう」という営業や交渉の最初のステップが、日本の出版社等には負担となっている。
- ・十分な能力を有する翻訳家が足りていない。一方で、海外で出版される日本の活字コンテンツが少ないため、翻訳家に仕事がまわってこない。
- ・アジア地域を除き、日本の活字コンテンツ全般が国際的にはマイナーであり、注目度が低い。

■ 事業内容

- ① **企画書等の翻訳・作成支援**：海外展開に必要となる、外国語の企画書・サンプル訳に係る費用を支援する。
- ② **翻訳家の発掘・育成**：翻訳家を発掘・育成するために翻訳コンクール、シンポジウム・ワークショップを開催する。
- ③ **翻訳家のリスト作成・共有**：翻訳家のリストを作成し、出版社等に共有する。
- ④ **プロモーション活動**：国際的なブックフェアにおいて、プロモーション活動を実施する。

■ 活字コンテンツが海外出版されるまでのスキーム



アウトプット（活動目標）

- ・外国語の企画書・サンプル訳の作成支援
(年間:150件)
- ・国際的ブックフェアでのプロモーション活動
(年間:1件)

アウトカム（成果目標）

- 初期（令和6年頃）：支援件数の12%の活字コンテンツの海外出版
 中期（令和8年頃）：支援件数の16%の活字コンテンツの海外出版
 世界規模の国際的ブックフェアでテーマ国として日本を採用
 長期（令和10年頃）：支援件数の20%の活字コンテンツの海外出版

インパクト（国民・社会への影響）

我が国の豊かな活字文化の海外への発信・普及による、文化芸術立国としての国際プレゼンス・国際的な評価の向上、及び国家ブランディングの強化。海外の受け手目線を取り入れた、文化芸術と経済の好循環の拡大。

④ 我が国アートのグローバル展開推進事業

令和5年度要求・要望額 291百万円
(新 規)

背景・課題

我が国アートの国際的なアートフェアへの出展支援や、海外で行われる我が国アートの展覧会への支援により、日本のアートの国際的なプレゼンスを高める。また、我が国で開催される国際的なアートの事業を支援することにより、我が国がアートの国際拠点となることを目指すなど、我が国アートのグローバル展開に資する施策を総合的に展開する。

事業内容

事業実施期間：令和5～9年度（予定）

海外アートフェア等参加・出展等支援（補助金） 110百万円（新規）

- アートバーゼル等、国際的に重要なアートフェアへの出展を促し、日本の現代アートの国際的なプレゼンス向上に資する。併せて、国際的に出展意欲のある若手ギャラリーの海外出展を促す。
(22件×5百万円、交付先：民間団体)

国際的に発信力のある国内企画展等支援（補助金） 30百万円（新規）

- 国際的に発信力のある企画展や我が国現代作家の評価を高めることに資する展覧会の開催を促進することにより、日本の現代アートの国際的な評価向上に資する。(3件×10百万円、交付先：国内美術館等)

国際拠点化事業の推進支援（補助金） 100百万円（新規）

- 我が国が国際的なアートの発信拠点へと成長していくことに資する事業を支援し、国際拠点化を推進する。
(2件×50百万円、交付先：民間団体)

国際連携による海外企画展等支援（補助金） 50百万円（新規）

- 海外の美術館等における我が国作家の個展や我が国におけるアートの動向等に関する企画展の開催を促進し、我が国作家・作品の国際的な評価向上を推進する。(2件×25百万円、交付先：国内美術館等)



アートウィーク東京2021の様子（国際拠点化支援）

アウトプット(活動目標)

- 年間支援予定数：29件

	令和4年	令和5年	令和6年
アートフェア出展	15件	22件	22件
国内企画展	2件	3件	3件
国際拠点	1件	2件	2件
国際連携展	1件	2件	2件

アウトカム(成果目標)

初期（令和5年頃）：日本の美術品の国際的な発信の増加。

中期（令和9年頃）：海外における日本美術展の開催や海外有力美術館のコレクションにおける日本美術の増加。

長期（令和14年頃）：国際的な美術史の文脈に日本の現代作家の作品が取り上げられると同時に、日本の動きが国際的な美術史上、重要な役割を果たすことになる。

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

我が国のアートの国際発信に資することを通し、我が国のアート市場を活性化するとともに、我が国アートを国際的な文脈に積極的に乗せていくことを通して、我が国の美術の国際競争力の向上を目指す。

⑤ 世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進

令和5年度要求・要望額 641百万円
(新 規)

背景・課題

欧米中心に形成されてきた美術史において、日本でのアートイベントが国際的な文脈で取り上げられることは稀有である。そのため、海外で評価された作家や作品が逆輸入的に日本で価値があるとされる傾向にあり、日本での評価との乖離が一部でみられることもある。本事業では、我が国を文化芸術の発信拠点とし、国内発の国際的な文脈づくりを担う一端となることを目指して実施する。

事業内容

事業実施期間：令和5～9年度（予定）

我が国の文化芸術の拠点化を推進することを目指し、実施の際には、国際的な文脈づくりの観点から伴走型支援を実施する。

国際的なアートフェアの誘致に向けた我が国アートシーンの発信 300百万円（新規）

- 国際的なアートフェアの本格的誘致に向け、海外アートフェア等と協働した我が国アートシーンの発信を通じ、国際発信、VIPリレーションズ、国際的なネットワーク形成、マーケティング等の必要なノウハウの習得を図る。
(1件×300百万円、委託先：民間団体)

国際的なイベントにおけるアートの国際発信事業 280百万円（新規）

- 国際的な注目を集める音楽イベント等、一般を対象としたイベントにおける現代アート作品の展示等を通じたアートのすそ野の拡大、効果的な国際発信等を目指す。
(1件×100百万円（委託先：民間団体）、1件×180百万円（補助）)

日本文化のグローバル展開に資する「新たな価値」の発信 50百万円（新規）

- メディアアートやポップカルチャー（ファッションやマンガ、アニメ、ゲーム等）を中心に、西洋美術史とは異なる文脈から「新たな価値」を形成し、世界に向けて発信していくための国際的なアートフェスティバルの開催等の取組を持続的に行っていくための準備事業を実施。(1件×50百万円、委託先：民間団体)



MUSIC LOVES ART（サマーソニック2022とのコラボレーション）

アウトプット(活動目標)

- 支援実施事業数 年度ごと3-4件程度
- 国内で実施された国際的なアートフェアで販売された作品が海外の主要美術館のコレクションになった件数（アンケート）
- 新たにアートに関心を持った割合（アンケート）

アウトカム(成果目標)

初期（令和6年頃）：国際的な発信力のある文化芸術イベント等を開催・誘致活動し、我が国が国際的な拠点となる基盤を作る。

中期（令和8年頃）：誘致・開催した事業が自律的・持続的に発展していけるように支援し、国際的な発信ができるようになる。

長期（令和14年頃）：国際的なイベントがアートの国際的な評価を高める循環を形成し、持続的にイベント自体が発展していくエコシステムが形成される。

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

我が国がアートの国際的な拠点の一つとなり、我が国のアートイベントの国際的な価値を高めることにより、アートシーンが直接的に国際的な評価につながる環境を作り出す。それによって、我が国がアートの国際的な価値を生み出す場となり、我が国アート市場が活性化することを目指す。

東アジア文化交流推進プロジェクト事業

令和5年度要求額
(前年度予算額)

91百万円
91百万円)



背景・課題

2012年の第4回日中韓文化大臣会合で合意された「東アジア文化都市」(日中韓3か国で選定した都市において文化芸術活動を集中的に実施)により、東アジア地域における文化交流・人的交流を一層発展させ、将来に向かって同地域の連帯感と文化的な共生と創造に資する。

また、東アジアやASEAN諸国との間で文化人、芸術家の交流事業を実施し、相互理解を促進するとともに、アジアからの文化発信を目指す。特にコロナ禍における取組として、オンライン等を通じた新たな交流方式を活用した文化発信を目指すとともに、日本が強みを有する分野での文化協力事業を実施する。

事業内容

①東アジア文化都市中韓交流の実施 41百万円(41百万円)

3か国共同事業と位置づけた交流事業において、中韓への我が国の文化芸術団体等の派遣及び中韓の文化芸術団体等の我が国への招へいを実施。さらに青少年の文化交流を推進。

- 件数・単価：1箇所×約4,000万円
- 交付先：東アジア文化都市の実行委員会等

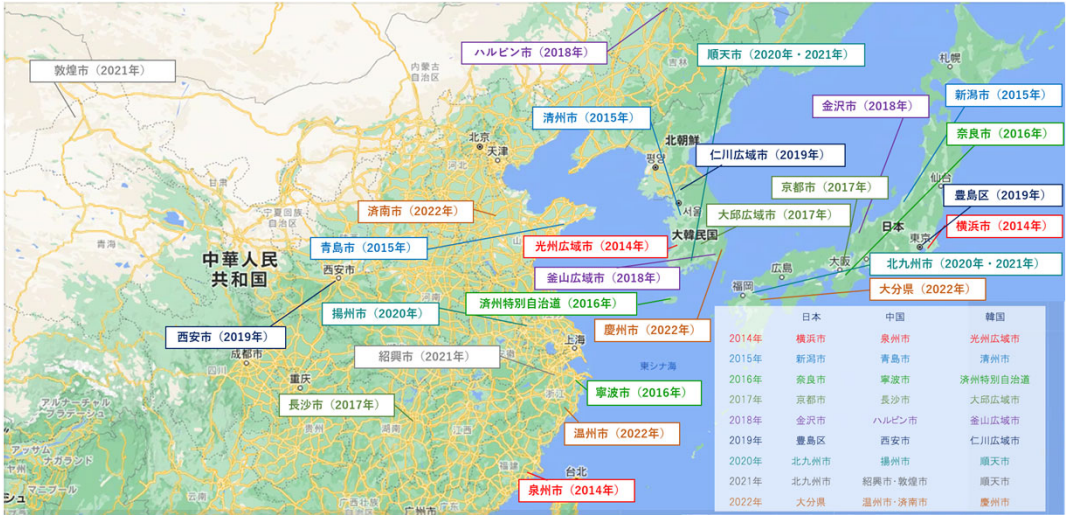
②東アジア芸術家・文化人等交流・協力の実施 46百万円(46百万円)

東アジア諸国との文化交流事業・人的交流を通じた人材の育成・東アジアとの文化協力を促進させる事業を実施。

(事業例) 日中韓芸術祭 日中韓文化芸術教育フォーラム ASEAN文化交流・協力事業(アニメーション・メディアアート・映画分野)

- 件数・単価：3箇所×約1,530万円
- 交付先：企業、教育機関等

(その他、東アジア文化都市関係行事・会議への旅費等)



横浜市 (2014年)	新潟市 (2015年)	奈良市 (2016年)	京都市 (2017年)	金沢市 (2018年)	豊島区 (2019年)	北九州市 (2020年・2021年)
✓ 期間中100事業実施 ✓ 来場者は約280万人	✓ 期間中295事業実施 ✓ 来場者は約357万人	✓ 期間中112事業実施 ✓ 来場者は約127万人	✓ 期間中129事業実施 ✓ 来場者は約50万人	✓ 期間中172事業実施 ✓ 来場者は約92万人	✓ 期間中397事業実施 ✓ 来場者は約350万人	✓ 期間中214事業実施 ✓ 来場数は約164万人

大分県
(2022年)

※各事業数は自治体独自の事業等も含む

アウトプット (活動目標) 令和5年度末

東アジア文化都市中韓交流事業の委託件数
(令和5年度目標) 2件

アウトカム (成果目標)

委託事業内におけるプログラム実施件数
(令和5年度目標) 13件

インパクト (国民・社会への影響)

地方都市のグローバル展開、東アジアにおける相互理解の促進、我が国の文化芸術関係者のグローバル化促進、ASEAN+3における我が国のプレゼンス向上に寄与

背景・課題

近年、首脳間・大臣間の合意等に基づく国際文化交流が増加している中、文化政策上の意義や国際貢献の観点からの意義に基づき、国が責任を持って交流事業を実施する必要がある。このため、本事業では、これらの政府間の取決め等に基づいて開催される文化芸術発信事業や国際文化交流事業を実施する。

事業内容

首脳間・大臣間等で設定される周年事業等で行われる文化・芸術関連行事など、国としての対応が必要となるトップレベルの文化芸術発信事業や国際文化交流事業を実施する。

(今後予想される周年事業の例)

令和5 (2023)年: 「日・ASEAN友好協力50周年」「日・ベトナム外交関係樹立50周年」「日・ペルー外交関係樹立150周年」

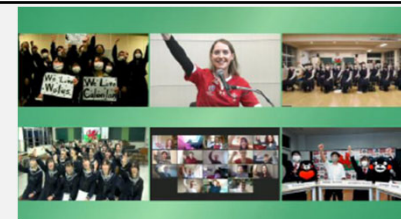
令和6 (2024)年: 「日・トルコ外交関係樹立100周年」「日・パラオ外交関係樹立30周年」「日・カリブ交流年2024」 など

- 件数・単価: 5箇所×約1,560万円
- 交付先: 文化芸術団体、企業、各種祭典の実行委員会等

日英交流年「UK in JAPAN」における日・ウェールズ文化交流強化事業

期間: 令和3年1月～令和3年3月

概要: ラグビー・ワールドカップ2019においてウェールズ代表チームとスポーツ交流を行った大分県、熊本県、及び北九州市における合唱団と、ウェールズの青少年合唱団 (Only Boys Aloud) とがオンライン上で交流を行い、日本の合唱団によるウェールズ語の合唱曲の発表会を実施。



中央アジア諸国・日本外交樹立30周年記念関連事業

期間: 令和4年4月 (ウズベキスタン)、5月 (キルギス)、6月 (カザフスタン)

概要: 中央アジア3か国(ウズベキスタン・キルギス・カザフスタン)との文化交流事業を行い、各国の歴史・地理・文化等の紹介や、各国の在日音楽家と日本の音楽家のコラボレーションによる演奏を提供。



ウズベキスタン編



キルギス編

アウトプット (活動目標) 令和5年度末

事業実施件数
(令和5年度目標) 8件

アウトカム (成果目標)

本事業において実施した文化イベントの参加者数
(令和5年度目標) 90,000名

インパクト (国民・社会への影響)

相互理解の促進、我が国の文化芸術関係者のグローバル化促進、ASEAN+3をはじめ世界における我が国のプレゼンス向上に寄与

舞台芸術等総合支援事業

令和5年度要求・要望額
(新)

12,230百万円
規

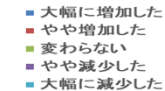


背景・課題

- 近年のコロナ禍の影響により、文化芸術団体等は、公演等のイベントの中止・延期・規模縮小等を余儀なくされた。
- そのような中、オーケストラ、演劇、バレエ、能楽など各分野の統括団体の機能の重要性が再認識された。

- 従来の各公演等ごとの支援から、ポストコロナの舞台芸術の全国的な復興に向けて芸術団体等への支援スキームを改善。
- 文化芸術を通じた国家ブランド形成・経済活性化、文化的地域格差を解消しあらゆる人に文化芸術に触れる機会を提供。

コロナによる国民の芸術鑑賞機会の減少



事業内容

人材育成



学校巡回公演

4,410百万円

● 子供育成推進巡回公演

1,316公演程度

国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等において質の高い舞台芸術公演を実施

● 山間・へき地等巡回公演

560公演程度

山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等において合同で公演を実施



芸術家等人材育成

1,016百万円

- 統括団体等による、若手芸術家・スタッフ等を対象とした公演・ワークショップ・研修会等の実施 50件程度

- 芸術大学等における実演家、プロデューサー、アートマネジメント人材の高度な能力育成・人的交流を促進 24大学程度

創造活動の推進



創造団体等向け支援

714百万円

文化芸術創造団体等が行う優れた公演等創造活動への支援

- 公演事業支援(一般) 80件程度
- 公演事業支援(ステップアップ) 6件程度
- 将来的に日本の芸術文化を牽引することが期待され、優れた芸術作品を生み出すことが期待される法人設立後10年以内(初回採択時)の芸術団体の公演・創造活動への支援
- 劇場・音楽堂等と文化芸術創造団体との共同制作支援 2件程度
- 劇場・音楽堂等の研修事業や情報提供等の実施

全国キャラバン

1,850百万円

舞台芸術分野の統括団体が企画する、我が国の舞台芸術を牽引する大規模かつ質の高い公演等の実施や国内外への配信、全国ネットワークの構築 10団体 4地域 (×3年間)



我が国を代表する芸術団体等支援

3,546百万円

我が国を代表する芸術団体が行う優れた公演等創造活動への複数年支援

- 74団体程度(最大3年間)
- 劇場・音楽堂等15団体程度(最大5年間)

国際芸術交流支援

362百万円

- 海外国際フェスティバル参加等支援 14公演程度
- 国内で開催される国際的舞台芸術イベントの支援等 4公演程度

アウトプット(活動目標)

- 子供の舞台鑑賞者数
(R3年: 251,035名⇒R5年: 376,553名)
- 国内における舞台芸術公演数
(R3年: 1,685公演⇒R5年: 2,528公演)

アウトカム(成果目標)

- 我が国の文化芸術の国際的評価の向上、国際的に活躍する人材の増加
- 文化芸術団体等の経営基盤安定化
- 地域格差をなくし、日本各地で質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供

インパクト(国民・社会への影響)

文化芸術に触れることで、あらゆる人の心を豊かにし、また、文化芸術投資が生み出す経済効果により国を豊かにし、さらには、我が国の国際プレゼンスを向上させ、世界平和に貢献する。

日本映画の創造・振興プラン

令和5年度要求額 1,295百万円（内数含む）
（前年度予算額 1,204百万円）



背景・課題

・新型コロナウイルスの影響により、2021年の観客数、興行収入はコロナ前の2019年より大幅減の状況。

	2021年	2019年比
観客数	1億1,481万8,000人	41.1%減
興行収入	1,618億9,300万円	38.0%減

（R4.1 発表、日本映画製作社連盟 日本映画産業統計）

- 日本映画の振興のため、次代に繋がる、多様で、優れた、世界に誇る新たな日本映画の創出サイクルを確立させることが必要。

【文化芸術基本法】（メディア芸術の振興）

○第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

【知的財産推進計画2022】

○ロケ撮影環境の改善等を通じた映像製作支援
日本映画の支援について、多様な作品の製作・公開の維持に寄与するため、優れた日本映画の製作を支援する他、国内の映画の製作現場や海外の映画関係者との交流を通じた人材育成の取組を強化する。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ2022】

○（文化芸術）
我が国のマンガ、アニメ、ゲーム、音楽等の創造や世界への発信の促進のため、世界的フェスティバルの開催や若手クリエイターの創作活動の支援、メディア芸術作品のアーカイブ化等のための情報拠点整備を行い、戦略的な海外発信を行うとともに、マンガ、アニメ、ゲームなどのメディア芸術ナショナルセンターに関する構想に基づき、必要な検討を行う。また、映画製作への支援や若手映画作家等の育成を強化し、日本映画の海外発信のため、海外の映画祭に若手監督を派遣する。

事業内容

人材育成

若手映画作家等の育成

若手映画作家等に対し、ワークショップや映画製作を通じた技術・知識の習得機会等の提供、プロデューサーと連携した企画・脚本開発のサポートを実施するほか、映画制作の現場において、各過程を担う専門性の高い若手映画スタッフを育成（委託事業）

- ・ 事業期間：平成16年度～（内短編映画製作 平成18年度～）
- ・ 支援対象：若手映画作家 15人程度 等



創造

日本映画製作支援【拡充】

優れた日本映画や国際共同製作映画の製作活動に対して支援することで、多様な作品の上映に寄与（補助事業）



- ・ 事業期間：平成23年度～
- ・ 補助金での支援（上限：日本映画2,140万円、国際共同製作1億円。パリアフリー字幕、音声ガイド、多言語字幕制作について、各々上限1百万円の実費。）
- ・ 支援対象：劇映画25件、記録映画9件、アニメーション10件
- ・ 国立映画アーカイブとの連携を図るための体制を整備

発信・海外展開・人材交流

日本映画の海外発信

海外映画祭への出品支援や若手監督等の派遣、海外映画祭における日本映画の上映など日本映画の魅力発信につながる海外交流機会を提供（委託事業）



- ・ 事業期間：（内出品等支援）平成15年度～（内海外展開強化）令和2年度～
- ・ 令和5年度は、海外発信の強化、人材交流の促進等を図るため、海外主要映画祭への若手監督の派遣を拡充する（3件程度→8件程度）
- ・ 支援対象：出品等支援42件、上映6件、監督派遣8件

国立映画アーカイブとの有機的な連携（（独）国立美術館運営費交付金の内数）

国立映画アーカイブとの有機的な連携を図るため、R5年度から以下の事業を（独）国立美術館運営費交付金において実施する。

PDCAサイクル確立のための体制整備【新規】

専門家であるプログラムディレクター（PD）とプログラムオフィサー（PO）を国立映画アーカイブに配置し、助言・事後評価・調査研究等を実施し、助成に関する計画・実行・検証・改善等のPDCAサイクルを確立

- ・ 事業期間：令和5年度～

ロケーションデータベースの運営【新規】

全国各地のフィルムコミッションの「ロケ地情報」等をインターネット上に集約・一括検索を可能とすることで、国内の映画撮影・創造活動を促進

- ・ 事業期間：令和5年度～（令和4年度まで文化庁委託事業として実施）

アーカイブ中核拠点形成モデル事業【新規】

ポスターやパンフレット等の非フィルム資料のアーカイブ化推進において中核となり得る所蔵館・機関等を拠点化し、当該拠点を中心としたアーカイブ整備を効率的かつ効果的に促進

- ・ 事業期間：令和5年度～（令和4年度まで文化庁委託事業として実施）

国際映画祭支援【拡充】

我が国で開催される、海外発信力のある国際的な映画祭への支援を実施することで、日本映画の国際競争力の向上・日本文化の発信に寄与（補助事業）

- ・ 事業期間：平成23年度～
- ・ 令和5年度は、日本映画の魅力発信を促進するため、支援件数の拡充を図る（1件→6件）
- ・ 支援対象：6件

アウトプット（活動目標）

- 日本映画の振興のための各種事業を継続・向上させ、以下目標達成に繋げる。
- ・ 優れた日本映画の製作活動に対する支援件数の確保。
 - ・ 海外国際映画祭への日本映画出品支援数の維持。
 - ・ 海外映画祭への若手監督派遣 3件 → 8件

アウトカム（成果目標）

- 初期・中期
- ・ 邦画・洋画の国内上映割合について、持続的に邦画が洋画を上回る。
 - ・ 主要な海外国際映画祭における日本映画作品の継続的な受賞。
- 長期
- ・ 次代に繋がる、多様で、優れた、世界に誇る新たな日本映画の創出サイクルの確立。

インパクト（国民・社会への影響）

- ・ 我が国メディア芸術の国内外の評価の維持・向上と日本ブランドの確立、経済活性化へ寄与。
- ・ 同時に、優れた文化芸術が育まれる土壌を醸成することで、国民の豊かな生活の一助となる。

メディア芸術の創造・発信プラン

令和5年度要求・要望額 1,119百万円（内数含む）
（前年度予算額 1,059百万円）



背景・課題

- マンガ、アニメーション、ゲーム等の**メディア芸術**は、広く国民に親しまれているだけでなく、新たな芸術の創造など我が国の芸術活動全体の活性化を促すとともに、海外からも高く評価され、我が国への理解や関心を高めている。
- 文化芸術の振興はもとより、コンテンツ産業、観光、国際文化交流にも資するため、**メディア芸術分野**における創作サイクルを創出し、さらなる振興・発展を図ることが必要である。



【文化芸術基本法】

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の政策等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

【経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）】

○ソフトウェアを含む我が国が誇る文化芸術資源の持続可能な活用を通じた経済・地域活性化を促進するため、統括団体等を通じた文化芸術団体・関係者の活動支援、文化芸術教育や子供の文化芸術鑑賞・体験機会の確保、クリエイターの創作活動の支援、国立文化施設や博物館の機能強化や日本博2.0等の「WABI」の取組を推進しつつ、インセンティブを付与した寄附を始めとする民間資金や文化DXの一層の活用等により、文化財等の保存と活用の好循環や日本の文化芸術・コンテンツの魅力の国内外への発信、グローバル展開及び地方展開の着実な支援・収益基盤の強化を推進する。

○メディア芸術ナショナルセンターに関する構想に基づき、必要な検討を行う。

【知的財産推進計画2022】

○コンテンツ業界を支えるクリエイターや制作に携わるスタッフの能力向上に資する教育プログラムやマネジメント人材の育成及び現場における実践的な育成機会の充実、ゲームスキルを活用した地域の課題解決や企業とのデジタル共同開発に資するDX人材の育成、海外向けコンテンツ制作の資金調達・管理できる人材の育成を図る。

○各研究機関等におけるマンガ、アニメ、ゲーム等のメディア芸術作品の保存・利活用を支援するとともに、情報拠点の整備を進め、ジャパンサーチとも連携したコンテンツ発信の場を創出し、ユーザーの相互誘導を推進する。

事業内容

人材育成

メディア芸術人材育成事業【拡充】

事業実施期間：平成22年度～

メディア芸術クリエイター育成支援事業

マンガ、アニメーション、メディアアート等のメディア芸術分野における優れた若手クリエイターを対象とした、専門家によるアドバイス、技術支援、発表機会の提供等の創作支援プログラムを実施。〔委託事業〕

- ・ R5年度は、**育成対象者数等の拡充を図る。**
- ・ 支援対象：50件程度

アニメーション人材育成事業

産学が連携し、作品制作を通じたオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）のほか、スキル向上のための教育プログラムを対象者やレベル別（就業者・アニメ業界志願者、若手アニメーター・中堅アニメーター等）に実施。〔委託事業〕

- ・ 支援対象：制作団体 4社程度 等



基盤等整備

メディア芸術連携基盤等整備推進事業

事業実施期間：令和2年度～

産学館（官）が連携し、メディア芸術作品・資料の収集・保存・活用に向け、分野を横断したネットワークを構築しノウハウの共有等を推進。喫緊の課題に対応するための調査研究（散逸・劣化の危険性が高い中間制作物（アニメの絵コンテやセル画など）の保存）を実施。〔委託事業〕

所蔵館等におけるアーカイブの取組を支援し、散逸・劣化の危険性が高い作品等の保存・活用を促進。〔補助事業〕

- ・ 件数・単価：23件×5百万円（定額補助）（予定）

発信・海外展開

〔参考〕世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進
ー日本文化のグローバル展開の推進に資する「新たな価値」の発信ー

【新規】

日本文化のグローバル展開を推進するため、メディアアートやポップカルチャー（ファッションやマンガ、アニメ、ゲーム等）を中心に、西洋美術史とは異なる文脈から「新たな価値」を形成し、世界に向けて発信していくための国際的なアートフェスティバルの開催等の取組を持続的に進めていくための準備事業を実施。

（独）国立美術館との連携強化（（独）国立美術館運営費交付金の内数）

R5年度から
（独）国立美術館
「国立アートリサーチセンター（仮称）」
が事業を実施する。

情報流通基盤の整備（メディア芸術データベースの整備）【新規】

事業実施期間：令和5年度～（予定）

（令和4年度までメディア芸術連携基盤等整備推進事業のなかで実施）

（独）国立美術館において、メディア芸術分野における情報拠点整備に資するためのメディア芸術データベースの整備に取り組む。

メディア芸術の国際発信等【新規】

事業実施期間：令和5年度～（予定）

（令和4年度までメディア芸術グローバル展開事業のなかで実施）

我が国のメディア芸術作品、作家の国際的評価の更なる向上を目指し、メディア芸術の国際発信を行う。

アウトプット（活動目標）

- ・ メディア芸術分野における若手クリエイター育成支援の件数 10件→**50件**
- ・ 所蔵館等によるメディア芸術作品・資料のアーカイブ化推進の取組に対する支援の件数 11件→**23件**程度

アウトカム（成果目標）

初・中期

- ・ 我が国クリエイター等が国内外で高い評価を受ける等、育成の成果が表出する。
- ・ メディア芸術作品・資料の収集・保存・活用に向けた課題解決のため、全国の所蔵館等のネットワークの構築が図られる。

長期

- ・ 優れたクリエイターの活躍と多様な良質なメディア芸術作品の創造、散逸・劣化の危険性が高い作品等の保存や利活用など、メディア芸術分野における自律的な創造サイクルの確立が図られる。

インパクト（国民・社会への影響）

- ・ 我が国メディア芸術の国内外の評価の維持・向上と日本ブランドの確立、経済活性化へ寄与。
- ・ 同時に、優れた文化芸術が育まれる土壌を醸成することで、国民の豊かな生活の一助となる。

障害者等による文化芸術活動推進事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

511百万円
391百万円)

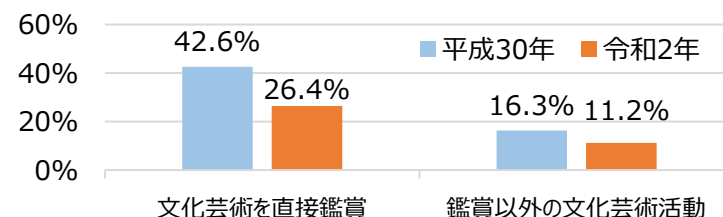


背景・課題

- 共生社会の実現のため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び「文化芸術基本法」や、令和4年度に改定予定の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」及び「文化芸術推進基本計画」に基づく施策を国として着実に推進していくことが必要。
- 先導的・試行的な取組の取組の成果を基に、横断的な課題解決を図るなど、文化施設、文化芸術団体、地方自治体等における取組を支援することで、障害者等による文化芸術活動の早期回復や、その更なる向上を目指す。

【障害者の文化芸術活動状況】

出所：文化庁調べ



事業内容

① 障害者等による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の拡大等【拡充】

先導的・試行的な取組への支援

- 文化芸術団体等が実施する障害者等による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表機会の確保に係る先導的・試行的な取組を支援

鑑賞	障害者等が必要な支援を受けて文化芸術に触れたり、鑑賞したりする機会や、自らも文化芸術活動に参加する体験機会の拡充等
創造	障害者等が自ら芸術を創造することができる環境を整備するための、創造の場の確保・情報提供等
発表	障害者等が制作した魅力ある作品など、文化芸術活動の成果の発信等（国際的な催しへの障害者の参加の促進については重点的に支援）

横断的な課題解決

- 先導的・試行的取組の成果を全国の文化施設や文化芸術団体等に普及・展開するための取組や支援人材育成のための研修プログラムの開発・実施等
- 障害者等の文化芸術活動に対するアクセスの改善・鑑賞サポートを図るための支援方策（以下①②）についての実証事業等を実施【新規】
 - ①地域連携の拠点となる文化施設による取組
障害種別ごとの情報保障の充実、地域との協働ワークショップの開催や作品の評価・展示等
 - ②中間支援団体（支援を必要とする人と文化施設等をつなぐ団体）による取組
支援を必要とする人のニーズに応じた展示・公演情報の提供や相談対応、展示・公演への同行支援、文化施設職員への研修等

② 作品等の評価を向上する取組等

- 障害者の芸術作品等が広く世間に認識され、適正な評価を受けられるよう、国の美術館等において展示等の取組を実施

③ 地方自治体に対する支援【拡充】

- 地方自治体における推進法を踏まえた地域計画策定の促進や当該計画に基づく事業振興等を図るため支援（計画策定の進捗状況等を踏まえて支援自治体を拡充）

【地方自治体の計画策定状況】 出所：文化庁調べ

	策定済団体数		策定率
	R2	R3	
都道府県	11	27	57.4%
指定都市	4	6	30.0%

アウトプット（活動目標）

- 鑑賞・創造・発表に関する優良事例の蓄積・普及展開
- 国等の美術館等が連携した展示会の開催
- 地方自治体における取組への支援

アウトカム（成果目標）

- ＜今後5年間＞
- 障害者による文化芸術活動の回復と向上
- 地方自治体における地域計画の策定

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

年齢、障害の有無、経済的な状況等にかかわらず文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる共生社会の実現

背景・課題

- 地域における特色ある文化芸術のさらなる振興を図るためには、地方公共団体における地域文化振興に向けての機能強化や振興拠点の整備に加え、地域の中核となる文化施設の機能強化、統括団体の活用を進める必要がある。
- 地方文化行政、中核施設、統括団体を個々に強化するだけでは、地域特色を生かした新しい事業の創造や持続可能な文化芸術によるまちづくり、誘客の最大化、専門人材の育成やノウハウの蓄積、効率的・効果的な助成・評価スキームの構築、官民資金の調達力強化といった従来の課題を解決することは難しいことから、日本芸術文化振興会と連携しつつ、これらの事業を一体的に運用し、関係機関・団体のネットワーク化・連携強化を推進する。
- こうした取組を通じて我が国の誇るべき新たな地域文化を創造し、文化芸術による豊かな社会の実現を目指す。

事業内容

- 地方公共団体における文化芸術創造拠点形成、地域の中核となる劇場・音楽堂への支援、統括団体等によるアートキャラバン型の文化施設間のネットワーク強化を一体的に実施し、日本芸術文化振興会と連携しつつ、関係機関・団体のネットワーク化・連携強化を推進する。

1. 文化芸術創造拠点形成事業（拡充） 1,464百万円（961百万円）

地方公共団体における地域文化振興に向けての機能強化や振興拠点の整備を推進するため、文化芸術分野の専門的人材を活用した、地域アーティストの活動支援、地域住民やステークホルダーとの連携・協働、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術活動の実施等の総合的な取組を支援。（自治体補助1/2、57事業程度）

〔取手市〕創造郊外都市～共創型アート・センター実験室2022



紙からつくる大空風プロジェクト2021

〔豊岡市〕文化芸術創造交流事業



市民演劇プロジェクト

2. 劇場・音楽堂等活性化・ネットワーク強化事業（新規）

2,054百万円（新規）

- ・ 地域の中核となる劇場・音楽堂等に対し、地域の文化拠点としての機能を強化する取組（公演事業、人材養成事業、普及啓発事業等）を支援（1/2補助、119事業）
- ・ 文化芸術団体等（統括団体）が各地域の複数の文化芸術関係団体と連携しながら実施する多種多様な文化芸術事業（1地域上限5千万円、15地域程度）や劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が企画・制作する、質の高い実演芸術の巡回公演を支援（38事業程度）

アウトプット(活動目標)

	令和5年度
文化芸術創造拠点形成事業採択件数	57
劇場・音楽堂等活性化・ネットワーク強化事業採択件数・実施地域数	172

アウトカム(成果目標)

- ・ 地域における文化芸術事業の企画力の向上
- ・ 補助事業における自己収入率の増加
- ・ 文化芸術事業への参加者数の増加
- ・ 地域の中核劇場・音楽堂等の高い入場率の確保
- ・ 地域での質の高い実演芸術の公演数の増加
- ・ 文化的環境に「満足」「どちらかといえば満足」と回答した人の割合が増加

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- ・ 地域の文化芸術創造拠点の形成
- ・ 劇場・音楽堂等の活性化
- ・ 多様で特色ある文化芸術の振興
- ・ 文化芸術による地域の活性化
- ・ 文化芸術による豊かな社会の実現

文化施設サービス刷新・活動活性化等 運営改善推進支援事業

令和5年度要求額 100百万円
(新 規)



背景・課題

○「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に示されているとおり、新しい資本主義の中核となる「新たな官民連携」の取組として、民間の資金・ノウハウを公共施設等に活用するPPP/PFIについて、今後5年間で「重点実行期間」とし、関連施策を集中的に投入するとともに、幅広い自治体の取組を促すとされており、このうち文化施設についてはコンセッション導入を図るとされているところである。

○このため、文化施設（劇場・音楽堂等、博物館・美術館、等）の設置者である自治体等に対し、コンセッションの導入促進を図るため、支援を実施する。

「経済財政運営と改革の基本方針2022
新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」
(令和4年6月7日閣議決定)(抜粋)

スタジアム・アリーナ、文化施設等への
コンセッション導入、…の拡大を図るとともに、…の先行事例の横展開を強化する。

「PPP/PFI推進アクションプラン」
(令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議(会長：内閣総理大臣)決定)(抜粋)

⑥文化・社会教育施設
…令和4年度から公共施設等運営事業等の活用に向けた取組を抜本的に強化し、
令和8年度までに10件の具体化を目指す。

事業内容

文化施設におけるサービス刷新や活性化等運営改善に関して、コンセッションを活用した運営充実に必要な経費に対する支援等を実施。

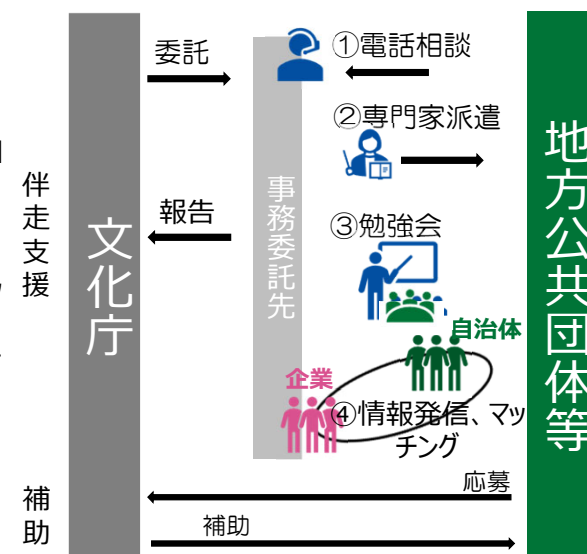
- 事業実施期間：令和5年度～令和8年度（予定）

専門家による助言等の伴走支援 30百万円

- 電話で専門家に相談できる窓口の設置や、自治体等への専門家派遣、企業への情報（サウンディング調査・プロポーザル公募情報等）発信等を実施。

導入調査・検討等の取組への支援【補助】60百万円

- VFMの確認【導入可能性調査】等に要する経費、実施方針・要求水準書の作成や、公募や契約締結等のコンセッション導入に関する手続きにおいて、法的・会計的な専門的な助言を受けること【アドバイザー業務】に要する経費、文化施設の更なる魅力向上を図るため、民間の発意によるサービス向上や魅力向上のアイデアを募集し、実現可能性を確認するための実証的な取り組みに要する経費等への支援。
- 件数・単価：2箇所×約1,300万円 2箇所×約2,100万円
- 交付先：地方公共団体等



アウトプット(活動目標)

- 伴走支援（専門家派遣）の数

令和5年度	令和6年度	令和7年度
12箇所	12箇所	12箇所

- 補助の件数

令和5年度	令和6年度	令和7年度
4件	4件	4件

アウトカム(成果目標)

初期（令和6年度頃）
コンセッションの具体化計3件。（達成度30%）

中期（令和7年度頃）
コンセッションの具体化計6件。（達成度60%）

長期（令和8年度頃）
コンセッションの具体化計10件。（達成度100%）

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

R8年度までに形成した先行事例を参考に、地方公共団体等が設置運営する文化施設におけるコンセッションの導入が主体的かつ自律的に進むことによる、行政支出の減、民間企業の発意による市民サービスの向上や文化芸術活動の活性化及び水準の向上。

事業目的

昭和61年度より開催。各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施。観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、文化により様々な価値を生み出す。

事業内容

◇開会式・閉会式

◇分野別フェスティバル

全国各地の郷土芸能、合唱、吹奏楽、オーケストラ、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術及び茶道、華道などの生活文化等の分野ごとに、県や全国規模の文化関係団体等から推薦された団体等を中心にした公演及び分野別の展示・展覧会を実施。

◇国際交流事業

文化団体等の海外招へい・海外派遣による相互交流により、多様な日本文化を発信。

◇シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向及びその振興のあり方について広く国民の関心を喚起。

※ 天皇陛下4大行幸啓の1つ。

令和4年度 沖縄県

令和5年度 石川大会 令和5年10月14日(土)～11月26日(日)

令和6年度 岐阜県、令和7年度 長崎県



開会式（国民文化祭・わかやま2021）

アウトプット（活動目標）

- ・分野別フェスティバルの開催 23件
- ・地域文化を活かした芸術公演・発表・展示 85件

アウトカム（成果目標）

- ・発表機会、鑑賞機会確保
- ・地域文化・伝統産業等の担い手の発掘
- ・特色ある地域文化の全国発信
- ・地域の文化財の積極的活用

インパクト（国民・社会への影響）

- ・県内の文化活動の活発化、裾野拡大
- ・地域の文化団体等のレベルアップ、活性化
- ・都道府県の知名度・イメージの向上
- ・地域経済活性化・観光集客の向上

国民文化祭を契機とした三の丸尚蔵館の地方展開

令和5年度要求額
(前年度予算額)

8百万円
8百万円



背景・課題

宮内庁三の丸尚蔵館は、令和8年度の全館完成を目途に新設工事が進められている。この移行期間中は十全な展示ができない状況となることから、所蔵する皇室ゆかりの名品を多くの方々の鑑賞に供すべく、政府として積極的な地方展開（地方の美術館や博物館等への貸出し）を進めることが、令和2年12月の「三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開強化ワーキングチーム」にて決定された。



三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開強化ワーキングチーム報告書

令和2年12月15日

三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開強化ワーキングチーム
〔内閣官房・宮内庁・文化庁・観光庁・総務省〕

三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開強化ワーキングチーム報告書（令和2年度）

事業内容

全国規模の文化の祭典である「**国民文化祭**」開催地の**博物館・美術館等**において、三の丸尚蔵館収蔵品を中心とした**国等有する貴重な文化財を紹介する展覧会を開催**し、この展覧会を通じ、皇室文化への国民の理解の促進、文化財の保存・活用、地方文化の振興による地方創生、国内観光の振興、国内外への日本の美の発信を目指す。事業実施期間：令和2年～令和7年（予定）。

■ 事業概要

8百万円（8百万円）

宮内庁と連携し、同祭典開催予定都道府県と協議の上、開催館を決定。
作品輸送（輸送にかかる保険契約を含む）や展覧会にかかるリーフレットを作成。

■ 国民文化祭 開催予定県

令和4年度：沖縄県

令和5年度：石川県

令和6年度以降も実施予定



文化庁
国民文化祭開催予定県
と協議し、開催館を決定

【負担：開催館との事前調整、
作品輸送・保険、リーフレット作成】



開催館

展覧会の開催

【負担：会場パネル・ポスター
等制作、会場設営、運営】



宮内庁

開催館と具体の
貸与作品の調整等

皇室文化の理解、文化財の保存・活用、地方創生、
国内観光の振興に資する

アウトプット(活動目標)

- 三の丸尚蔵館から特別展開催予定県へ貸出を行う作品点数

令和4年	令和5年	令和6年
43点	45点	45点

アウトカム(成果目標)

初期（令和3年頃）
特別展への入場者数人数合計 5,000人
中期（令和5年頃）
特別展への入場者数人数合計 6,000人
長期（令和7年頃）
特別展への入場者数人数合計 7,000人

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

全国各地において、貴重な文化財を紹介する機会を設けることで、**皇室文化への国民の理解の促進、文化の愛護、地方文化の振興による地方創生・国内観光の振興、国内外への日本の美の発信を目指す。**

『食文化あふれる国・日本』プロジェクト

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

322百万円
188百万円



背景・課題

- 我が国の多様な食文化は、各地の自然風土と調和した先人の生きる知恵と経験の賜物であり、未来に継承すべき文化の一つ。平成25年に「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録、平成29年に文化芸術基本法の中で食文化の振興を図ることが明記。
- 少子高齢化、生活様式・嗜好の変化等による食生活の急激な変容、新型コロナウイルス感染症のまん延による「わざ」の披露の機会の減少等により、食文化の継承は喫緊の課題。
- 我が国の食文化の振興に向けて、食文化の明確化・価値化に向けた取組の支援、食文化の文化的価値に気づきを与える情報発信、民間主導の食文化振興の方策の構築・取組の支援等を行う。

食文化“消失”の危機

①地域や家庭での継承が困難

「自分が生まれ育った地域の郷土料理を知っている」

31.9%(1)

「郷土料理の作り方を受け継いだことがある」

17.1%(1)

②伝統的なわざの継承も課題

「料亭（日本料理の技の伝承の場）」

過去30年間で▲93%(2)

食文化の継承は喫緊の課題！

出典：(1)「国民の食生活における和食文化の実態調査」(R2、農林水産省)
(2)「経済センサス」

事業内容

我が国の食文化の持続的な振興に向けて、食文化の明確化・価値化を進めるとともに、明確化・価値化された食文化を活用して経済効果を創出する。

1. 「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業 109百万円(89百万円)

- 食文化の文化財への登録等、国内外への食文化の魅力発信等の推進を図る観点から、地方公共団体等による食文化ストーリーの構築・発信等を行う取組モデルの形成を支援。
- 実施主体：地方公共団体、協議会、民間団体等
- 事業期間：令和3年度～令和7年度(予定)
- 件数・単価：10箇所×1,000万円

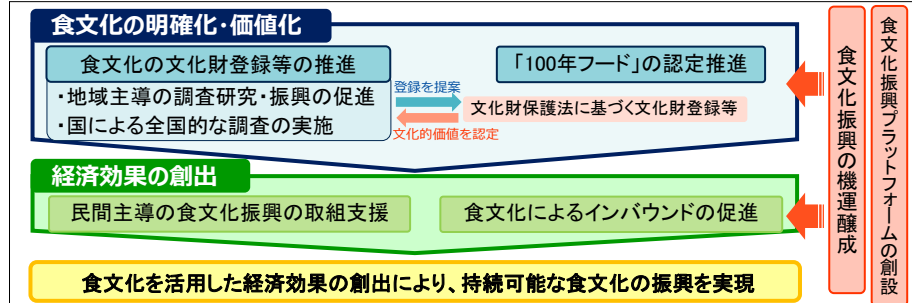
2. 食文化機運醸成事業

① 地域の食文化ブランド価値向上事業 23百万円(21百万円)

- 「100年フード」や「食文化ミュージアム」の認定を通じた食文化のブランド化を進めるとともに、HP等における情報発信等により、国民の食文化に対する理解を促進。
- 実施主体：民間団体(委託)
- 事業期間：令和3年度～

② 食文化振興加速化事業(新規) 100百万円(—)

- 「和食」のユネスコ無形文化遺産登録10周年等を契機としたイベントの開催等を通じて、国内外に食文化の魅力を発信。
- 実施主体：民間団体(委託)



3. 食でつながる日本の文化認定事業 58百万円(47百万円)

- 食にまつわる文化の魅力の発信等の取組を認定・支援。
- 実施主体：民間団体等(委託)
- 事業期間：令和4年度～令和8年度(予定)：5箇所×1,050万円
- 件数・単価

4. 調査研究 32百万円(32百万円)

- ① 食文化の無形の文化財登録等に向けた調査
- ② 食文化振興プラットフォームの試験調査 ● 実施主体
- ③ 食文化インバウンド促進のための動向調査：民間団体等(委託)

アウトプット(活動目標)

- 形成したストーリー取組モデルの数(総数(予定)47件)

令和5年	令和6年	令和7年
10件	10件	10件

- 支援した食文化振興の取組の件数(総数(予定)47件)

令和5年	令和6年	令和7年
5件	10件	14件

アウトカム(成果目標)

初期(令和6年頃)
食文化の文化財への登録等に向けた情報が蓄積。

中期(令和9年頃)
食文化の文化財への登録等の実績が増加。

長期(令和12年頃)
民間主導の食文化振興の取組が活性化。

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- 食文化の明確化・価値化と情報発信を進めることにより、国民の中で食文化の文化的価値に対する気づきを醸成。
 - 食文化を活用した経済効果の創出の方策の構築・取組の支援等により、民間主導の食文化振興の取組を促進。
- ⇒ 持続可能な食文化振興が実現。

背景・目的

文化芸術基本法第12条に基づき、生活文化の振興及び国民娯楽の普及を図るためには、生活文化等の実態を把握し、民間における自主的活動を尊重しつつ適切な振興策を図っていく必要がある。そのため、生活文化等分野を捉えるための調査研究を蓄積していくとともに、その振興・普及に当たっては、新たな需要の掘り起こし等に繋がる事業を展開していく。また、担い手の高齢化、減少等の課題が明らかとなった生活文化の分野においては、令和3年の文化財保護法改正により創設された登録無形文化財制度に基づき、早急に保護措置を講ずることが求められているため、実態把握に加えて、各分野の歴史的変遷等、無形文化財への登録に必要な詳細調査も併せて進めていく。

事業内容

生活文化等の実態や各分野の歴史的変遷等について調査するとともに、生活文化等が持つ多様な価値を生かし、継承、発展及び創造につながる施策を展開する。

暮らしの文化（生活文化、国民娯楽等）施策の3つの柱

1.暮らしの文化を支える

- 生活文化調査研究事業：3分野 33百万円（33百万円）事業期間：平成27年度～
- ・生活文化に関する基礎的な実態調査や、各分野の個別調査を実施し、生活文化分野の保護や振興施策について検討する。

2.暮らしの文化で育てる（別掲）

- 伝統文化親子教室事業：3,069百万円の内数（1,489百万円の内数）事業期間：平成26年度～
- ・次世代を担う子供たちに対して、伝統文化・生活文化等を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化・生活文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図る。
- ・文化財保護法改正により、生活文化についても無形文化財としての登録制度の対象となったが、伝統文化等の継承発展には、次代を担う子供たちが早くから体験することが重要である。組織的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域偏在の解消等、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにする。



3.暮らしの文化を生かす

- 生活文化振興等推進事業：2事業 19百万円（19百万円）事業期間：平成26年度～
- ・これまで個人が担い手の中心であった生活文化について、従前とは異なるアプローチによる新たな需要を創出し、各分野の活性化、生活文化等の魅力向上、後継者の確保を図る。



アウトプット(活動目標)

- ・生活文化調査研究事業 3 分野
- ・伝統文化親子教室事業 別 掲
- ・生活文化振興等推進事業 2 件

アウトカム(成果目標)

- ・体験イベント等への参加者増加。
- ・イベント等の自走化。

インパクト(国民・社会への影響)

- ・生活文化の振興を行った結果として、担い手団体の活発化とともに、生活文化等が持つ多様な価値と魅力が子供や若者世代に普及し、日本の魅力が国内外の人々に浸透する。

文化芸術による子供育成推進事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

5,610百万円
5,545百万円



背景・課題

〈平成29, 30年の学習指導要領改訂より〉

総則において、地域の博物館や美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、鑑賞等の学習活動を充実することが示されている。

音楽では、児童生徒が地域の実態に応じて、学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動のつながりを意識できるようにすることが記載され、図画工作、美術では、美術館や博物館等との連携についての記載の充実が図られている。

将来の文化芸術の 担い手や観客育成

未来を担う子供たちに優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。

小学校・中学校・ 特別支援学校等を対象

各家庭において、経済的な格差や文化に対する意識の差等により生じた文化芸術体験格差の解消のため、国内の小学校・中学校・特別支援学校等を対象に実施する。

文化芸術体験

文化芸術団体による公演等が都市部に集中しないよう、過疎地や山村地域等にある学校に通う子供たちも等しく文化芸術体験を享受できるよう努める。

共生社会の実現

障害者芸術団体による学校公演、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演の提供を充実させることによって、共生社会の実現へ寄与する。

芸術教育の充実

研鑽の機会が必ずしも十分でない、音楽、美術などの芸術系教科等を担当する教員等向けに研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。

事業内容

『舞台芸術等総合支援事業』分

1.巡回公演事業

件数：1,876公演（予定）

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等において実演芸術公演を実施。
- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等において公演を実施。

2.ユニバーサル公演事業

件数：200公演（予定）

- 小学校、中学校、特別支援学校等において、障害者芸術団体による公演提供や、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演を体育館等で実施。表現の多様性や障害への理解を深めるための活動を支援。

3.芸術家の派遣事業

件数：3,150公演（予定）

- 日本芸術院会員含む個人又は少人数の芸術家が学校の体育館、講堂等で公演、講話、ワークショップ等を実施。
- 各都道府県の教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家をコーディネートし、体育館等で公演等を実施。

4.文化施設等活用事業

件数：110公演（予定）

- 地域の美術館、音楽ホール等の文化施設を会場とし、アーティストやエドゥケーター等が協力することにより、子供たちがより効果的に鑑賞・体験できる活動を実施。近隣の学校と連携した合同開催を可能とする。

5.コミュニケーション能力向上事業

件数：200公演（予定）

- 芸術家による表現手法を用いた継続的なワークショップ等で、芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、創作や話し合い等のプロセスを重視し、課題解決に取り組む活動を学校の教室等で実施。
- 地域のNPO法人等が学校と芸術家をコーディネートし、教室等で継続的なワークショップ等を実施。

6.芸術教育における芸術担当教員等研修事業

- 小・中・高等学校等において、芸術系大学等と連携し、芸術系教科等を担当する教員等向けに実演鑑賞なども含む実践的な研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。

事業スキーム（巡回公演事業（※R4限り）、ユニバーサル公演事業）



事業スキーム（芸術家の派遣事業、文化施設等活用事業、コミュニケーション能力向上事業）



アウトプット（活動目標）

- 巡回公演事業 1,876公演
- ユニバーサル公演事業 200公演
- 芸術家の派遣事業 3,150公演
- 文化施設等活用事業 110公演
- コミュニケーション能力向上事業 200公演

アウトカム（成果目標）

- 文化芸術団体による公演の鑑賞
- 文化芸術への親しみの向上
- 豊かな創造性や感性の育成
- 表現の多様性や障害への理解を深める

インパクト（国民・社会への影響）

豊かな創造力・想像力を養うとともに、思考力やコミュニケーション能力など社会人としての素養を身につけることで、将来の芸術家や観客層を育成、優れた文化芸術の創造につなげる

文化庁活動改革 ～地域連携や地域文化倶楽部活動移行に向けた環境の一体的な整備～

令和5年度要求・要望額 1,557百万円
(前年度予算額 304百万円) 

背景 課題				
令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向け、文化芸術団体等の整備充実、指導者の確保、参加費用負担への支援等について、総合的に推進。		芸術に親しむ機会	学校教育の質	新しい価値の創出
		少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。	学校の働き方改革を推進し、 学校教育の質 も向上。	自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、 新しい価値の創出。
				多様な体験機会
				地域の持続可能で多様な文化芸術環境を一体的に整備し、 子供たちの多様な体験機会を確保。

事業内容

I. 文化庁活動の地域移行に向けた支援 (1,144百万円)

部活動改革体制整備事業

① **コーディネーター配置支援**



- 各中学校区レベルで、指導者の派遣管理、学校や文化施設との連絡調整・安全管理等を行う者を配置する。

② **運営団体・実施主体の整備充実**

- 地域文化倶楽部活動の運営団体・実施主体の整備充実のため、持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組等を支援する。

③ **文化庁活動指導者配置支援等**

- 休日の地域活動において、子供たちを指導する者を配置する。
- 指導者の質・量を確保し、子供たちが安全・安心に地域活動を実施できるよう、指導者養成のための講習等を開催する。

④ **参加費用負担への支援**



- 経済的に困窮する世帯の子供が地域活動に参加できるよう、地域移行に伴い新たに必要となる会費等について支援を行う。

II. 地域文化倶楽部支援事業 (77百万円)

 文化庁活動のうち、休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部等に対して、子供たちが身近な地域で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、全国的な規模の文化芸術団体等が中心となり、指導者の質・量の確保、活動場所の確保などの課題への対応を行う。

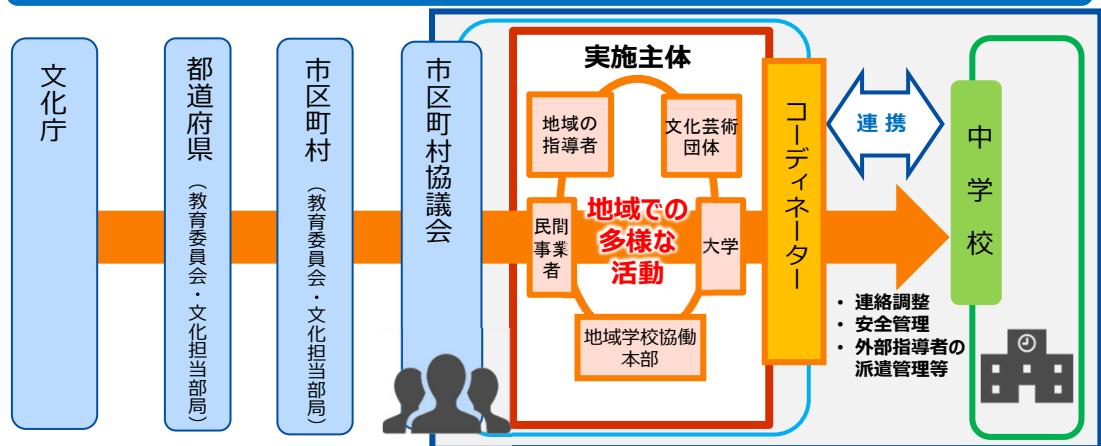
※関連：伝統文化親子教室事業

対象：吹奏楽部等
活動団体：3団体程度

III. 中学校における部活動指導員の配置支援事業 (336百万円)

教師に代わる部活動指導や大会引率、生徒のニーズを踏まえた充実した活動を推進する部活動指導員配置に対する支援を行う。

事業スキーム



※本資料における「文化芸術」には障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

アウトプット (活動目標)	アウトカム (成果目標)	インパクト (国民・社会への影響)
(地域移行に向けた改革集中期間) (検証、再改革期間)		
令和5年度 4,500件移行 令和6年度 9,000件移行 令和7年度 15,000件移行	令和8年度～ ・教員の部活動指導にかかる負担軽減 ・部活動に代わりうる多様な文化芸術活動の創出 ・学校に閉じない多様な人間関係の構築	・学校教育の質の向上 ・地域の文化芸術活動の活性化 ・豊かな人間形成の促進

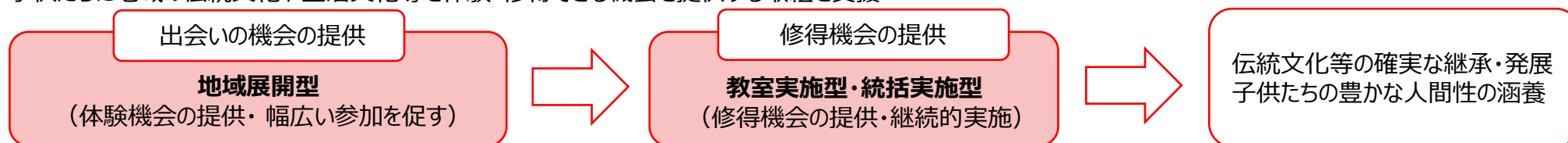
背景・課題

伝統文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養するため、次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することが重要である。

文化財保護法改正により、茶道、華道、書道、食文化等の生活文化についても、無形文化財の登録制度の対象となったように、担い手の減少や高齢化等が顕著に表れている生活文化を含めた伝統文化等の継承・発展は喫緊の課題であり、効果的にそれを実現するためには、子供たちに対して早いうちから段階的に体験・修得する機会を提供することが必要である。また、それらを組織的・広域的に提供する取組を支援することで、地域偏在を解消しつつ、地域コミュニティの活性化、親子の触れ合いや地域の多様な人々の社会参画を図ることができる。

事業内容

子供たちに地域の伝統文化や生活文化等を体験・修得できる機会を提供する取組を支援



地域展開型 1,611百万円 (95百万円) 【拡充】

- ・実施主体：地方公共団体及び地方公共団体を
中心とする実行委員会等
- ・事業開始年度：平成30年度

○審査経費等 155百万円 (91百万円)

審査経費のほか、教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査等を行う。

教室実施型 1,106百万円 (1,106百万円)

- ・実施主体：伝統文化等に関する活動を行う
団体（伝統文化関係団体）等
- ・事業開始年度：平成26年度

統括実施型 197百万円 (197百万円)

- ・実施主体：統括団体等
- ・事業開始年度：令和3年度



アウトプット (活動目標)

教室実施型：事業実施教室（団体）数	3,800件
統括実施型：事業実施団体（統括団体等）数	15件
地域展開型：事業実施地方公共団体数及び 実行委員会等団体数	130件

アウトカム (成果目標)

- ・伝統文化等に関する活動等をする人口を一定程度保つ。
- ・教室に参加した児童・生徒及び保護者、教室を実施した指導者の意識が肯定的に変化することを目指す。

インパクト (国民・社会への影響)

- ・地域における指導者等の人材を活用するなど、地域の多様な人々の社会参画を促し地域コミュニティの活性化を図ることができる。
- ・子供の頃から伝統文化等に関する活動に触れることで、伝統文化等を確実に継承し発展させるとともに子供たちの豊かな人間性の涵養を図ることができる。

劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業

令和5年度要望額
(新 規) 2,000百万円



背景・課題

- 子供たちが劇場・音楽堂等において本格的な実演芸術を鑑賞・体験する機会を提供する取組を支援することにより、子供たちが実演芸術に親しむことができる環境づくりの推進を図る。
- 未来を担う子供たちに優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。

「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」(令和4年6月7日閣議決定) (抜粋)
(文化芸術・スポーツの振興)
・ソフトパワーを含む我が国が誇る文化芸術資源の持続可能な活用を通じた経済・地域活性化を促進するため、…
文化芸術教育や子供の文化芸術鑑賞・体験機会の確保、…の取組を推進…。

事業内容

1 8歳以下の子供が無料で鑑賞できる劇場・音楽堂等で行われる本格的な舞台公演（オペラ、バレエ、オーケストラ、歌舞伎、能楽、演劇など）を支援。

補助事業者

- 劇場・音楽堂等の設置者又は管理者、もしくは我が国の実演芸術団体であって、その実演芸術団体を構成する出演者・スタッフ等に高い専門性があること。
- 交付先：地方自治体等
- 事業実施期間：令和5年度～未定

補助対象事業

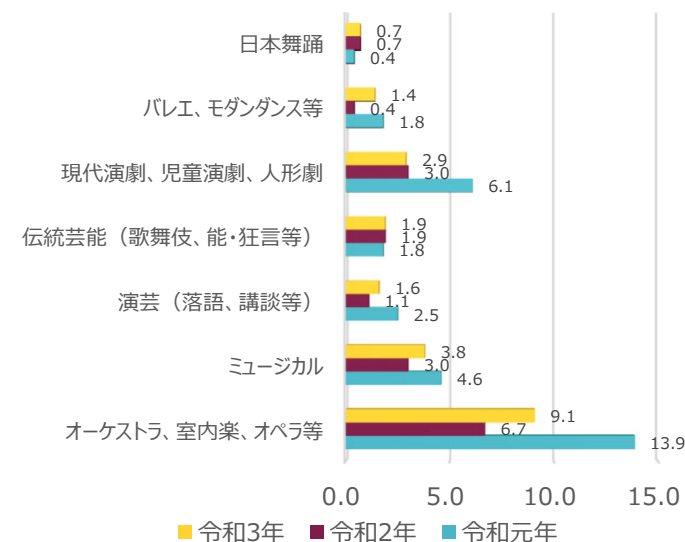
- 舞台公演の専用ホールを有する劇場・音楽堂等で行われる一般向けの有料（最も高い席が8千円以上（東京都以外での開催は5千円もしくは3千円以上））の舞台公演であって、一定数の座席数を子供無料座席とする公演
- 件数・単価：260公演×約750万円

補助率、補助金額の上限

総座席数に占める 子供無料席の割合	補助額 (上限)	補助率
2割以上	4,000万円	1/2 又は 子供無料とした座席料金総額の 3倍のいずれか低い方
約1割～2割未満	3,000万円	

文化に関する世論調査

Q.この1年間の、小学生～高校生の文化芸術イベントを鑑賞経験(%)



アウトプット(活動目標)

- 支援した公演の数（総数（予定）780件）

令和5年度	令和6年度	令和7年度
260件	260件	260件

- 鑑賞した子供の数（総数（予定）30万人）

令和5年度	令和6年度	令和7年度
10万人	10万人	10万人

アウトカム(成果目標)

- ・本格的な実演芸術公演の鑑賞機会の拡大
- ・文化芸術への親しみの向上
- ・豊かな創造性や感性の育成

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- ・将来の芸術家や観客層を育成、優れた文化芸術の創造につなげる。
- ・将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。
- ・地域の劇場・音楽堂等、文化芸術団体等の活性化。

全国高等学校総合文化祭

令和5年度要求額
(前年度予算額)

108百万円
108百万円



背景・課題

各都道府県代表の高校生による、芸術文化活動を発表する全国大会として「全国高等学校総合文化祭」を開催し、創造活動の向上を図るとともに相互の交流を深めることにより、芸術文化の振興に資する。昭和52年度より実施。皇嗣殿下ご出席。

令和4年度 東京都、令和5年度 鹿児島県、令和6年度 岐阜県、令和7年度 香川県

事業内容

全国高等学校総合文化祭 優秀校公演

○優秀校東京公演

全国高等学校総合文化祭において演劇、日本音楽及び郷土芸能の分野で優秀な成績を収めた学校が一堂に会する公演を実施。

○伝統芸能公演等

地方での郷土芸能等を発表する場を拡充するため、関連事業を充実。

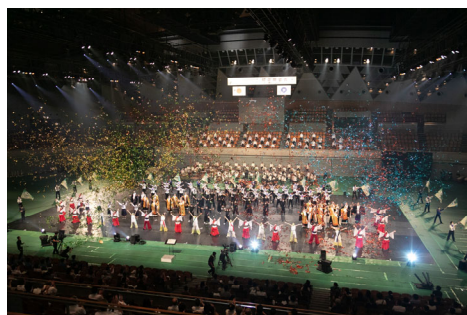


全国高等学校総合文化祭
優秀校東京公演

全国高等学校総合文化祭

○文化庁、開催地都道府県、開催地市町村等の主催者が実施する主催事業として、総合開会式、パレード、部門別事業、国際交流事業を実施。

演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学 ほか



和歌山大会 総合開会式



和歌山大会 パレード

高等学校文化部活動 指導者養成事業

○高等学校における文化部活動の更なる充実を図るため、部活動の指導者である顧問教員が適切な運営や指導の方法を身につけるための研修会を実施。



研究大会島根大会

アウトプット（活動目標）

- ・開会式でのフェスティバルや各部門ごとの公演・発表 22件
- ・国際交流（海外高校生の招聘）3カ国
- ・優秀校東京公演の開催（トップレベルの芸術公演） 1件

アウトカム（成果目標）

- ・若年層の芸術文化活動への参加意欲の喚起
- ・全国の高校生の文化部活動の活性化
- ・発表機会、鑑賞機会確保
- ・高校生の国際感覚の醸成
- ・文化芸術活動の全国発信

インパクト（国民・社会への影響）

- ・創造活動水準が向上
- ・日本文化の担い手の育成に寄与
- ・豊かな人間形成を促進
- ・都道府県の知名度・イメージの向上
- ・地域経済活性化・観光集客向上

「文化財の匠プロジェクト」等の推進・充実による文化資源の持続可能な活用の促進

令和5年度要求・要望額 570億円 + 事項要求

(前年度予算額 444億円)



文化財を次世代へ継承するため、適切な周期での修理、修理人材の養成、材料・用具等の確保、防火・防災対策等を推進する「文化財の匠プロジェクト」を実行するとともに、伝統芸能や伝統工芸等への支援の充実、世界文化遺産・日本遺産等の文化資源の継承・磨き上げの支援により、地域活性化を図る。

1. 文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備

35,153百万円 (25,156百万円)

○文化財保存技術の伝承や、文化財関連用具・原材料等の調査、重要文化財の適正な修理周期での修理等を支援する。世界遺産・国宝等の防火対策、耐震対策を促進。

○R5要求のポイント：

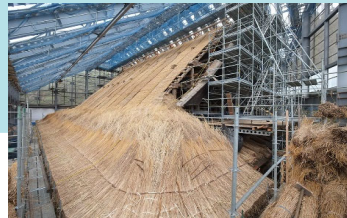
- ・文化財保存技術の伝承等 (64百万円増)
- ・文化財関連用具・原材料等調査事業 (27百万円増)
- ・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 (1,791百万円増)
- ・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 (1,640百万円増)
- ・重要文化財等防災施設整備事業 (5,673百万円増)



選定保存技術保持者
(漆工品修理)



絵画・書跡の修理具・材料



＜建造物解体修理の様子＞
重要文化財 天徳寺本堂ほか2棟 (秋田県)

2. 多様な文化遺産の公開活用の促進等

21,800百万円 (19,245百万円)

○伝統芸能や伝統工芸等の重要無形文化財の伝承者養成等に対して補助等を行うとともに、邦楽演奏家の拡大や楽器製作の担い手継承を進める。
地域計画の策定支援、世界文化遺産・日本遺産等の情報発信等の取組への支援等を行う。

○R5要求のポイント：

- ・無形文化財の伝承・公開 (112百万円増)
- ・地域計画の策定支援 (35百万円増)
- ・地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業 (1,863百万円増)



重要無形文化財「京舞」
各個認定保持者



民俗芸能大会の開催

※参考「文化財の匠プロジェクト」における5か年計画 (令和4年度～令和8年度)

○文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

建造物 (木造) : 137件 (R3) → 161件 (R8)

美術工芸品 : 200件 (R3) → 280件 (R8)

史跡等 : 308件 (R3) → 495件 (R8)

○防火・耐震対策の推進

防火 : 27件 (R3) → 147件 (R8)

耐震 : 39件 (R3) → 169件 (R8)

○文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料の生産支援拡大

5分野 (R3) → 25分野 (R8)

○選定保存技術保持者・保存団体の拡大

58人34団体 (R3) → 80人47団体 (R8)

文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

352億円+事項要求
252億円)



文化財を守り継承していくため、修理等に当たる人材、用具・原材料の確保・支援と、適切な周期に沿った修理の事業規模の確保について、一体的かつ計画的な取組を推進する。令和4年度～令和8年度の5か年計画について段階的に取り組む。

1. 文化財の修理人材の養成と用具・原材料の確保 767百万円（621百万円）

- 文化財保存技術の伝承等 542百万円（478百万円）
- 文化財保存等の伝統技術等継承事業 66百万円（61百万円）
- 美術工芸品修理のための用具・原材料と生産技術の保護・育成等促進事業 65百万円（20百万円）
- 文化財関連用具・原材料等調査事業 64百万円（37百万円）
- 文化財修理センター（仮称）整備に向けた調査研究 25百万円（20百万円） 等



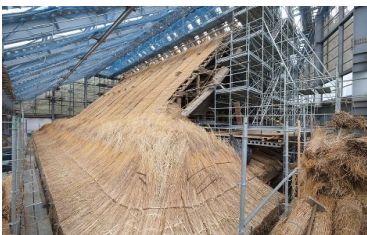
選定保存技術保持者
てすき みすがみ
(表具用手漉和紙(美栖紙))



絵画・書跡の修理具・材料

2. 適切な修理周期による文化財の継承の推進 34,386百万円（24,535百万円）

- 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 12,998百万円（11,206百万円）
- 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業 1,335百万円（1,031百万円）
- 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 6,862百万円（5,221百万円）
- 重要文化財等防災施設整備事業 7,436百万円（1,763百万円） 等



<建造物解体修理の様子>
重要文化財 天徳寺本堂ほか2棟（秋田県）



<美術工芸品（漆工品）修理の様子>

【参考】

「文化財の匠プロジェクト」における5か年計画
(令和4年度～令和8年度)

- 選定保存技術保持者・保存団体の拡大
58人34団体（R3）→80人47団体（R8）
- 文化財の保存・継承に欠かせない用具・
原材料の生産支援拡大
5分野（R3）→25分野（R8）

- 文化財を適正な修理周期で修理するための
事業規模の確保
建造物（木造）：137件（R3）
→161件（R8）
美術工芸品：200件（R3）
→280件（R8）
史跡等：308件（R3）→495件（R8）
※いずれも年間の修理事業実施目標件数

- 防火・耐震対策の推進
防火：27件（R3）→147件（R8）
(令和2年度からの計画に基づく累積完了目標)
耐震：39件（R3）→169件（R8）
(令和2年度からの計画に基づく累積着手目標)

文化財保存技術の伝承等

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

522百万円
458百万円



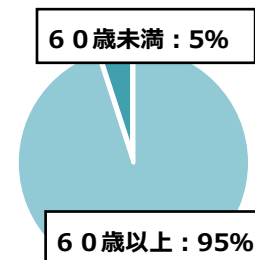
背景・課題

文化財を適切な周期で修理するためには、**文化財保存技術が必須**。
近年の文化財修理件数の増加等もあり、修理が遅れ、滅失・毀損など価値喪失の危機にある文化財が出てきており、文化財保存技術が一層重要な役割を果たすが、近年、これらの保存技術の**多くの分野において後継者が不足し、技術の断絶の危機**を迎えている。

このため、文化財保護法の規定する**選定保存技術の保持者・保存団体の拡大**とともに、修業期間中の後継者に対する研修経費等の支援を拡充することで、活動基盤の形成、後継者養成の環境を整え、**安定した技術伝承を確立することが急務**。

選定保存技術保持者

- 平均年齢：75歳
- 60歳未満の保持者：約5%
- 保持者のみが継承する技術（43件）
→ 10年間認定しない場合、
60歳未満の保持者は0名



- 保持者・保存団体の複数認定
- 団体認定の促進
- 保持者・保存団体が行う伝承者養成をさらに強化等が必要

文化審議会企画調査会「中間とりまとめ」より（令和4年6月）

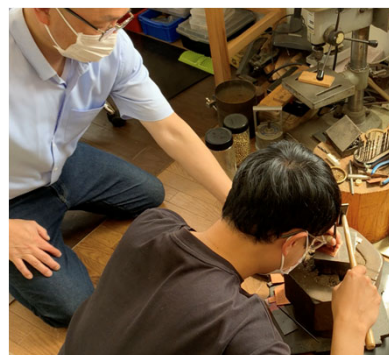
事業内容

選定保存技術保存団体等への支援 370百万円（340百万円）

- 保存団体が行う、伝承者養成、わざの練磨に必要な用具・原材料の購入等に要する補助を実施する。
- 件数・単価：42件×約900万円 等

選定保存技術保持者に対する補助 112百万円（78百万円）

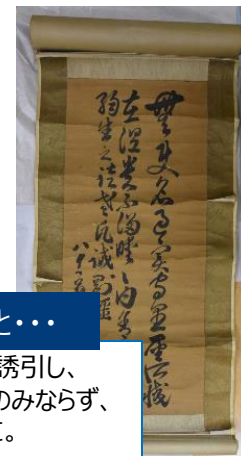
- 保持者が行う、伝承者養成、わざの練磨等に対して補助。
- 特に、修行期間中の後継者への研修経費に充てる場合に、選定保存技術保持者に対する補助額を1百万円増額する。
- 件数・単価：38人×約110万円、30人×210万円 等



選定保存技術「美術工芸品鍍金具製作」
保持者の研修（専門的な用具・原材料を多用）



美術工芸品修理に要する鍍金具



適切な修理が行われないと...

文化財の劣化・損傷の進行を誘引し、
文化財の継承に支障をきたすのみならず、
却って修理費用もかさむ結果に。

アウトプット(活動目標)

- 選定保存技術保存団体の数

令和3年	令和5年	令和8年
35団体	39団体	47団体

- 選定保存技術保持者の数
(括弧内は増額対象者の数)

令和3年	令和5年	令和8年
58人(0人)	68人(30人)	80人(未定)

「文化財の匠プロジェクト」
目標値

「文化財の匠プロジェクト」
目標値

アウトカム(成果目標)

初期（令和6年頃）
研修が充実するなど、技術継承の基盤が整備。

中期（令和8年頃）
選定保存技術に対する認知度が向上。

長期
全ての選定保存技術で伝承者が確保される。

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- 適切な周期・方法による保存修理が実現し、国民的財産である文化財が確実に継承される。
- 適切な周期・方法による修理により、積極的な公開が可能になれば、文化財の保存と活用の好循環が実現。地域観光等にも大きな波及効果。

背景・課題

文化財建造物の多くは木材、樹皮、茅等の植物性の資材で造られており、こうした文化財の修理に当たっては、在来と同品種、同品質の資材を確保する必要があるが、近年の社会経済状況の変化により、そうした資材の需要が激減し、植物性資材の安定的な確保が極めて困難な状況となってきている。

これらの植物性資材を産出している全国における産地を「ふるさと文化財の森」として設定し、これら「ふるさと文化財の森」の普及啓発や管理業務を支援することで、文化財保存修理での資材の安定的な確保を図る。



事業内容

- ふるさと文化財の森設定事業
- 文化財修理用資材等に関する普及啓発事業
- ふるさと文化財の森管理業務支援事業

文化財修理用資材等に関する普及啓発

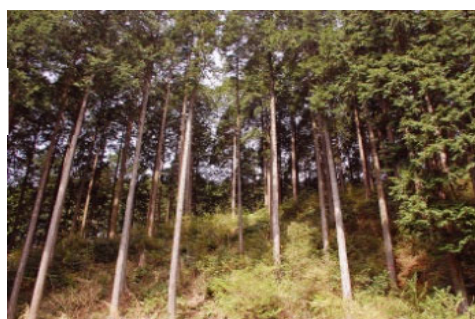
文化財修理用資材に関する普及啓発事業として、公開セミナー、研修、体験学習、修理現場公開等を行う。（民間団体に委託）

ふるさと文化財の森の管理業務への支援

ふるさと文化財の森において、高品位の資材を確保し、継続的に供給するために必要な管理に要する費用について補助する。（管理者たる地方公共団体等に、原則補助対象経費の1/2補助）

資材供給林の設定

文化財建造物の保存に必要な植物性資材の供給及び研修林として「ふるさと文化財」を設定する。



檜皮の森の設定地（九大演習林）



檜皮採取の見学会



管理業務のための通路整備

アウトプット（活動目標）

- 檜皮、木材（ヒノキ、マツ等）、茅、漆等、の産地を「ふるさと文化財の森」として設定
【R3年度末時点】86件 【R5目標】90件
- 文化財建造物の保存に必要な植物性資材等に関する、体験学習など普及啓発事業の実施 年間5件
- 高品位の資材を確保し、継続的に供給するために必要な管理業務への支援 年間6件

アウトカム（成果目標）

- 文化財修理等への資材の供給の安定化と促進
- 文化財修理用資材に対する国民の理解の促進

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

- 修理用資材の安定確保による文化財の適正な保存・活用
- 植物性資材でつくられた文化財を社会全体で護り継承していくこととなりSDGsにも寄与

文化財保存等の伝統技術等継承事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

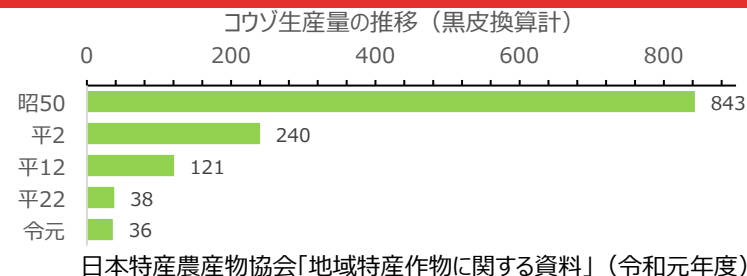
66百万円
61百万円



背景・課題

文化財の保存・継承に用いられる用具・原材料の需要・生産の低迷、後継者不足等の課題が深刻化しており、後世への継承が危機的な状況⇒普及啓発活動、研修事業の促進、生産管理業務の支援等を通じて、確実な継承活動が推し進める必要がある。

「文化財の匠プロジェクト」(令和3年12月24日文部科学大臣決定)においても「広く後継者・支援者の輪を広げられるよう、これらの技術や担い手の社会的認知を向上させる取組」「生産支援の支援分野を順次拡大」を行うものとされている。



事業内容

文化財の保存・継承に向けた情報発信、作家や技術者等の研修事業の実施。良質な用具・原材料の確保のための管理等業務の支援等を通じて、技術や担い手の社会的認知を向上、伝統技術の継承、原材料等の生産体制の維持・拡充を図る。

- 事業実施期間：令和4年～令和8年(予定)

情報発信・普及啓発事業

15百万円(15百万円)

- 文化財の保存等に不可欠な伝統的技術継承のため、必要な用具・原材料についての理解促進を図るため、普及啓発事業を行う
- 件数・単価：1箇所×約15百万円
- 令和5年度は国外の博物館等での出展を検討する。

良質な用具・原材料確保のため管理等業務支援事業

33百万円(28百万円)

- 良質な用具・原材料を確保するため、これら用具・原材料の生産者が行う生産管理業務や、後継者育成、普及・啓発等を支援する。
- 件数・単価：31箇所×約1百万円
- 交付先：原材料生産者、用具製作者等

交流・研修事業

18百万円(18百万円)

- 伝統的技術継承のため、技術者等の交流促進や研修事業を実施する。
- 件数・単価：3箇所×約5百万円
- 交付先：無形文化財や文化財保存技術の継承団体等



管理業務支援により購入した農機

アウトプット(活動目標)

- 研修事業の実施数(R5～のべ総数)

令和5年	令和7年	令和10年
3箇所	12箇所	30箇所

「文化財の匠プロジェクト」
目標値

- 管理業務の支援分野数

令和3年	令和5年	令和8年
5分野	15分野	25分野

アウトカム(成果目標)

中期

用具・原材料の必要な生産量数の確保・維持。
研修事業の充実

長期

用具・原材料の必要な生産量数の確保・維持。
研修事業のさらなる充実

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

文化財、特に無形の文化財や文化財保存技術への関心を高めるとともに、安定した継承基盤が形成され、持続可能な状態での技術継承、伝承、及び用具・原材料の製造、生産が行われる状態を目指す。

文化財関連用具・原材料等調査事業

令和5年度要望額
(前年度予算額)

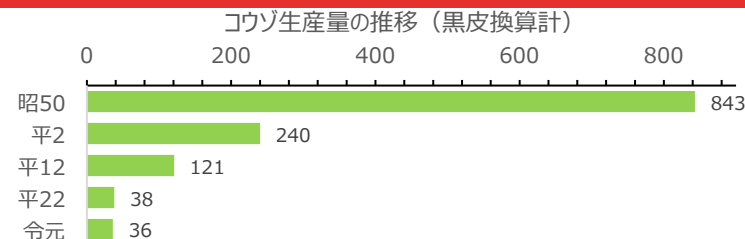
64百万円
37百万円



背景・課題

近年の急激な社会構造の変化によって、伝統的な技術に用いられる用具・原材料の入手困難が深刻化し、制作・修理や伝承者養成に支障が出ている。これら用具・原材料の安定供給を図るためには、関連技術の内容及びその実状を正確に把握することが必要である。

「文化財の匠プロジェクト」（令和3年12月24日文部科学大臣決定）においても「文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料について、品目ごとに、その生産状況や生産者の実態把握を進める。」ものとされている。



日本特産農産物協会「地域特産作物に関する資料」（令和元年度）

事業内容

各文化財類型に応じた文化財の保存・継承に必要な用具・原材料の安定供給を図るため、品目ごとに、その生産状況や生産者の実態把握を進め、支援の実施や更なる研究開発へつなげる。

- 事業実施期間：令和4年～令和8年（予定）

用具・原材料等調査

31百万円（16百万円）

- 文化財保存技術や生産支援すべき原材料の整理をはじめとした伝統的な技術に関する用具・原材料の持続的供給に資する保護施策の策定を図る。
- 件数・単価：3分野（美術工芸品・芸能・工芸技術）×約9.5百万円
- 交付先：調査会社・技術者などにより現場調査を行う

代替品開発・実用化研究

30百万円（18百万円）

- 特にその技や実演の伝承を目的とする文化財において、将来的に入手や生産が至難となる用具・原材料について、代替品開発と実用化研究を行う。
- 件数・単価：2分野（三味線撥・胴皮）×約15百万円
- 交付先：研究開発をおこなう企業への委託研究開発費

市場調査事業

3百万円（3百万円）

- 修理や伝承に必要な文化財の保存技術や用具・原材料について、流通量や市場動向について調査を行い、需要予測や拡大策についての検討を行う。
- 件数・単価：1箇所×約3百万円
- 交付先：調査会社・シンクタンク等

和紙の原料「ノリウツギ」、標津町が本格採取開始 文化財修復に不可欠 文化庁が補助

07/07 23:15 更新



【標津】根室管内標津町が7月から、手すき和紙の原料となる植物「ノリウツギ」の本格的な採取を始めた。ノリウツギの樹皮は、書画などの文化財の修復に使う手すき和紙を作るのに不可欠だが、全国的に資源が枯渇している。町は文化庁の補助を受け、町有地内の自生木の採取を始めたほか、安定供給のため栽培も模索している。同庁によると、ノリウツギの本格的な採取を自治体が行うのは全国でも極めて珍しいという。

「調査事業への取組を紹介する記事」
(2022年7月7日北海道新聞電子版)



代替素材を用いた
三味線パチンコ
(写真撮影者・西原智昭)

アウトプット(活動目標)

- 調査用具・原材料数(延べ総数(予定)40件)

令和5年	令和6年	令和8年
15件	25件	40件

- 代替品開発のマイルストーン

令和5年	令和7年	令和8年
パチの製造安定化・量産化に向けた製造工程研究	代替パチの普及宣伝和紙胴の製造安定化	代替品を用いた三味線の普及研究

アウトカム(成果目標)

中期

用具・原材料の支援分野拡大（達成度70%）

管理等業務支援の事業件数と補助額増額

長期

用具・原材料の支援分野の更なる拡大（達成度100%）

管理等業務支援を通じた安定した用具・原材料確保基盤の形成

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

・文化財の保存・伝承に不可欠な用具・原材料の実態把握を進めることで、より効果的な保護・支援策についての検討、実施につなげることができる。

・支援策が進むにつれてのさらなる実態調査やPCDAサイクルの起点となる調査を継続して進め、用具・原材料保護振興のキックオフ事業として位置づける。

国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

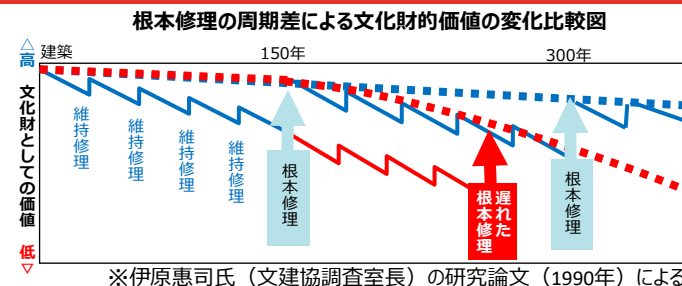
12,998百万円
11,206百万円)



背景・課題

国宝・重要文化財建造物は、滅失してしまえば取り返しのつかないものであるが、経年等による劣化は避けられない。文化財建造物を確実に次世代に継承するため、所有者等が適切な周期で安定的に保存修理を実施できるよう支援する必要がある。

地域の宝でもある国宝・重要文化財建造物は、観光振興等の核として地域の活性化に寄与するものであることから、公開活用等の取り組みについても支援し、文化財建造物の活用を促進する必要がある。



事業内容

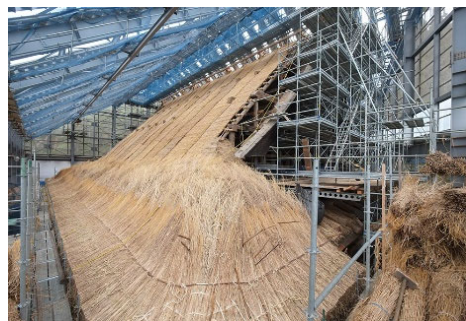
● 補助対象事業

- (1) 根本修理
- (2) 維持修理
- (3) 特殊修理
- (4) 保存修理（近現代建造物）
- (5) 情報発信
- (6) 先端技術活用
- (7) 公開活用事業
- (8) 環境保全等

● 補助事業者：所有者、管理団体等

● 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり（最大35%）



重要文化財 天徳寺本堂ほか2棟
半解体修理の様子（秋田県）

先端技術活用

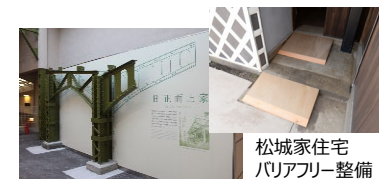


ドローンを使用したSfM写真測量
による3Dモデリングデータ



3Dレーザースキャナ
による計測作業状況

文化財の公開活用



松城家住宅
バリアフリー整備
スロープの設置
（静岡県）

修理機会を捉えた情報発信

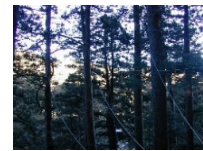


修理現場公開の様子
願興寺本堂（岐阜県）



パンフレット等
による解説

周辺環境整備



ワイヤーによる支持



保存管理施設の設置

アウトプット（活動目標）

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

令和3年	令和4年	令和5年	令和8年
137件	145件	151件	161件

（年間の木造建造物の修理事業実施件数）

文化財の匠プロジェクト（令和3年12月24日 文部科学大臣決定）に基づく目標値

アウトカム（成果目標）

修理周期の適正化（木造建造物）

現在の修理周期	適正な修理周期
維持修理 約40年	維持修理 30年
根本修理 約200年	根本修理 150年

インパクト（国民・社会への影響）

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。

国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

1,335百万円
1,031百万円



背景・課題

国宝・重要文化財に指定されている美術工芸品は、紙や木、絹、漆など我が国古来の繊細かつ脆弱な素材で造られており、経年劣化を避けることができず、**適切な保存修理等を施すことが重要**。

また、文化財は、火災・盗難等により**いったん滅失毀損すれば再び回復することが不可能**であるため、**防災・防犯対策等の一層の推進を図ることが急務**。

観光資源として国内外からの関心も高く、我が国の歴史や文化を理解するうえで欠くことのできない国宝・重要文化財等を確実に次世代へ継承し、文化財の保存と活用の好循環を図ることが重要。

「文化財の匠プロジェクト」(令和3年12月 文部科学大臣決定)

美術工芸品は、取り扱いに不具合が生じた場合に行う応急修理10年周期)と、全体の補強を行う本格修理(50~100年周期)を適切に行うことが必要である。

しかし、適正な修理周期による修理を施すことができないことから文化財としての価値そのものが低下しかねないほど損傷が進んでいる事例がある。このため、国宝・重要文化財美術工芸品について、令和8年度までに必要な事業規模(年間280件)を漸次確保し、適正な修理周期への回復を目指す。

事業内容

国宝・重要文化財(美術工芸品)について**適切な周期の保存修理**を行うことにより、文化財本来の価値を回復させるとともに、修理後の公開活用を通じ**地域活性化や観光振興等**につなげるなど、**美術工芸品の保存・活用を図る**。

また、美術工芸品を災害や犯罪等から守るため、**防災・防犯設備等の整備**を支援する。

● 事業実施期間：終了時期未定

保存修理

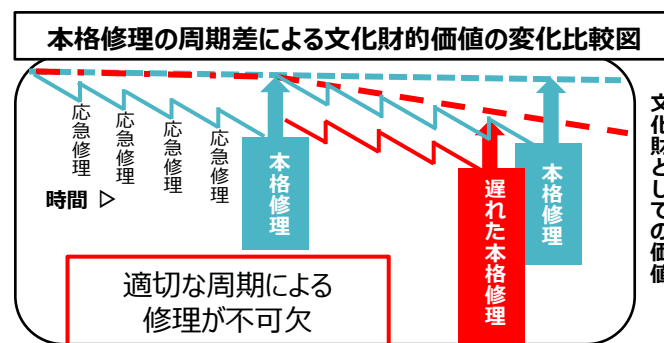
1,112百万円(947百万円)

- 適切な周期による本格修理(解体修理)および応急修理(解体にいたらない修理)を実施することで、文化財の確実な保存・継承を目指す。
- 件数・単価：280件×約400万円+特殊事業(計画的・大規模に修理を継続しているもの)

防災設備

210百万円(84百万円)

- 火災、地震、風水害等の災害や盗難等から文化財を確実に守るため、所在不明文化財に係る調査とも連携しながら、必要な防災・防犯設備の整備を計画的に推進する。
- 件数・単価：20件×約1,050万円



〈適切な修理周期(例)〉

- 本格修理(解体修理)
：平均約50年周期
- 応急修理(剥落止め・表具替え)
：平均約10年周期

適切な周期での保存修理により、文化資産価値の回復と公開活用の両立が可能に。

アウトプット(活動目標)

「文化財の匠プロジェクト」
目標値

アウトカム(成果目標)

- 支援した保存修理の件数

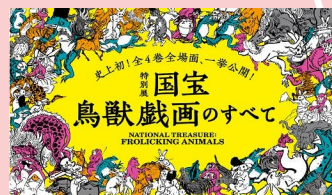
令和4年	令和5年	令和8年
218件	240件	280件

- 支援した防災設備の件数

令和3年	令和4年	令和5年
23件	20件	20件

初期(令和8年頃)
適切な周期の保存修理が実現。

中期(令和10年頃)
著名な国宝等を目当てに、国内外から観光客が増加。
(達成度80%)



令和3年「国宝 鳥獣戯画のすべて」展
入館者数のべ13万人

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- 適切な周期の保存修理や防災設備が実現し、**国民的財産である文化財が確実に継承される**。
- **文化財の保存と活用の好循環**が実現し、地域観光の目玉として経済にも大きな波及効果。
- 文化財保護法が目指す「国民の文化的向上」及び「世界文化の進歩」に貢献。

伝統的建造物群基盤強化

令和5年度要求額
(前年度予算額)

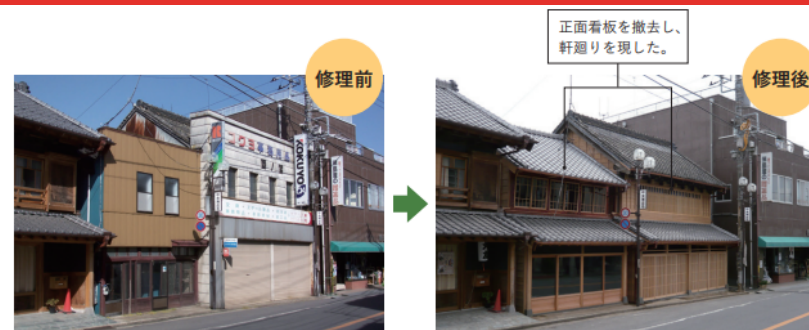
1,567百万円
1,567百万円



背景・課題

伝統的建造物群は、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している集落や街並みであり、市町村がこうした地区の保存・活用を図るもののうち、特に価値の高いものを国が「重要伝統的建造物群保存地区」（以下「重伝建地区」）に選定し、市町村の取組を支援している。

重伝建地区は、門前町や宿場町、商家町など観光資源としての人気も高いが、修理や修景、防災環境の整備が進んでいないなどの課題がある。地区全体の魅力と安全性を向上させ、観光振興や地方創生を図る必要がある。



香取市佐原伝統的建造物群保存地区の修理事例

事業内容

- 補助対象事業
 - (1) 伝統的建造物群の保存・対策、防災対策に係る調査
 - (2) 修理・修景・公開活用整備
 - (3) 防災・耐震
 - (4) 買上
 - (5) 先端技術の活用
- 補助事業者：市町村
- 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え地区全体の魅力と安全性を向上

修理・修景、防災・耐震の促進



<宮城県 村田町村田>
修景事業を実施した建造物



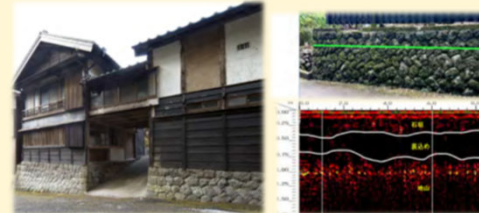
<福島県 下郷町大内宿>
防災事業で整備した放水銃

公開活用



<栃木県 栃木市嘉右衛門町>
公開活用施設

先端技術の活用



<静岡県 焼津市花沢>
石垣耐震補強のためのレーダー探査

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

アウトプット（活動目標）

- 重伝建地区の修理・修景等を実施した地方公共団体の数

令和3年度	令和4年度 (令和4年6月現在)	令和5年度
108	106	118

アウトカム（成果目標）

- 重伝建地区の文化財としての価値の維持と向上
- 重伝建地区の環境保全及び公開活用の促進
- 重伝建地区の防災環境の向上

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

- 地域の歴史や文化をいかしたまちづくりの推進
- 地域の活性化や観光拠点としての魅力向上
- 地域の文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成に寄与。

背景・課題

人が自然と関わりあう中で形作られてきた棚田や里山等の文化的景観には、歴史的な時間の積み重ねがもたらした独特な美しさとともに、豊かな文化的価値が込められているが、近年の開発や農林漁村の衰退、過疎化等により、その文化的価値が保護されずに消滅しつつある状況にある。

この文化的景観の保護を図るため、都道府県又は、市区町村からの申し出に基づき、景観法で定める景観計画地区又は景観地区の中にある文化的景観のうち、特に重要なものを重要文化的景観として選定しており、都道府県又は市区町村が行う修理や保存のために必要な措置に対して支援を行っている。

事業内容

- 補助対象事業
 - (1) 調査事業
 - (2) 保存活用計画策定事業
 - (3) 整備事業
 - (4) 普及・啓発事業
- 補助事業者：地方公共団体
- 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2



宇和海狩浜の段畑と農漁村景観
(愛媛県西予市)



錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観
(山口県岩国市)

アウトプット（活動目標）

- 重要文化的景観の修理・修景等の整備事業を実施した地方公共団体の数

令和3年度	令和4年度 (令和4年6月現在)	令和5年度
43	44	44

アウトカム（成果目標）

- 文化的景観の歴史的変遷等の把握
- 文化的景観の文化財としての価値の維持と向上
- 文化的景観の環境保全及び防災性能の向上

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

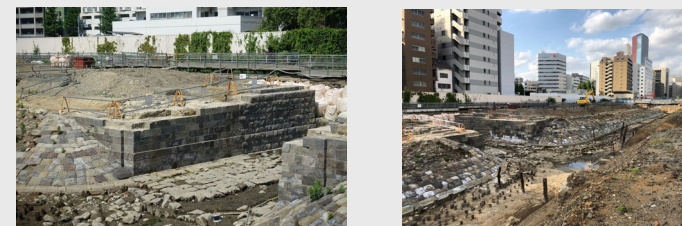
- 地域の風土により形成された景観地をいかしたまちづくりの推進
- 地域の魅力向上と活性化
- 地域の文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成

背景・課題

周知の埋蔵文化財包蔵地（貝塚、古墳、その他の埋蔵文化財包蔵地として周知されている土地）において開発事業が行われる場合、開発事業と埋蔵文化財の取扱いについて調整を図るため、埋蔵文化財の実態を把握することが必要となっている。

これまで埋蔵文化財が確認されていなかった場所で、工事計画段階や施工中に未知の埋蔵文化財が発見された場合、工事の遅延や工事費の増大等の問題が生じることから、重要な遺跡を開発事業前に把握する取り組みを推進する必要がある。

【遺跡の内容の事前把握を強化する必要性】



例：高輪築堤跡（東京都港区）

高輪築堤の保存問題において顕在化した課題は、その重要性を事前に把握できなかったことにある。その結果、現状保存できた範囲が限定されたこと、発掘調査や計画変更に多大な費用と期間を要したことにある。

高輪築堤の保存問題を契機とした文部科学大臣の審議要請から

事業内容

- 補助対象事業
 - (1) 遺跡試掘・確認調査
 - (2) 重要遺跡確認調査
 - (3) 遺跡詳細分布調査
 - (4) 出土遺物保存処理
- 補助事業者：地方公共団体
- 補助金の額：補助対象経費の1/2



保存処理を施した出土品
(宮崎県えびの市 島内地下式横穴墓)



保存のための内容確認調査の様子
(奈良県奈良市 富雄丸山古墳)



個人住宅建設に伴う記録保存調査の様子
(大分県大分市)

アウトプット（活動目標）

- 重要な遺跡を回避した開発計画の立案に必要な遺跡詳細分布調査の実施件数

令和3年度	令和4年度 (令和4年6月現在)	令和5年度
107	99	265

アウトカム（成果目標）

- 地域に所在する埋蔵文化財の事前把握・周知の促進
- 地域に所在する指定相当の埋蔵文化財の抽出、リスト化の促進

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

地域の歴史を語る上で欠くことのできない埋蔵文化財を保存活用することにより、地域の誇りや愛着を醸成、地域の活性化に寄与。

歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

6,862百万円
5,221百万円)



背景・課題

史跡名勝天然記念物等は本質的価値の保存が必要であり、劣化により修理や復旧が必要となった場合には速やかに処置を行わなければ損壊が拡大してしまう。

しかし、近年、経年による劣化や自然災害の増加などから総事業量が増加していることから、修理が遅れ、工期の長期化や更なる損壊が生じる状況となっている。我が国の歴史的財産として活用できるよう、その文化財としての価値を維持するため適正な周期で修理等を実施できるよう支援する必要がある。



孕み出しが進み崩落の危険があった石垣



整備が遅れて石垣が崩落

史跡 洲本城跡整備工事（兵庫県）

事業内容

- 補助対象事業
 - (1) 史跡等総合活用整備事業
 - ア 復旧（保存修理）
 - イ 環境整備
 - ウ 活用施設整備等
 - (2) 先端技術活用事業
- 補助事業者：所有者、管理団体等
- 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

保存と活用の一体的整備

ガイダンス施設・案内板等の整備

- ・ 情報発信の場の整備による史跡等の認知度及び来訪者の理解の向上
- ・ 多言語化により訪日外国人に対応



史跡「ガランドヤ古墳」のガイダンス施設整備（大分県日田市）



名勝「伝法院庭園」の庭園修景整備（東京都台東区浅草寺）

魅力ある活用を図るための環境の整備
観光客を呼び込み長時間滞在を実現
文化財を通じた地域の活性化の達成

保存・修理整備

- ・ 適切な周期にのっとった保存整備

歴史的建造物の復元整備

- ・ 地域のシンボルの創生により住民の関心と認知度の向上
- ・ 観光資源としての史跡等の価値向上



史跡「鳥取城跡附太閤ヶ平」の中ノ御門表門復元展示（鳥取県鳥取市）

先端技術活用 (石垣調査)

- ・ 石垣等の測量図化の事前実施
- ・ 崩落危険性の早急な察知の実現



特別史跡「大坂城跡」の石垣測量（大阪府大阪市）



史跡「先島諸島火番盛」の石垣測量
(沖縄県宮古島市・石垣市・多良間村・竹富町・与那国町)

アウトプット（活動目標）

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

令和3年	令和4年	令和5年	令和8年
308件 (36件)	323件 (36件)	370件 (36件)	495件 (36件)

※括弧内の件数は重要文化財等防災施設整備事業による史跡等の整備件数
文化財の匠プロジェクト（令和3年12月24日 文部科学大臣決定）に基づく目標値

アウトカム（成果目標）

修理周期の適正化

現在の修理周期	適正な修理周期
概ね 45年	概ね 30年

インパクト（国民・社会への影響）

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。

民俗文化財の保存修理等

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

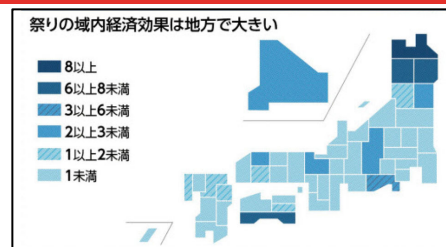
374百万円
309百万円



背景・課題

我が国の長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた**風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財**は、急激な社会、経済、生活様式の変化に伴い**短期間で散逸、衰退、変容する恐れが高い**ものである。日本人の生活様式の変化や、後継者不足等により、**保存・継承そのものが危ぶまれている**ことから、それぞれの民俗文化財が置かれている状況に応じて、**重点的に措置を講ずる必要がある**。

また、祭り等の**地域の伝承行事**は、その**活用によって地域の活性化に大きく貢献**することが示唆されている。



「ねぶた、県GDP1%稼ぐ
全国の祭りの効果5300億円」
(令和4年5月21日
日本経済新聞朝刊より)
域内経済指数：
各都道府県GDP（18年度名目）
に対する経済効果の比率

事業内容

有形の民俗文化財及び無形の民俗文化財について、**(1) 調査、(2) 保存修理、(3) 伝承・活用を支援**することで、**確実な伝承等**を図る。

(1) 民俗文化財調査 39百万円 (30百万円)

- 民俗文化財の詳細な分布や実態等について、地方公共団体や民俗文化財の保護団体が行う調査事業を支援。学術研究や文化財指定等の保存対策へとつなげる。
- 件数・補助額：44件×約90万円

(2) 民俗文化財保存修理等 136百万円 (136百万円)

- 日常生活に用いられた民具や舞台等のうち重要有形民俗文化財に指定するものについて、虫害や腐朽等を防ぐための保存処理を中心とした修理や屋根の葺替や解体修理等を支援。
- 件数・補助額：13件×約1,000万円

(3) 民俗文化財伝承・活用等 196百万円 (140百万円)

- 重要無形民俗文化財・登録無形民俗文化財に指定する風俗慣習や民俗芸能等で用いる用具の修理・新調、施設の修理等、伝承者の養成、現地公開等に要する経費を支援。
- 件数・単価：65件×約300万円



重要無形民俗文化財「博多松囃子」



調査報告書の例



屋台の修理

アウトプット(活動目標)

- 支援した調査事業の件数

令和3年	令和4年	令和5年
30	27	44

- 支援した伝承・活用事業の件数※

令和3年	令和4年	令和5年
43	26	65

アウトカム(成果目標)

初期（令和6年頃）
調査報告書の公表や現地公開を通じて認知度が向上。

中期（令和8年頃）
後継者の育成や修理など、伝承が着実に進む。

長期（令和15年頃）
有形・無形民俗文化財の指定が着実に進む。

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- 風俗習慣や民俗芸能等が文化財としての適切な価値づけ・評価を得て、保存・活用が進む。
- 民俗文化財としての認知度が向上し、魅力が共有されることにより、地域の力も活用しながら民俗文化財を伝承していく機運が醸成される。

※令和4年度は、令和3年度補正予算「地域の伝統行事等のための伝承事業」（65億円、令和4年度へ繰越）で別途支援。

重要文化財等防災施設整備事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

7,436百万円 + 事項要求
1,763百万円)



背景・課題

文化財は次世代に継承すべき重要な国民の財産として国が保護しているものであり、火災等による滅失、震災等による毀損等が発生しないよう、防災対策を充実する必要がある。また文化財の活用にあたっては、見学者等の安全を確保する必要がある。このために必要な**防火対策、耐震対策に係る施設整備**について補助を実施するものである。(補助率：最大85%)

事業内容

【実施内容】

- ・個別の文化財特性に応じた**防火設備の整備**
- ・老朽化または、毀損した防火施設の更新
- ・盗難や放火等の不審者から文化財を護る防犯施設整備
- ・耐火構造の保存活用施設の整備
- ・耐震性能の劣る建造物の**耐震対策工事**
- ・最新の知見による文化財防災施設整備についての事例集を作成

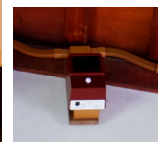
【対象文化財】

- ・重要文化財（建造物）・重要文化財（美術工芸品）
- ・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

早期発見



(R型受信機)



(光電分離式
煙感知器)

高機能な自動火災報知施設を
設置し、迅速に初期消火へ

初期消火



(易操作性1号消火栓)

初期消火、火災の拡大を
防ぐための**消火栓設備**等

延焼防止



(放水銃)

近隣火災から護るための
放水銃、ドレンチャー等

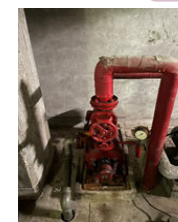
耐震対策



松江城天守の木製格子壁による補強



老朽化対策



老朽化した消火ポンプの更新



アウトプット（活動目標）

令和5年度末時点の進捗（国土強靱化5か年加速化対策関係）
(令和3年～5年の見込み)

- 防火対策
建造物：58件を整備
(令和3年度からの進捗率70%)
- 耐震対策：44件の整備に着手
(令和3年度からの進捗率50%)

アウトカム（成果目標）

- 防火対策（令和6年度までに）
建造物：不特定多数の者が入場する世界遺産・
国宝の対策進捗率100%（103件）
- 耐震対策（令和7年度までに）
不特定多数の者が滞留する可能性の高い国宝・
重要文化財建造物207件の内、耐震対策着
手率50%（104件）

インパクト（国民・社会への影響）

- 防火対策
国宝・重要文化財建造物、博物館等の防火
設備の整備が充実し、火災による文化財の被
害が減少し、文化財の保存が図られる。
- 耐震対策
文化財建造物の地震による被害が軽減され
るとともに、見学者等の人的被害が防がれる。

伝統的建造物群に関する選定保存検討

令和5年度要求額
(前年度予算額)

2百万円
2百万円)



背景・課題

地方公共団体等において、伝統的建造物群の保護行政に携わる者等を対象として、保存・活用にかかわる諸問題に的確に対応できるよう、職務遂行に必要な基礎的事項及び専門的事項に関する研修を行い、今後重要伝統的建造物群保存地区選定を目指す地区担当者の育成を兼ねて、伝統的建造物群保存地区保存制度の周知と円滑な運営を図る。



事業内容

伝統的建造物群保護行政研修会（基礎・実践コース）の開催

● 受講対象者

伝統的建造物群保存地区の制度の導入を予定している、または既に実施している地方公共団体の職員および保存に関わる専門家・技術者等。

● 研修内容

制度に関する講義と実地研修並びにグループワークを実施。

● 事業実施期間

昭和63年～



基礎コース

制度導入を予定している地区の担当者、導入済みの地区で担当になって日の浅い担当者を対象に、制度の基礎的事項に関する研修を行う。

（参考）R4年度

日時：令和4年7月6日～8日

開催地：五條市五條新町伝統的建造物群保存地区（奈良県）

参加人数：35名

実践コース

制度導入済みの地区の担当者を対象に、制度運用に必要な専門的事項について研修を行う。

（参考）R3年度

新型コロナウイルス感染症の蔓延によりWEBにて開催

アウトプット（活動目標）

● 研修会の実施件数

令和5年	令和6年	令和7年
1	1	1

※毎年、基礎コース、実践コースのどちらかを開催

アウトカム（成果目標）

● 受講者の理解度の増加

アンケートで研修を通じて理解度が高まったと回答した受講者の割合

令和5年	令和6年	令和7年
80%以上	80%以上	80%以上

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

・伝建地区は実際に人々が生活や経済活動を営む集落・町並みを対象とした文化財である。

・研修を通じて担当者が集落・町並みを保存・活用するための資質の向上を図る。

・これにより、伝統的な集落・町並みが地域の活性化の核として、次世代に継承されていくことを目指す。

日本における水中遺跡保護体制の整備充実に関する調査研究事業

令和5年度要求額
(前年度予算額)

24百万円
19百万円



背景・課題

平成24年3月、水中遺跡として初めて長崎県の鷹島神崎遺跡が史跡に指定された。これを機に文化庁では水中遺跡調査検討委員会を設置し、「日本における水中遺跡保護の在り方について」をとりまとめ、制度的な整理を行った（第1期）。また、令和3年度末には『水中遺跡のハンドブック』を作成し、水中遺跡の調査、保存、活用に関する理論的整理を行い、令和4年度には『水中遺跡ハンドブック』の内容を周知するとともに、水中遺跡の魅力を発信し、その保存と活用の機運を高め、自治体や地域に関心をもってもらうための取組を進めてきた（第2期）。以上の経緯をふまえて、次期事業においては、**水中遺跡調査の実践と調査技術の共有**及び**人材の育成を通じた新たな活用モデルの創出**を図る。

事業内容

水中遺跡の保護にむけた調査研究事業

水中遺跡調査に関する支援および水中遺跡保護に係る各種調査研究

- 事業期間：令和5～9年度
- 委託先：調査研究機関

再委託

水中遺跡調査のパイロット事業

地方公共団体における水中遺跡の把握と、調査・活用を目的とするパイロット事業の実施

- 事業期間：令和5～9年度
- 再委託先：地方公共団体

【事業関係イメージ】

文化庁

- 事業全体の総合調整

調査研究事業者

- 水中遺跡の研究
- 調査ノウハウの蓄積

調査・保存に関する支援



ノウハウの収集・共有

パイロット事業者

- 調査と活用の実践

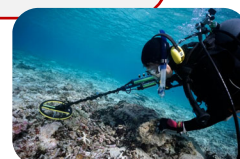


調査・保存技術の確立

【成果】

- ・水中遺跡の調査及び保存・活用方法の確立・共有
- ・水中遺跡の指定・登録推進による保護の拡充

※現在、水中遺跡の指定件数1件（登録含む）



調査・活用の実践

アウトプット（活動目標）

・異なる環境下にある水中遺跡の調査を通して、それぞれの環境に有効な調査及び保存・活用の方法の確立を目指すパイロット事業を実施する。

令和5年	令和6年	令和7年
1件	2件	3件

アウトカム（成果目標）

初期（～令和7年頃）

・水中遺跡の調査及び保存に係る実践の蓄積。中間とりまとめ。

中期（～令和9年頃）

・パイロット事業の成果に基づき、新たな活用モデルを創出

第3期中に3件程度

・水中遺跡の調査方法の確立・全国への発信

・水中遺跡の指定・登録を推進

→活用ビジョンの構築・地域活性化事業へ

インパクト（国民・社会への影響）

・水中遺跡の指定・登録を通じた水中遺跡の顕彰と積極的な活用を推進する。

・これにより海における歴史事象を積極的に捉えることができ、**海に囲まれた我が国の歴史及び文化の理解を促進**する。

・陸上の遺跡と有機的に結びつけることにより、**新たな観光資源を創出し、地域活性化へ**結びつけることができる。

AIを利用した文化財建造物の見守りシステム

令和5年度要求額
(前年度予算額)

40百万円
40百万円



背景・課題

文化財建造物は常に自然環境からの破損のリスクにさらされており、適切な維持管理が必要である。しかし、そのための技術知識保有者や機材が不足している。そこで、文化財建造物に係わる関係者（所有者、管理団体等）に**AIを活用した点検技術を提供**し、技術者・機材不足をサポートするとともに、点検して得られたデータを収集・活用しAIの精度を高めることによって**文化財建造物のよりよい点検手法を実現**する。

事業内容

文化財特有の外部仕上げ（植物性及び瓦葺屋根、外壁等）に特化したシステムを構築する。

【システムの概要】

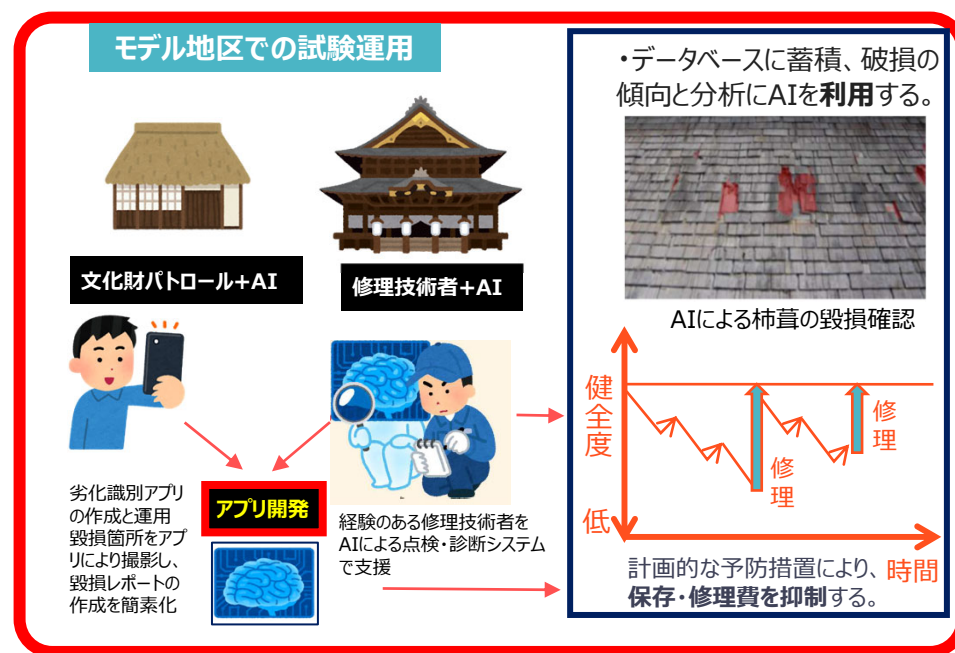
- ① 毀損箇所をアプリにより撮影することで、破損レポートが作成される
- ② 作成されたレポートをデータベースで蓄積
- ③ AIを利用して破損の傾向と分析

【令和5年度事業内容】

- ・画像データを補充し、劣化識別アプリを作成。
- ・5地域をモデル地区として選定し、劣化識別アプリの試験運用実施。
- ・調査で得られた建物破損データ、文化財の基本データ（建設年代、立地）、修理履歴、地域の気象情報等を含めたデータベース構築。

○ 事業期間

調査研究：令和2年度から令和4年度まで
試験運用開始：令和5年度から



アウトプット（活動目標）

- AIを利用した文化財建造物の見守りシステム（劣化識別アプリ、データベース）の構築

アウトカム（成果目標）

- AIシステムの運用による適正な修理計画の立案、蓄積データの活用による計画的な予防措置

インパクト（国民・社会への影響）

- 文化財の保存・修理に係る費用を縮減
- 文化財保護に関する知見の集積・高度化

地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

63百万円
30百万円)



背景・課題

文化財を適切に保存・活用していくためには、**適切な価値づけが必須**。国・地方の指定文化財として価値づけられるためには十分な研究の蓄積が必要であるが、**目録等さえ整理されず埋もれている潜在的な文化資源が多数存在**。

また、これら未整理の文化財はそもそも所在が把握されていない場合や、不適切な保存環境に置かれている場合もあり、災害や盗難により散逸する危険性が高く、**一度失われれば目録等もなくしてその再発見は極めて困難**。

文化財について調査を実施し、地域の関心も高い文化財の適切な保存・活用サイクルを早急に実現することが必要。



令和2年7月
熊本県球磨川洪水で
被災した文化財の事例

事業内容

【対象】 **地域における未調査の文化財**（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、及び学術上の価値の高い歴史資料）でかつ、まとまって一箇所に伝存するもの。

【実施内容】**市町村が中心となって全国の有識者、地元博物館の学芸員などがチーム**を結成。1点ずつ法量・品質形状・内容を調査・記録して文化財管理台帳を作成。全体として価値づけを行う。

【事業の効果】 地域の貴重な**文化財の散失・流出を防ぐ**とともに、地元の歴史博物館での展示やWEB上での公開等、**文化財調査を活かした地域振興・観光振興に資する取組**を支援。

- 件数・単価：50箇所×約125万円
- 交付先：地方公共団体

**文化財調査が実施されないために
適切に保存・活用されていなかった文化財**
「葦山代官江川家関係資料」の例
(静岡県伊豆の国市)

品川台場築造、葦山反射炉建設などで有名な江川英龍を輩出した江川家に伝来。古文書・典籍類のみならず、絵画、大砲の模型など、多様な文化財が存在するが、調査を行わないと散逸等の危険性が高まる。

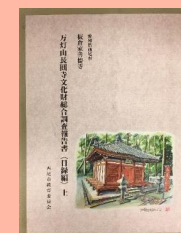
未調査の資料が収蔵庫の棚に露出して保管。



**全国の研究者、学芸員等
による文化財調査により、
歴史的な価値づけが進む**



**調査結果の公開
更なる価値づけ**



調査成果（目録・画像）をWEBで公開

永青文庫所蔵資料の例
(熊本県・同県立美術館
ホームページにて成果を公開)



国の重要文化財等として指定

アウトプット(活動目標)

- 支援した調査事業の件数

令和3年	令和4年	令和5年
19件	18件	50件

アウトカム(成果目標)

初期（令和6年頃）
目録の整備が進み、散逸のリスクが低減。

中期（令和10年頃）
調査成果に基づく公開・セミナー開催等の活用が活性化。

長期（令和15年頃）
研究が進展し、地方・国の指定文化財に。

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- ・適切な価値づけがされた文化財を適切に保存・活用することで、社会教育・観光等の観点で充実し、地域が活性化。
- ・散逸の危険にあった文化財が整理され、確実に継承できるように。
- ・研究の蓄積を加速し、新たな学術的発見を創出。地域学習にも貢献。

発掘調査のイノベーションによる新たな埋蔵文化財保護システムの構築のための調査研究事業

令和5年度要望額
(新 規)

100百万円



背景・課題

我が国最初期の鉄道遺構「高輪築堤」の保存を巡る一連の動きを契機として、文化審議会の専門調査会は、開発事業と重要な埋蔵文化財の保存を持続的に両立させるために国等がとるべき方策を緊急的に審議し、令和4年7月に報告書をとりまとめて公表した。

当該報告書においては、国が早急に実施すべき取組として、重要な埋蔵文化財のリスト化や、埋蔵文化財の事前把握を推進するために有効な技術の開発・普及等が列挙されており、埋蔵文化財の保護を推進するとともに、予期せぬ埋蔵文化財の発見により発生する開発事業期間の延長や費用の増加を回避・最小化するため、国はこれらの取組を緊急的かつ計画的に推進する必要がある。

発掘調査
費用の推移
(百万円)

年度	民間事業	公共事業	合計
H24	9,503	43,928	53,431
25	11,474	48,430	59,904
26	10,839	51,783	62,623
27	9,612	50,338	59,951
28	10,684	49,473	60,157
29	12,368	48,167	60,535
30	11,599	42,564	54,163
R1	13,158	43,211	56,369
2	13,960	44,812	58,772

民間事業の
金額増加が
特に顕著

事業内容

(1) 新たな埋蔵文化財保全対策の推進 <国が実施>

①重要な埋蔵文化財のリスト化

重要な埋蔵文化財リスト作成に向けた基盤情報の収集・整理を実施。

②新たな埋蔵文化財保全対策の周知・普及

遺構地図の高精度化、埋蔵文化財の価値付けに係る事例調査等を実施。

(2) 埋蔵文化財発掘調査に関する技術革新のための調査研究

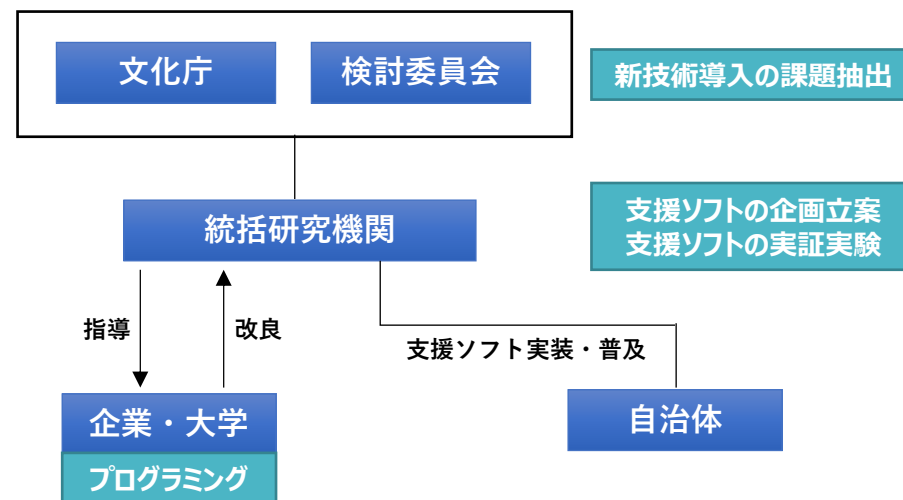
①調査技術検討委員会の開催

<文化庁と研究機関が連携して実施(右図)>

②技術革新のための調査研究

③先進事例研究

労働者不足や機材の高騰を受け、毎年増加しつつある発掘調査費の縮減を図るため、現在、様々な分野で導入されている最新技術の発掘調査現場での導入のために必要な調査研究・技術改良を行う。



アウトプット(活動目標)

●重要な埋蔵文化財のリスト化

全国から1,000箇程度の候補地を選出し、5か年でリスト化し、開発事業者等へ周知。

●発掘調査の技術革新のための調査研究

埋蔵文化財の把握や発掘調査期間の縮減に資する技術に関する検証・改良と普及を実施

アウトカム(成果目標)

重要な埋蔵文化財の所在が予見される場所をあらかじめ周知することで、計画変更等のリスクを低減させる。そのために、遺構地図の高精度化、埋蔵文化財の価値付けの考え方の方法論を整理し、普及啓発を図るとともに、新技術に基づく発掘調査支援ソフトを開発し、発掘調査の効率化・費用の低廉化を目指す。

総発掘費用を約15%縮減(600億円→500億円)

インパクト(国民・社会への影響)

重要な埋蔵文化財を避けた開発事業の立案を可能にするとともに、新技術を応用・導入することで発掘調査の費用や工期を縮減する。

これにより、**埋蔵文化財の保護と社会経済活動の根幹である開発行為の持続的な両立が可能となる。**

背景・課題

「知的財産推進計画2021」では、新型コロナの影響により大きく加速しているデジタル化の流れに伴い、様々なデジタルアーカイブ資源の潜在需要が顕在化する中、オープンなデジタルコンテンツが日常的に活用され、様々な分野の創作活動を支える基盤となるデジタルアーカイブ社会の実現を図っていくことが重要であるとされている。また、日本におけるデジタルアーカイブの「構築・共有」と「活用」の推進は、文化の保存・継承・発展だけでなく、コンテンツの二次的利用や国内外への情報発信の基盤となる取組であるとして、引き続き、日本が保有する多様な文化資源のデジタルアーカイブ化を進めるとともに、デジタルコンテンツが幅広く利活用されるための環境整備を推進することが重要であるとされている。

事業内容

- 我が国の多様な文化遺産に関する情報を、誰もがいつでも容易にアクセスできる環境を整備し、文化財の保存・継承・発展を図り、コンテンツの利活用や情報発信を進めるため、文化遺産のデジタルアーカイブ化を推進
- 国指定等文化財や全国の博物館・美術館等の情報を集約し、求める情報を容易に検索できる機能を持ったポータルサイト「文化遺産オンライン」を企画運営
(主に以下の情報を収集)
 - ① 全国の博物館・美術館等の所蔵品 (掲載件数: 270,500件
所蔵館数: 247 館)
 - ② 全国の博物館・美術館情報 (掲載館数: 約1,000 館)
 - ③ 文化財情報や多様なコンテンツ (地域文化財、無形文化財動画等含む)
- 多言語化 (英語表記)、ジャパンサーチ等との連携の推進
- 文化財が消失等した場合に復元するための資料として活用するため、国指定等文化財の詳細記録(設計図等)をデジタルアーカイブ化



アウトプット(活動目標)

- 文化遺産オンラインの情報掲載件数

令和5年	令和6年	令和7年
271,300	272,000	272,500

- 文化遺産オンラインの年間訪問回数 (R3 370万回)

令和5年	令和6年	令和7年
390万回	400万回	410万回

アウトカム(成果目標)

- 初期 (令和5～6年頃)
- ・文化財情報の充実による利用者の拡大
- 中期 (令和7年頃)
- ・諸取組みによる文化財に親しむ機会の創出
- 長期 (令和10年頃)
- ・教育利用、海外での閲覧等、利用層の拡大

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

国民が広く我が国の歴史と文化に対する理解を促進し、もって文化財の保存・活用・継承に資するよう、文化財に親しむ機会の充実を図る。

背景・課題

日本各地には、歴史や風土に育まれ発展し伝承されてきた貴重な無形文化財や民俗文化財が多く存在するが、近年の急激な社会構造の変化による変容、衰退が危惧されており、その保存・保護が喫緊の課題である。また、文化財の保存のために欠くことのできない選定保存技術についても、後継者不足等多数の問題を抱え、加えて、伝統的な修理技法に用いられる材料や道具を生産するための原材料の不足も大きな課題となっている。

一方、こうした無形文化財等についてはこれまで公開される機会が少なく、広く一般向けに周知する機会を確保することで、国民の文化財保存・保護に対する意識の向上を促すとともに、無形文化財等の保存・保護施策の充実を図る事が求められている。

事業内容

●選定保存技術広報事業(平成19年度～) 28百万円(15百万円)

選定保存技術の保存団体(全35団体)が一堂に会し、道具・材料等の展示、技術の実演、体験コーナーを設置し、より多くの国民が選定保存技術に触れる機会を提供する。

また、HPサイトやSNSを活用した情報発信等、イベント当日に限らない継続的な選定保存技術の広報を行う。

・予定件数：1件

●重要無形文化財保持者の「わざ」と文化財を守る技術の公開事業(平成19年度～) 5百万円(5百万円)

工芸技術分野の重要無形文化財の保持者(人間国宝)やそれを支える人々について、工芸作品や関係資料等を展示した「日本のわざと美」展(平成8～30年度開催)の成果を発展的に継承し、その重要性を理解してもらう機会を提供するために、新「日本のわざと美」展としてリニューアルを目指し、準備を行っている。

リニューアル予定の新「日本のわざと美」展では、より地域性やテーマ性を持つ企画展として広く一般の公開を目指す。

・予定件数：1件

●首都圏伝統工芸技術作品展開催事業(令和3年度～) 20百万円(20百万円)

令和2年に我が国の伝統工芸の拠点である国立工芸館が金沢に移転・開館した一方で、首都圏においても伝統工芸の新たな発信の機会が望まれているところ、展覧会やワークショップ等のイベントを首都圏で開催し、地元住民および観光客に向けて伝統工芸の発信と普及を行う。

・予定件数：2件

●伝統工芸超分野交流事業(令和2年度～) 5百万円(5百万円)

工芸技術分野の重要無形文化財の保持者(人間国宝)等の伝統工芸作家と、学識者や企業経営者等の他分野専門家との共同事業を促進し、伝統工芸の新たな価値を生み出し、更なる日本の伝統工芸のブランド化確立を目指す。

・予定件数：1件

●普及・紹介資料作成(平成19年度～) 0.7百万円(0.7百万円)

無形文化財、民俗文化財、選定保存技術等に関する一般向け紹介パンフレットを作成し、保存施策を広く一般に周知する。



日本の技フェア(選定保存技術広報事業) (令和3年度 ペルサル秋葉原)



「日本のわざと美」展(平成30年度 福島県立博物館)



「深める・拡げる一伝統工芸展」(首都圏伝統工芸技術作品展開催事業)
(令和3年度 日本橋三越本店)

アウトプット(活動目標)

開催会場に対する予定来場者数以上の来場者を目指す。
* 但し、感染症拡大防止のため、人数制限を設けて実施する場合がある。

アウトカム(成果目標)

無形文化財や選定保存技術の公開の機会を増やし、多くの国民に広く周知することで、無形文化財等の保存・保護施策への関心を高める。

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- ・国民の無形文化財等及び文化財保存・保護に対する意識と理解の向上
- ・後継者の育成や原材料不足の課題解決に資する。

邦楽普及拡大推進事業

令和5年度要望額
(前年度予算額)

345百万円
305百万円



背景・課題

邦楽は我が国の伝統文化の一翼を担うものであるが、近年実演家や楽器商が減少している中、コロナ禍で大手の邦楽器メーカーが廃業を発表するなど、**邦楽及び邦楽器の製作技術の継承が危機的な状況**にある。

国は、重要無形文化財の保持者等が行う伝承者養成への支援や、子供たちが伝統文化に関する活動を体験等できる機会の提供を推進してきたが、トップレベルを目指す中間層を拡大するための施策はこれまで十分には行っていない。**邦楽の継承と発展を図るため、中間層の演奏者の拡大**に取り組む。

三味線音楽の実演家 (※1)	→ 25,652人 [1987年] → 12,646人 [2020年]
楽器商の数 (※2)	→ 330店 [2002年] → 200店 [2019年]
三味線の販売数 (※2)	→ 18,000台 [1980年] → 3,400台 [2017年]

※1 芸団協加盟邦楽団体会員数、※2 邦楽ジャーナル

事業内容

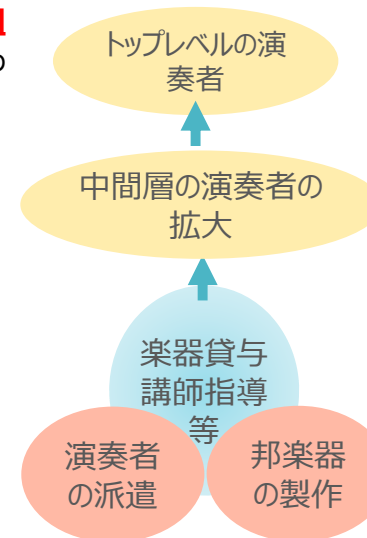
大学・高校等における邦楽に関する部活動を行う団体に対し、**稽古や実演に取り組めるような環境整備（邦楽器無償貸与・講師派遣）を行う**とともに、各団体が集まって演奏発表や交流する場を設ける。

- 事業実施期間：令和3年～令和8年（予定）

邦楽普及拡大推進事業

345百万円（305百万円）

- 対象 大学又は高校の邦楽の部活動をしている団体等
- 支援団体：（新規）60～70団体（継続）180団体
- 支援内容：三味線や箏など邦楽器を無償貸与、指導者を派遣し、演奏指導演奏会発表、支援を受ける団体同士のオンライン交流会や実技実演ワークショップへの参加
- 支援期間：大学は4年間
高校は3年間



講師派遣の指導

採択と支援時期モデル

	R3	R4	R5	R6	R7
高校	採択				
高校		採択			
高校			採択		

アウトプット(活動目標)

- 延べ支援団体数（総数（予定）180件）

令和4年	令和5年	令和6年
119	180	180

アウトカム(成果目標)

- 初期（令和4年）
邦楽活動のモチベーション増大（満足度80%）
- 中期（令和6年）
邦楽活動のモチベーション増大（満足度85%）
- 長期（令和9年）
邦楽活動のモチベーション増大（満足度90%）

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

生活様式や趣味の多様化により愛好家が減少する邦楽について、**高校・大学等の部活動の演奏する環境を整備**することで、**中間層の演奏者を拡大し、邦楽及び邦楽器の製作技術の継承と発展を図る。**

発掘された日本列島展

令和5年度要求額
(前年度予算額)

22百万円
22百万円)



背景・課題

日本では、年間およそ8,000件の発掘調査が行われている。一部の成果については、各種報道や現地説明会、web上の情報発信を通じて接することもできるが、多くの国民にとって全国各地で行われた発掘調査現場や出土した遺物を実際に目にする機会は限られている。

近年行われた発掘調査成果のうち代表的なものを選び、全国巡回の展覧会を開催することで、広く国民に埋蔵文化財の内容や価値、そしてその保護についての理解を深める機会を創出する。

平成7年度より継続して開催しており、令和4年度で28回を迎えている。

年度	入館者数	開催館数	開催日数
R1	106,222	5	196
R2	42,588	5	193
R3	27,776	3	88

発掘された日本列島展の入館者数・開催館数・開催日数

事業内容

令和5年度も継続して「発掘された日本列島2023」を開催し、広く国民に文化財の価値や魅力、継承することの大切さを伝える。

- 我がまちが誇る遺跡 これまでの継続的な発掘調査の成果に基づく地域研究によって明らかになった「地域の特性や魅力」を発信。

令和3年度：千葉県市原市・広島県福山市・山口県山口市の企画3件

令和4年度：長野県富士見町・京都府京都市・和歌山県の企画3件

- 新発見考古速報 近年注目を集めた旧石器時代から近代までの遺跡を取り上げ、出土品の実物展示を中心とした速報展を実施。

令和3年度：14遺跡、令和4年度：14遺跡

- 特集展示 各年度でトピックとなったキーワードに関連したパネル展示を実施。

令和3年度：記念物100年～次の100年に向けて～：史蹟名勝天然紀年物保存法の制定から100周年を記念し、記念物保護に向けた各地の取組をパネルで紹介。

令和4年度：おうちで学び・楽しむ埋蔵文化財：コロナ禍で注目されているオンラインを活用した埋蔵文化財の情報発信について、全国各地の取組をパネルで紹介。

- 事業実施期間：平成7年～



アウトプット(活動目標)

- 入館者数

令和4年	令和5年	令和6年
30,000 (見込み)	40,000	50,000

アウトカム(成果目標)

- 令和5年度
 - 質の高い展覧会を継続し、引き続き全国を巡回する。
 - インターネット動画サイトや地方新聞社と連携した広報活動を行う。

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- 展覧会を通じ、選りすぐりの発掘調査成果や、「地域の特性や魅力」を新たに明らかにした継続的な調査研究を広く国民に周知する。
- ➡埋蔵文化財の内容や価値、そしてその保護について、国民の一層の親しみと理解を促進する。

背景・課題

アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、**アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨**として、行われなければならない。（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号））

存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、**アイヌ文化の振興等の充実及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に関する取組に今後とも一層努める**。（アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（令和元年9月6日閣議決定））

事業内容

アイヌ文化振興等事業

228百万円（228百万円）

アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ文化の振興等を図るため、指定法人（公益財団法人アイヌ民族文化財団）が実施する事業に対して補助を行う。（補助率：1／2）

- アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進に関する事業（アイヌ文化研究助成）
- アイヌ語の振興に関する事業（アイヌ語講座、アイヌ語発信講座等）
- アイヌ文化の振興に関する事業（アイヌ文化フェスティバル、工芸品展等）
- アイヌ文化伝承者の育成



アイヌ古式舞踊

国立アイヌ民族博物館の運営

1,522百万円（1,382百万円）

アイヌの歴史や文化に関する正しい認識と理解を促進し、新たなアイヌ文化の創造・発展に寄与するため、令和2年7月、北海道白老町に「国立アイヌ民族博物館」を中核施設とする「民族共生象徴空間（ウポポイ）」が設立。

アイヌ施策推進法に基づき、指定法人（公益財団法人アイヌ民族文化財団）に委託して、「国立アイヌ民族博物館」の運営を行う。

- 資料の保存修復、クリーニング
- 教育普及事業の拡充（遠隔授業、教員向け研修の実施）、展示改善の実施
- 新たな生活様式に対応した情報発信（バーチャル博物館、多言語化）、広報活動
- ナショナルセンターとしてアイヌ文化でつながる博物館のネットワーク強化、地域拠点形成



国立アイヌ民族博物館

アウトプット(活動目標)

- アイヌ文化交流事業の助成件数

令和4年	令和5年	令和6年
47件	47件	47件

- 国立アイヌ民族博物館における資料の収集、保存修復や展示改善を行うとともに、広報強化や地域連携を実施

アウトカム(成果目標)

- アイヌ文化フェスティバルの延べ参加人数

令和4年	令和5年	令和6年
49,821人	51,681人	54,001人

- アイヌの歴史や文化に関する正しい認識と理解を促進し、道内外においてアイヌ文化を創造・発展

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- ウポポイの年間来場者数100万人
- アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

国宝・重要文化財等の買上げ

令和5年度要求・要望額 1,114百万円
(前年度予算額 1,004百万円)



課題

1. 美術工芸品は動産であるため、所有者の経済的理由・相続等により、所在が不安定になりやすい。
2. 地域の美術館・博物館の文化財購入予算が削減されることで、地元伝来の文化財の所在が流動化。
3. 文化財の所在が不安定化することで、文化財の管理が適切に行われず、文化財の価値が損なわれる危険性が高まる。
4. 適切なタイミングで文化財の買上げを行わない場合、国外流出等、国民の財産として公開活用の機会が永久的に失われる危険性が高まる。



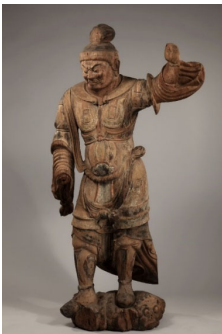
国外流失の危険性

平成20年、運慶作の大日如来坐像（当時未指定）が、アメリカでオークションにかけられた。文化庁は所有者からの先買の申し出がある一方、予算の都合上購入を断念した。

事業内容

歴史上、芸術上又は学術上価値が高い国宝、重要文化財及びこれらに準ずる文化財を国が買上げ、国民共通の財産として保存し、公開活用を図る。特に、管理が適切ではないもの又は国外流出・散逸等の恐れがあり、国において緊急に保存を図る必要がある文化財について購入し、国民共通の財産として公開活用に資すると共に、後世に継承する。

国外流失を回避



木造天王立像は、海外に設立される美術館の収集品候補となっていたところ、所有者を説得して買上げ、平成24年に重要文化財に指定。
現在は、東京国立博物館で定期的に展示され、主たる展示品の一つとして親しまれている。

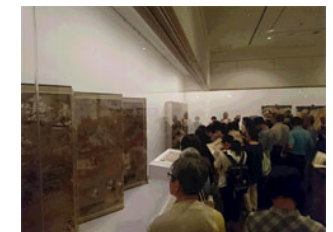
計画的な買上げ



医学書（崇蘭館本）は、330冊からなる医学書のまとまりであり、指定文化財に準じるものとして、買上げ、令和2年に重要文化財に指定。
評価額が高額（11億5千万円）であったため、4年間かけて計画的に買上げ。

- 国有文化財を国立博物館・地方館に無償貸与し、広く国民の観覧の機会を提供。
- 文化庁主催の「新たな国民のたから展」で買上げ作品を公開。

公開・活用



「新たな国民のたから展」会場風景

アウトプット(活動目標)

● 買上物件数

令和4年	令和5年	令和6年
15件	15件	15件

アウトカム(成果目標)

国内外での散逸や劣化、き損を防ぐため買取を行った文化財の8割について、公開等により活用する。

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

貴重な国民的財産である国宝・重要文化財等を適切に保護し、確実に次世代に継承する。また、広く公開活用を図ることにより、鑑賞機会の拡大を図る。

無形文化財の伝承・公開

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

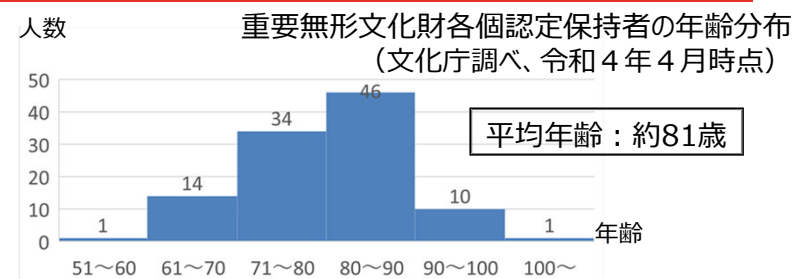
771百万円
659百万円



背景・課題

我が国の演劇、音楽、工芸技術、生活文化その他の無形の文化的所産については、従来、文化財保護法に基づく無形文化財への登録等により、その保存・継承を実施。一方、**生活様式の変化等の影響**を受け、技術継承の土壌が悪化。**後継者不足**等の課題が生じ、わざの保存・継承そのものが危ぶまれていることから、**無形文化財の伝承・公開について重点的な支援措置を講じ、保存・活用を図る必要**。

また、我が国の多様な文化を表す「生活文化」も含め、**令和3年度の文化財保護法改正により新設された登録無形文化財制度**に基づく**支援を加速**する必要。



事業内容

我が国の長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた**貴重な国民の財産**である、芸能や工芸技術、生活文化等の**無形文化財の確実な伝承**等を図る。

(1) 伝承 491百万円 (380百万円)

- 重要無形文化財等の保持団体等が行う伝承者養成、技術研究、原材料・用具の確保、普及・啓発等を支援する。
- 件数・単価：30件×約15百万円 等
- 交付先：無形文化財の保持団体等

(2) 公開 48百万円 (47百万円)

- 日本伝統工芸展の巡回展や国家指定芸能（能楽・組踊）特別鑑賞会の開催を支援することで、国民等への普及啓発、理解を推進する。
- 件数・単価：11箇所×約150万円 等
 - 交付先：巡回展・特別鑑賞会の主催団体

(3) 重要無形文化財保存特別助成金 (232百万円 (232百万円))

- 重要無形文化財の各個認定保持者（いわゆる人間国宝）が取り組む、わざの錬磨や伝承者養成等を支援する。
- 件数・単価：116人×200万円
 - 交付先：巡回展・特別鑑賞会の主催団体



重要無形文化財「京舞」
保持者 井上 八千代



伝承者養成事業
「蒔絵」



登録無形文化財「書道」
高校への普及啓発事業

アウトプット(活動目標)

- 支援した伝承事業（団体）の数

令和3年	令和4年	令和5年
28団体	28団体	30団体

- 日本伝統工芸展・巡回展の総入場者数

令和元年	令和3年	令和5年
283,806人	155,255人	約280,000人

アウトカム(成果目標)

- 中期
普及啓発・公開事業等を通じ、無形文化財に対する社会的認知度が向上する。
- 長期
・重要無形文化財のすべての指定について、伝承者が確保される。
・重要無形文化財の保持団体会員が増加する。

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- ・長い歴史の中で守り伝えられてきた無形文化財が適切に後世に伝承される。
- ・演劇、音楽、工芸技術その他の無形文化財の公開・作品の展示機会が増え、国民の文化的向上に資する。
- ・公開された優れたわざに触れることで未来の後継者発掘が進む、継承の好循環が実現。

平城宮跡等管理

令和5年度要求額
(前年度予算額)

243百万円 + 事項要求
243百万円)



背景・課題

特別史跡に指定されている平城宮跡及び藤原宮跡については、重要な遺跡として歴史的、学術的に貴重な価値を有するばかりでなく、広大な地域を占めて保全されていることから、今後も適切に維持・管理し、国民的文化遺産でもある宮跡の保存を図ることが必要である。

平城宮跡地内には、平成22年に復原工事が完了した第一次大極殿のほか、朱雀門、東院庭園、遺構展示館などの国有施設を有しており、これら施設等の維持・管理を行う必要がある。

事業内容

- 事業期間：平成18年度～終了予定なし



(遺構展示館) 電気・水道・施設修繕



(大極殿) 点検・警備・夜間照明維持



(東院庭園) 池の管理・警備



(朱雀門) 点検・警備



アウトプット(活動目標)

- 特別史跡平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地の全史跡指定地の国有地化面積

令和3年	令和4年	令和5年
1,769,049㎡	1,780,721㎡	1,794,594㎡

アウトカム(成果目標)

- 特別史跡に指定されている平城宮跡について今後も適切に維持・管理し宮跡の保存を図る

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

国民的文化遺産でもある宮跡の保存を図り平城宮跡への来場者数を増やす

平城宮跡地等整備費

令和5年度要求額
(前年度予算額)

115百万円
115百万円



背景・課題

平城宮跡の土地の買上げについては、明治39年に結成された平城宮社保存会の買収等の活動によって開始（大正13年、保存会所有地を国に寄付）された。その後、昭和37年、宮跡内での近鉄操車場建設計画が問題となった際、宮跡全体を国有地化する方針が決定され、翌年から国による買上事業が開始された。また、藤原宮跡及び飛鳥地区については、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する施策について」（昭和45年12月18日 閣議決定）によって国有地化の方針が決定された。

事業内容

- 事業期間：平成13年度～終了予定なし
- 平城宮跡は特別史跡に指定され、歴史的、学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡であること及び、広大な地域を占めて保全されている国民的文化遺産であることに鑑み、昭和53年に文化庁において定めた「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」に基づき、遺跡博物館としてのまとまりのもと、東院庭園、朱雀門等の復原、第二次大極殿院地区の整備等を行ってきた。
- また、藤原宮跡等についても、歴史的、学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡として環境整備等を実施してきたところである。
- については、今後も既存施設の修理・修復、未整備地の整備等を行い、我が国の歴史、文化、伝統を確実に次世代に継承するものである。

平城宮跡 東院庭園平橋・露台修理

特に木部の経年劣化が顕著であったため、劣化状況を把握の上修理を実施した。



藤原宮跡 角田池護岸フェンス補強工事

高殿町角田池護岸フェンスについて、経年劣化による支柱破損や傾斜が生じ危険であったことから、傾斜を復旧し単管杭による補強を行った。



アウトプット(活動目標)

- 各種工事及び整備事業の実施

令和3年	令和4年	令和5年
41件	5件	5件

アウトカム(成果目標)

史跡地内整備を実施することで、学校教育や社会教育を通じた文化財の魅力の再発見等の機会を提供することができ、宮跡の活用につながっている

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

歴史的、学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡である平城宮跡や藤原宮跡等において、既存設備の修理・修復による維持整備や、未整備地の整備等を行うことにより、我が国の歴史、文化、伝統を次世代に継承する。

平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上

令和5年度要求額
(前年度予算額)

470百万円
470百万円



背景・課題

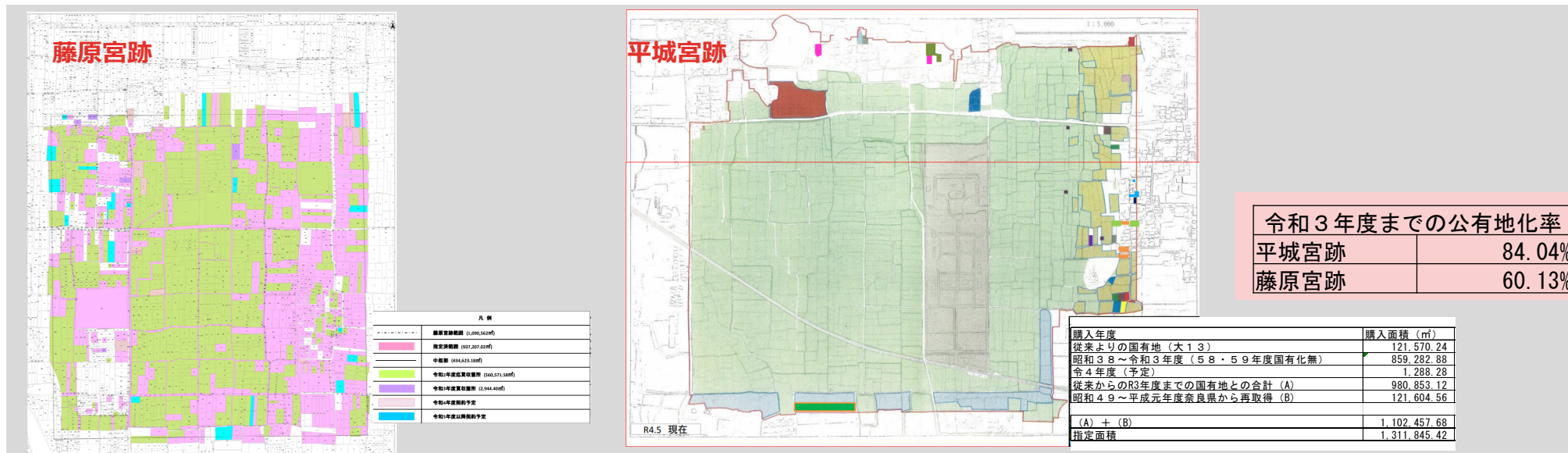
平城宮跡の土地の買上げについては、明治39年に結成された平城宮社保存会の買収等の活動によって開始（大正13年、保存会所有地を国に寄付）された。その後、昭和37年、宮跡内での近鉄操車場建設計画が問題となった際、宮跡全体を国有地化する方針が決定され、翌年から国による買上事業が開始された。また、藤原宮跡及び飛鳥地区については、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する施策について」（昭和45年12月18日 閣議決定）によって国有地化の方針が決定された。

事業内容

- 事業期間：昭和38年度～終了予定なし

史跡等に指定された地域内の土地等については、所在する遺跡等を保護するため、文化財保護法により規制が図られている。

国による買上げは、史跡等の保存のための土地利用制限に対し、財産権尊重のためにとられる補償的措置として行われるものであり、買上げを行うことにより、重要な遺跡として、歴史的・学術的に貴重な価値を維持するばかりでなく、国民的文化遺産でもある宮跡等を保護するものである。



アウトプット(活動目標)

- 特別史跡平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地の全史跡指定地の国有地化面積

令和3年	令和4年	令和5年
1,769,049㎡	1,780,721㎡	1,794,594㎡

アウトカム(成果目標)

所在する遺跡等を保護するため特別史跡平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地の史跡指定地の国有化を進める。

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

買上げを行うことにより、重要な遺跡として歴史的・学術的に貴重な価値を維持するばかりでなく、国民的文化遺産でもある宮跡等を保護する。

平城及び飛鳥・藤原宮跡等買上事務処理

令和5年度要求額
(前年度予算額)

14百万円
14百万円



背景・課題

平城宮跡の土地の買上げについては、明治39年に結成された平城宮社保存会の買収等の活動によって開始（大正13年、保存会所有地を国に寄付）された。その後、昭和37年、宮跡内での近鉄操車場建設計画が問題となった際、宮跡全体を国有地化する方針が決定され、翌年から国による買上事業が開始された。また、藤原宮跡及び飛鳥地区については、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する施策について」（昭和45年12月18日 閣議決定）によって国有地化の方針が決定された。

事業内容

- 事業期間：昭和46年度～終了予定なし
史跡等に指定された地域内の土地等については、そこに所在する遺跡等を保護するため、文化財保護法による現状変更許可制度により規制が図られている。国による買上げは、史跡等の保存のための土地利用制限に対し、財産権尊重のためにとられる補償的措置として行われるものであり、買上げを行うことにより、重要な遺跡として、歴史的・学術的に貴重な価値を維持するばかりでなく、国民的文化遺産でもある宮跡等を保護するものである。平城及び飛鳥・藤原宮跡地の速やかな買上げを進めるために、測量及び補償調査を用地買上の前年度に実施する。

土地買上測量立ち合い



発掘



遺構表示



活用



アウトプット(活動目標)

- 特別史跡平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地の全史跡指定地の国有地化面積

令和3年	令和4年	令和5年
1,769,049㎡	1,780,721㎡	1,794,594㎡

アウトカム(成果目標)

特別史跡に指定されている平城宮跡について今後も適切に維持・管理し宮跡の保存を図る

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

国民的文化遺産でもある宮跡の保存を図り平城宮跡への来場者数を増やす

高松塚古墳壁画の保存・活用の推進

令和5年度要求額
(前年度予算額)

214百万円
219百万円)



背景・課題

国宝高松塚古墳壁画は昭和49年に国宝に指定された。壁画は発見当初から、劣化の進行やカビの発生を極力抑えるため、修理等が行われてきたが、平成13年に石室内で大量のカビが発生し、壁画の退色や剥離などが進行した。

このため、平成19年には石室を解体し、国営飛鳥歴史公園内に設けられた国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設に搬入し、保存修理を開始。令和2年に修理が完了した。

現在は、劣化防止対策に係る調査を継続的に行いながら、年4回の一般公開を実施。仮設施設で公開しているため、保管管理・展示環境の充実が求められている。



壁画修理作業の様子



壁画の材料分析作業の様子

事業内容

- ① 国宝高松塚古墳壁画を保存・活用のための調査研究及び公開 196百万円（202百万円）
 - ・ 壁画を構成する材料（顔料、漆喰、石材）の分析、出土品（重要文化財）の保存活用に関する調査研究
 - ・ 壁画・石材の保存環境や生物対策など、劣化防止に関する調査研究
 - ・ 壁画・石材の活用方法に関する検討と一般公開（年4回）の実施
- ② 高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）（新施設）の設置に向けた検討 18百万円（17百万円）

新施設の設置場所、配置、規模、諸室の機能等の基本計画の策定に向けて具体的な検討を行うとともに、設置場所に必要な地盤調査等を実施する。



高松塚古墳壁画の一般公開の様子

アウトプット(活動目標)

- ・ 劣化防止に関する調査研究とその成果を踏まえた国宝の適切な維持・管理
- ・ 修理を終えた高松塚古墳壁画の公開と成果の周知

アウトカム(成果目標)

- ・ 高松塚古墳壁画・石材の保存への取組について、多くの人への理解促進
- ・ 世界的にも有名な極彩色古墳壁画として、インバウンド需要の喚起による地域活性化

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- ・ 我が国の古代国家形成期の歴史・国際交流に対する理解の促進。
- ・ 文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成、インバウンド需要喚起による地域活性化に寄与。

キトラ古墳壁画の保存・活用の推進

令和5年度要求額
(前年度予算額)

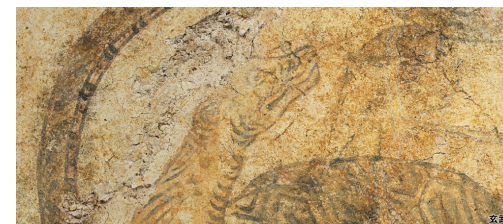
189百万円
196百万円)



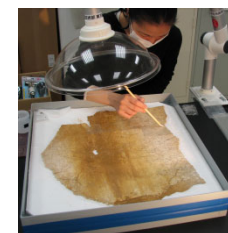
背景・課題

国宝キトラ古墳壁画は平成31年に国宝に指定された。古墳の内部調査により、壁画の損傷が著しく、剥落の危険性が高いことや、石室内にカビが発生していくことが判明したため、平成16年に壁面の全面取り外しの方針を決定し、平成22年に完了。取り外した壁画は、カビ痕跡の除去、漆喰の強化、壁面の再構成等を実施し、平成28年に完了した。

保存修理が完了した壁画は、キトラ古墳壁画保存管理施設に移し、継続的に保存管理するとともに、古墳壁画に関する調査・研究を実施し、整備が完了した墳丘と合わせて、広く周知する活動を行っている。



(玄武)



壁画修理作業

事業内容

- ① 国宝キトラ古墳壁画の現地保存に向けた調査研究 20百万円 (20百万円)
 - ・ 将来の壁画の現地保存に向けたデータの収集及び調査、壁画・石材の維持管理、劣化防止対策のための調査、泥の下に隠れていると推定される十二支像の存在を確認する調査、アーカイブ化等の実施
- ② 国宝キトラ古墳壁画保存管理施設の運営及び公開 169百万円 (176百万円)
 - ・ 壁画の収蔵、管理、メンテナンス及び、施設の管理・運営と年4回の一般公開の実施



材料調査：蛍光X線分析
(顔料等の元素を検出)



壁画の一般公開の様子

アウトプット(活動目標)

- ・ 劣化防止に関する調査研究とその成果を踏まえた国宝の適切な維持・管理
- ・ キトラ古墳壁画の公開と周知

アウトカム(成果目標)

- ・ キトラ古墳壁画の保存修理への取組について、多くの人への理解促進
- ・ 現存世界最古の天文図など、古代アジア史研究の最前線として、インバウンド需要喚起による地域活性化

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- ・ 我が国の古代国家形成期の歴史・国際交流に対する理解の促進。
- ・ 文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成、インバウンド需要喚起による地域活性化に寄与。

天然記念物の緊急調査、再生事業、食害対策

令和5年度要求額
(前年度予算額)

319百万円
319百万円



動物、植物、地質・鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものうち重要なものを、国の天然記念物として指定している。

地域社会と深く関係してきた植物群落・動物群集、地域のシンボルとして巨樹巨木等が指定されているが、産業構造・社会生活の変化等により、人と自然との関係性も変化しており、樹勢の衰退、群落の劣化、生息・生育環境の悪化等が顕著となっている。

天然記念物の保護の一層の推進を図るため、地方公共団体等が行う緊急調査、生息・生育環境の維持・復元等の再生事業、天然記念物による食害を防ぐための事業に対する支援が必要である。

1. 天然記念物緊急調査 27百万円（27百万円）

実施内容：減少原因調査、分布調査、生態調査、保存対策調査

2. 天然記念物再生事業 100百万円（100百万円）

実施内容：給餌、増殖施設・保護収容施設の整備、病虫害駆除、施肥等樹勢回復、遷移の中断・促進及び正常化、生息・生育環境の維持・復元のための事業等

3. 天然記念物食害対策 192百万円（192百万円）

実施内容：幼樹保護、防護柵・防護網等設置、捕獲、餌場借上、給餌、効果測定等調査、保護管理のために必要な施設の設置等

補助事業者：地方公共団体等

補助金の額：原則、補助対象経費の1／2

食害対策は補助対象経費の2／3



特別天然記念物 秋芳洞

鍾乳石に付着する照明植生の分布状況、影響等調査、保全方針の検討を実施（山口県美祢市）

天然記念物
臥竜のサクラ
低下した樹勢を回復するため、支柱設置や土壌改良を実施（岐阜県高山市）



特別天然記念物 カモシカ

カモシカによる農林業への食害を防止するため防護柵の設置等を実施

背景・課題

史跡、名勝、天然記念物は一定の広がりを持つ文化財であり、その保存は都市化の進展や開発に伴い危機に瀕しつつある。

史跡等の指定によって生ずる現状変更等の規制その他の制限への**補償的措置**として、また、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に**保存・管理**し、その後の**整備・活用を図ることを目的**として、地方公共団体が緊急に史跡等を取得する事業に対し、その一部を補助する必要がある。



史跡安満（あま）遺跡（大阪府高槻市）

事業内容

文化財保護法により指定された史跡、名勝又は天然記念物（「史跡等」）の保存のための史跡等の土地買い上げ事業に要する経費についての国が行う補助事業。

- 補助メニュー：（イ）年度事業として行う「直接買上げ」方式、（ロ）「先行取得償還」方式＜地方公共団体が先行取得に係る地方債の10年償還＞
- 補助事業者：地方公共団体
- 補助率：事業費の80%
- 事業実施期間：昭和32年度～終了予定なし
- 事業目的：【目的1】**補償的措置・適切な保存管理**
【目的2】Ⅰ.地域を対象とした**まちづくり**の場の提供
Ⅱ.来訪者を対象とした**観光**の場の提供
Ⅲ.**住民**を対象とした場の提供
Ⅳ.**技術者**を対象とした場の提供

文化財保護法の関係規定

- 管理団体である地方公共団体等が、史跡等の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物を買取る場合、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる（法第129条）。
- 史跡等の現状変更等につき許可を受けることができなかったことにより、又は許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する（法第125条第5項）

アウトプット(活動目標)

- 交付した事業件数

令和3年	令和4年	令和5年
148件	136件	177件

- 支援した補助額

令和3年	令和4年	令和5年
9,300百万	10,002百万	11,551百万

アウトカム(成果目標)

初期（公有化後～5年後）
文化財としての補償的措置・適切な保存管理。
中期（5年後～10年後）
観光、住民を対象とした場の提供。
長期（11年後～20年後）
まちづくり、技術者を対象とした場の提供

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

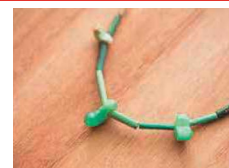
補償的措置・適切な保存管理（目的1）を実施した上で、まちづくり、観光、住民、技術者に対する場を提供を行う（目的2）。
その結果、公有化した史跡等を核として、自治体の**総合行政**や地域における**新たな価値観**の創出に寄与することができる。

概要

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域活性化・観光振興を図る。



自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』～樹齢300年を超える杉並木につつまれた2,446段の石段から始まる出羽三山～



『珠玉と歩む物語』小松
～時の流れの中で磨き上げた石の文化～



出雲國たたら風土記
～鉄づくり千年が生んだ物語～

事業内容

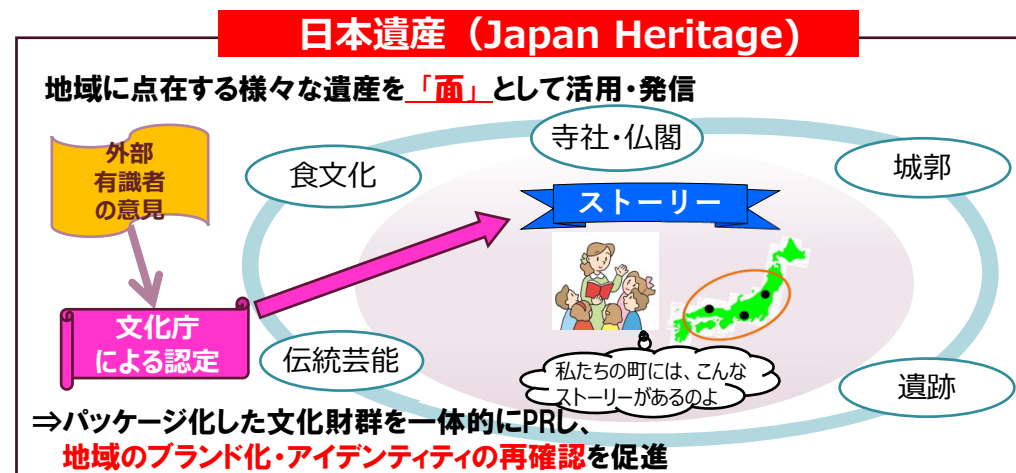
【日本遺産魅力向上事業】

- 日本遺産魅力増進事業
 - ・有識者委員会でとりまとめられた日本遺産の課題や改善事項を踏まえた事業例に基づき、受入体制の構築、上質なコンテンツ造成、複数地域での連携など総合的に取り組み、モデル地域の構築・横展開につなげる（対象）協議会、協議会に所属している構成団体及びDMO等
- 日本遺産を活用した滞在コンテンツ造成事業
 - ・日本遺産認定地域ならではの文化資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施（対象）地方公共団体、DMO、民間事業者等
- JNTOと連携した海外プロモーションの強化
 - ・受入環境が整った日本遺産認定地域について、海外プロモーションを強化し、日本文化の発信、さらなる誘客を促進
- 日本遺産ポータルサイトを通じた国内外への情報発信、「日本遺産の日（2月13日）」を中心に日本遺産認定地域と連携した普及啓発イベントの開催、ツーリズムEXPOジャパンへの出展等による認知度・ブランド力の向上

【地域文化財総合活用推進事業】

地域が、日本遺産ストーリー等を活用して、地域の活性化や観光振興を推進する取組に対して支援を実施

- 人材育成事業：観光ガイドやボランティア解説員の育成等
 - 普及啓発事業：ワークショップ、シンポジウム、PRイベント等の開催等
 - 調査研究事業：旅行者（訪問予定者）の嗜好性調査等
- * 上記各事業において、感染症防止対策等に対応



アウトプット(活動目標)

日本遺産を活用した滞在コンテンツ造成等への支援数（年間：15件）

アウトカム(成果目標)

初期：日本遺産の認知度及びブランド力の向上
中期・長期：日本遺産ストーリーを体験できる関連商品の開発、ツアー造成等によって認定地域における観光振興・地域活性化へ寄与

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

歴史的・文化的な蓄積を基盤としたシビックプライドの醸成や観光振興等に貢献し、地域活性化を実現

地域文化財総合活用推進事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

3,592百万円
1,694百万円



目的

■各地に所在する有形・無形の文化資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進

事業概要

◆地域文化遺産・地域計画等

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した特色ある人材育成や普及啓発等の取組を支援

地域文化遺産に関するボランティアガイドの育成、シンポジウムやワークショップの開催、公開事業等を支援

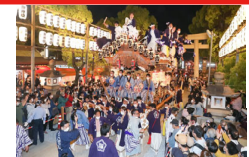


(民俗芸能大会の開催)

◆地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業

官民連携の経済効果に資する取組等を促進し、地域の伝統行事・民俗芸能等の振興を図ることにより、地域経済の活性化及び地域振興を推進

山車等の用具等整備、後継者養成、記録作成デジタル化等の取組を支援



(行事の開催)

◆文化財保存活用地域計画作成

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、「文化財保存活用地域計画」の作成等に対する支援を実施

地域計画の作成に向けた取組を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派遣や文化財保存活用支援団体に対する研修会等を実施



(研修会の実施)

◆世界文化遺産

「世界文化遺産」に登録された地域において行われる普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、世界文化遺産を活用した地域活性化を推進

世界文化遺産に関するシンポジウムの開催、ボランティア等の育成、課題の調査・分析や管理計画の見直し等を支援



(ガイド育成研修の実施)

◆ユネスコ無形文化遺産

「ユネスコ無形文化遺産」に登録された地域で行われる、普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、ユネスコ無形文化遺産を活用した地域活性化を推進

ユネスコ無形文化遺産に関するボランティアガイドの養成やシンポジウムの開催、保護活用に係る課題解決のための調査研究等を支援

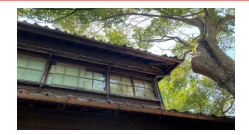


(普及啓発イベントの開催)

◆地域のシンボル整備等

地域計画等を作成しており、かつ地域の核（シンボル）である国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持する取組等に対して支援

地域の核となっている国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持したり、保存・活用を行う団体の取組等を支援



(建造物の修理)

地域文化財総合活用推進事業 (地域文化遺産・地域計画等)

令和5年度要求額
(前年度予算額)

738百万円
738百万円)



背景・課題

- 文化遺産は、地域の人々に豊かさや感動を与えるとともに心のよりどころとして、地域に活力を与える国民共有の財産
- 過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの絆や文化財の担い手不足で、地域の文化遺産が消失の危機
- 地域の文化遺産は、地域活性化等に資する役割が再認識され、その適切な保存・継承により、その積極的な活用が期待



ガイド研修の実施



民俗芸能大会の開催

事業内容

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能等の公開やシンポジウムの開催など、特色ある総合的な取組を支援

(件数・単価) 約150件×約490万円

(事業開始年度) 令和元年度

地方公共団体

実施計画を策定

(本事業により実施される取組を手段として、目標を設定して評価を実施)

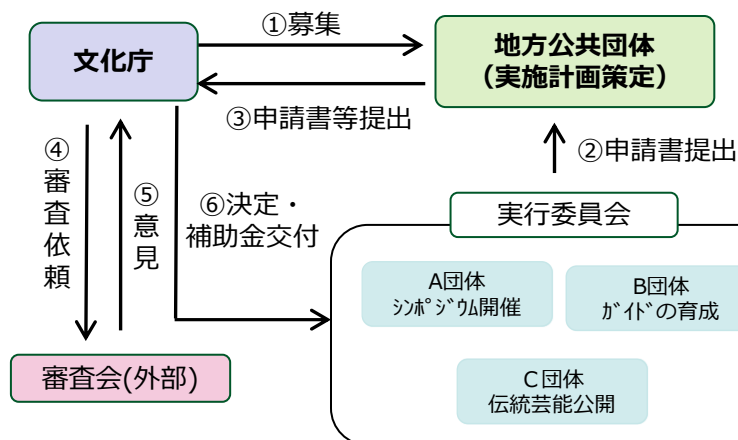
補助事業者

文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

補助対象事業

- ・人材育成（ボランティアガイド等の育成）
- ・普及啓発（伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催等）

事業スキーム



アウトプット(活動目標)

人材育成、普及啓発事業
約150事業

アウトカム(成果目標)

地域の文化遺産を活用した集客・交流
地域の文化遺産を核としたコミュニティの再生・活性化
・地域への観光入込客数、入込外国人客数 等

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、特色ある総合的な取り組みを支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進

地域文化財総合活用推進事業 (地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業)

令和5年度要求・要望額 2,284百万円
(前年度予算額 421百万円)



背景・課題

- ・地域の伝統行事・民俗芸能等については、地域に資するものとして、経済面で大きな効果をもたらす役割が期待されている。
- ・一方、過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として、伝統行事・民俗芸能等の担い手が減少し、行事等の継承が困難となっている。

事業内容

官民連携の経済効果に資する取組等を促進し、地域の伝統行事・民俗芸能等の振興を図ることにより、地域経済を活性化し、地域振興を推進

(件数・単価) 約50件×約3000万円、約90件×約400万円(振興事業)【新規】
約100件×約400万円(継承事業)
(事業開始年度) 令和3年度

地方公共団体

域内の事業をとりまとめて、計画的な取組を実施

補助事業者

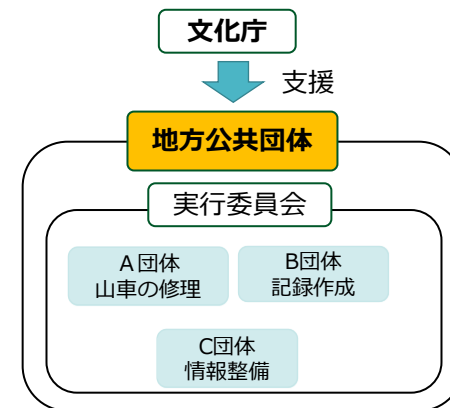
文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

補助対象事業

- 用具等整備
(山車や衣装等の修理、新調等を行う事業)
- 後継者養成
(保存会会員等を対象とした技術練磨等の事業)
- 記録作成・情報整備
(記録の作成・発信や映像のデジタル化やライブ配信等を行う事業) 等



事業体制



振興事業の観点

寄付金、経済効果に資する取組 等

アウトプット(活動目標)

用具等整備、後継者養成、
記録作成・情報整備 約240事業

アウトカム(成果目標)

民間投資の喚起
地域の文化遺産を核としたコミュニティの活性化
・消費額の増加、関係者人口の増加 等

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

文化と経済の好循環を図る方策を講ずることにより、
地域活性化を推進するとともに、地域社会の連携が
強化され、誰もが繋がりがあえる地域づくりや絆の強い
社会を実現

背景・課題

地域社会総がかりで文化財の保存・活用の取組をより促進させるため、平成30年の文化財保護法の改正により文化財保存活用地域計画制度を創設した。本事業では文化財保存活用地域計画等を作成している市区町村に対し、地域の文化財を積極的に活用する取組を支援するものである。

事業内容

文化財保存活用地域計画（歴史文化基本構想を含む。以下「地域計画等」という。）に基づき、地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能維持や、保存・活用を行う団体の取組等を支援する。それにより、地域における文化財の保存・活用の取組を促進させる。

- 補助事業者： 地域計画等を作成している市区町村
- 補助金の額： 補助対象経費の50%
- 補助対象事業： 地域計画等に基づき市区町村が行う次の事業（市区町村が補助または自ら行う事業への補助）
 - ①国登録文化財の機能維持
 - ②文化財の保存・活用を行う団体への取組支援
- 事業開始年度： 令和3年度

国登録文化財の機能維持の事例（R3年度 石川県加賀市）

「深田久弥 山の文化館」として活用されている国登録有形文化財「旧山長織物会社」の機能維持のため、瓦の破損・ずれや雨漏りが生じていた屋根の改修工事を実施。



アウトプット(活動目標)

- 整備した国登録文化財の数

令和3年	令和4年	令和5年(予定)
1	2	4

- 支援した文化財保存・活用団体の件数

令和3年	令和4年	令和5年(予定)
3	5	4

アウトカム(成果目標)

初期（令和5年度）
整備した国登録文化財が一般公開されている割合。
（達成度65%）

中期（令和8年頃）
整備した国登録文化財が一般公開されている割合。
（達成度80%）

長期（令和13年頃）
整備した国登録文化財が一般公開されている割合。
（達成度100%）

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

国登録文化財の機能維持や文化財の保存・活用を行う団体への取組支援を通じ、積極的な地域の文化財の保存・活用の取組を促進する。それにより、地域の人々が主体となって文化財の総合的な活用の推進等を図ることで地域の活性化に資することを目指す。

文化振興を支える拠点等の整備・充実

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

432億円 + 事項要求
363億円)



1. 文化拠点機能強化・文化観光推進プラン

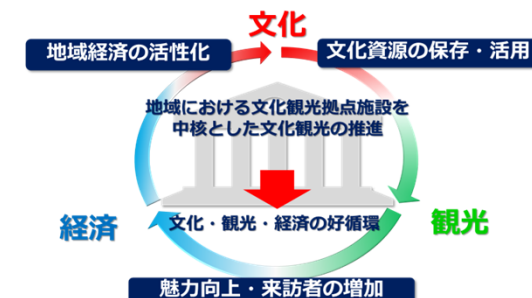
2,374百万円(2,164百万円)

博物館等の文化拠点としての機能強化や地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を通じて「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

- ・文化観光推進法に基づく計画の策定のための支援
- ・文化拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
- ・地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援
- ・好事例やノウハウの普及、専門家の派遣

文化観光推進法で目指す文化・観光・経済の好循環



2. 博物館機能強化の推進

1,474百万円(424百万円)

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるような基盤の整備を図る。

Innovate MUSEUM 事業

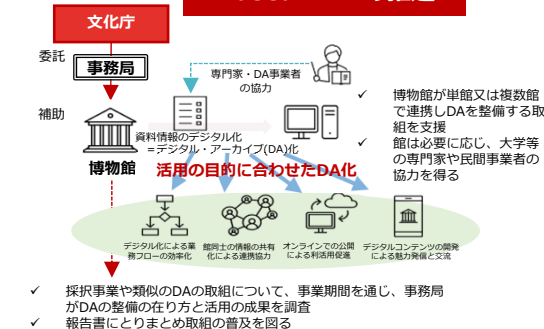
- ・Museum DXの推進
- ・特色ある博物館の取組支援

新制度におけるミュージアム応援事業

- ・新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション

他

Museum DXの推進



3. 国立文化施設の機能強化等

36,731百万円(31,804百万円)

ナショナルセンターとして我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核となり、更には、文化観光の拠点として世界に向け発信するために必要な機能の充実と強化を図る。

独立行政法人日本芸術文化振興会運営費交付金に必要な経費

- | | | |
|----------------|----------|------------|
| ・国立劇場再整備関係経費 | 1,638百万円 | (1,638百万円) |
| ・舞台芸術グローバル拠点事業 | 1,410百万円 | (1,299百万円) |

独立行政法人国立文化財機構運営費交付金に必要な経費

- | | | |
|---------------|----------|-------|
| ・三の丸尚蔵館運営整備事業 | 1,199百万円 | (新規)等 |
|---------------|----------|-------|

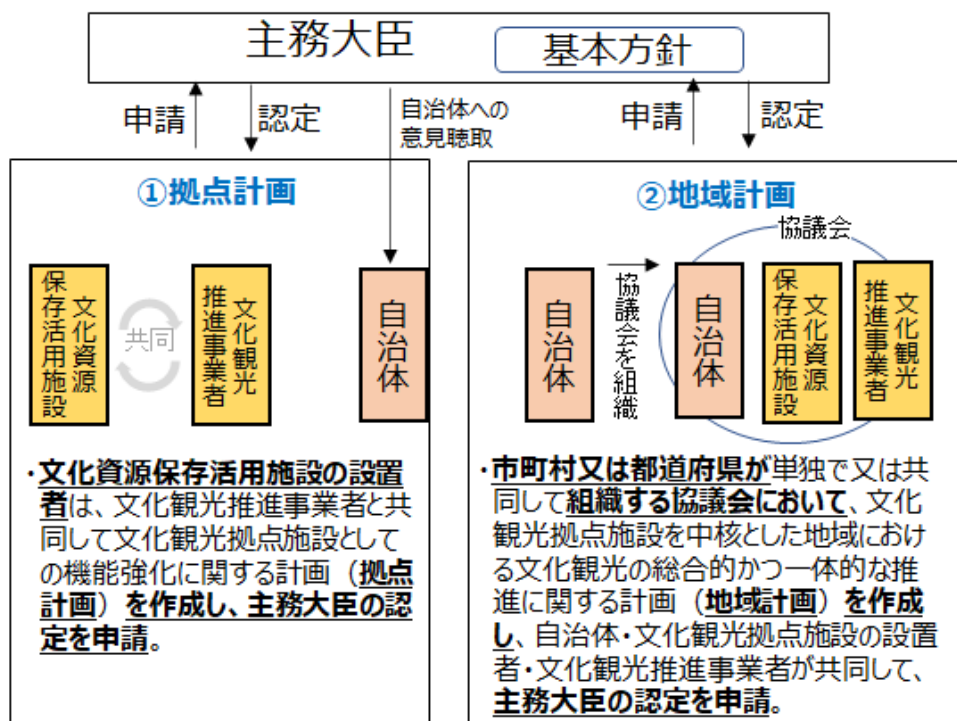


国立劇場等再整備経費

現状・背景

- 文化観光推進法（令和2年4月17日公布、5月1日施行）に基づき、主務大臣（文部科学大臣、国土交通大臣）が拠点計画・地域計画を認定し、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等の支援を講じる枠組みを創設。
- 博物館等の文化拠点としての機能強化や地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を通じて「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出。

文化観光推進法のスキーム



文化資源保存活用施設：博物館、美術館、社寺、城郭等
 文化観光推進事業者：観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等
 文化観光拠点施設：文化資源保存活用施設が、文化観光推進事業者と連携し、文化についての理解を深めるための解説紹介を行う

予算上の措置

- **文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業**
 - ・補助率：予算の範囲内で補助対象経費の2 / 3
 - ・国の認定を受けた事業に係る地方負担分は特別交付税措置

（各計画において行われる事業のイメージ）

- ①文化資源の魅力増進**
 - ・地域の文化資源の調査研究 ・資料・コレクションのデータベース化
 - ・鑑賞しやすい展示改修 ・専門人材確保
- ②理解を深めるのに資する取組**
 - ・展示品のわかりやすい解説紹介 ・多言語アプリ、オーディオガイド
 - ・VR・AR等の体験型コンテンツ ・ガイドツアー事業 ・専門人材確保
- ③利便の増進**
 - ・地域内の周遊バス借上 ・キャッシュレス、Wi-Fi整備
 - ・バリアフリー整備（スロープ等） ・館内案内の多言語化
- ④物品の販売提供、他施設との連携**
- ⑤国内外への宣伝**

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

2,332百万円
2,070百万円)



背景・課題

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業に対して支援を行う。

事業内容

- 事業実施期間：令和2年度～

- ① 文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
- ② 地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援

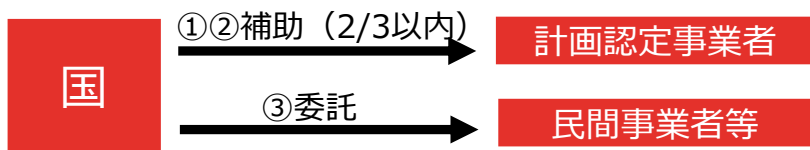
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業に対して支援を行う。

<2,113百万円（55箇所程度）>

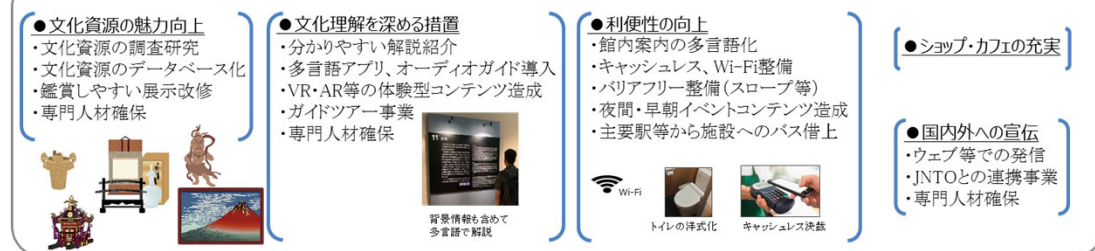
- ③ 計画の推進等のための支援

専門家の派遣、好事例の収集・分析、取組事例の横展開のためのセミナー等を実施。

<219百万円>



拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ



地域計画において実施する事業のイメージ



アウトプット(活動目標)

- 文化観光推進事業者と連携して補助対象事業を実施する事業者数の増加

アウトカム(成果目標)

初期（令和6年度頃）
来訪者満足度に関する目標の達成度（達成度80%）

中期
充実したコンテンツの造成によりリピーターの増加及びポストコロナにおけるインバウンドの効果等による来訪者の増加

長期
より多くの来訪者が文化観光拠点・地域において、魅力ある文化について理解を深めること

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

博物館等の文化拠点としての機能強化や地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を通じて、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出

背景・課題

令和4年4月、博物館法（昭和26年法律第285号）がおおよそ70年ぶりに大幅に改正され、資料のデジタル・アーカイブ化などの博物館の新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることとなった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間（令和9年度まで）を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。 ※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

事業内容

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるような基盤の整備を図る。

(1) Innovate MUSEUM事業（拡充）

① Museum DXの推進（新規）令和5年度要望額：1,006百万円

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDX化に効果的に取り組む館の事業を支援し、デジタル化されたデータの活用や業務フローの効率化を図る。

- 件数・単価：50件× 20百万円
- 事業期間：令和5年度～

② 特色ある博物館の取組支援 令和5年度要求・要望額：300百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

- 件数・単価：①単館型 25件× 4百万円
- ②ネットワーク型 10件× 20百万円

- 事業期間：令和4年度～
- ※令和4年度事業で支援を受けた課題についても、事業成果を審査の上で継続を認める

(2) 新制度におけるミュージアム応援事業（拡充）

博物館法の改正を踏まえて、①新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、②博物館活動の質を高めるための体制整備など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

- 件数・単価：①新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 4件× 10百万円（ポータルサイト運営及びロゴ等を活用した登録の知名度・信用度向上等）
- ②博物館活動の質を高めるための体制整備 1件× 26百万円（新制度に伴う相談業務等）
- ③博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施（学芸員の在外派遣、海外キュレーターの招へい方策の検討等） 他

事業期間：令和4年度～

アウトプット(活動目標)

- 支援した博物館による課題解決や博物館の新たな価値創出の取組の数

令和4年	令和5年	令和6年
50	85	85

- 博物館人材養成・質の向上に資する研修等に参加する数

令和4年	令和5年	令和6年
430	430	430

アウトカム(成果目標)

初期（令和7年頃）

事業による取組への支援と横展開、博物館職員への研修を通じ、地域の主体や博物館同士の連携による課題解決や価値創出に取り組む博物館が増加。（達成度50%）

中期（令和10年頃）

登録博物館及び指定施設での取組の浸透。（達成度100%）

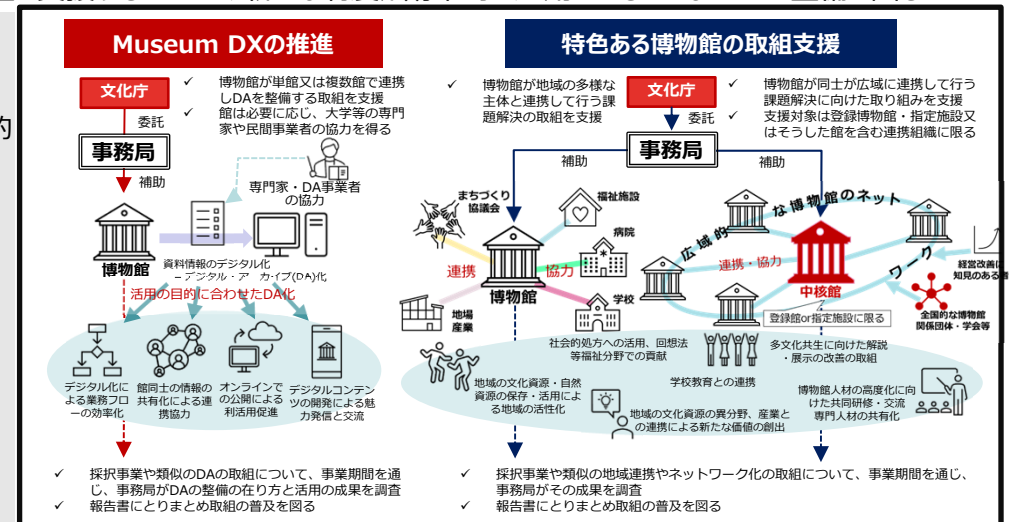
長期（令和15年頃）

登録・指定館が増加するとともに取組がさらに多くの館園に広がる。

インパクト(国民・社会への影響)

博物館界全体に、課題解決に向けた地域等との連携や新たな価値創出の取組が浸透することで広く国民に博物館の社会的価値が認知される、

博物館への官民からの更なる支援につながり、博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。



国立文化施設の機能強化・整備

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

36,731百万円 + 事項要求
31,804百万円)



背景・課題

国立文化施設（国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会）が、ナショナルセンターとして我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核となり、更には、文化観光の拠点として世界に向け発信するに必要な機能の充実と強化を図る。

◆「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）

第2章2.(6)スポーツ・文化芸術の振興（前略）ソフトパワーを含む我が国が誇る文化芸術資源の持続可能な活用を通じた経済・地域活性化を促進するため、統括団体等を通じた文化芸術団体・関係者の活動支援、文化芸術教育や子供の文化芸術鑑賞・体験機会の確保、クリエイターの創作活動の支援、国立文化施設や博物館の機能強化や日本博2.0等の「WABI」の取組を推進しつつ、インセンティブを付与した寄附を始めとする民間資金や文化DXの一層の活用等により、文化財等の保存と活用の好循環や日本の文化芸術・コンテンツの魅力の国内外への発信、グローバル展開及び地方展開の着実な支援・収益基盤の強化を推進する。これらを通じ、アート市場活性化を含め文化芸術の成長産業化を図る。これらも含めた次期文化芸術推進基本計画を本年度内に策定し、政府一体となって推進する。

事業内容

1. 国立文化施設の機能強化

35,831百万円（31,404百万円）

「国立」の文化施設として、国内文化芸術施設をリードする先進的な取り組みを進めるとともに、国内外関係機関との連携強化、オンライン配信等の世界への情報発信体制の強化など、ナショナルセンターとしての機能強化を図る。

〈運営費交付金〉

- 独立行政法人国立科学博物館
展示解説システム（キオスク端末）のシステム更新 185百万円（新 規）
- 独立行政法人国立美術館
国立アートリサーチセンター（仮称）経費 1,513百万円（ 850百万円）
- 独立行政法人国立文化財機構
三の丸尚蔵館運営整備事業 1,199百万円（新 規）
- 独立行政法人日本芸術文化振興会
国立劇場再整備事業 1,638百万円（1,638百万円）
舞台芸術グローバル拠点事業 1,410百万円（ 129百万円）

2. 国立文化施設の整備

900百万円（ 400百万円）



左上：国立科学博物館
左下：東京国立博物館

右上：東京国立近代美術館
右下：国立劇場

アウトプット(活動目標)

- 国立文化施設における展示・公演の実施
- 文化施設・文化芸術団体等への助成・支援
- 養成・研修事業の実施
- ナショナルコレクションの収集・保管及び調査研究活動 等

アウトカム(成果目標)

- 鑑賞・体験機会の提供による、豊かな人間性や創造性の涵養に貢献
- 我が国の文化芸術活動の振興
- ナショナルコレクションの形成と後世への継承

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

国立文化施設が行う多様な活動をとおり、我が国の文化芸術活動全体の充実を図り、もって文化芸術その他の文化の振興に寄与する。

外国人等に対する日本語教育の推進

令和5年度要求・要望額 1,686百万円
(前年度予算額 1,028百万円)



背景・課題

我が国の在留外国人は令和3年末で277万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年度改訂）、「同ロードマップ（令和4年度）」や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（閣議決定）」を踏まえ、日本語教育の環境整備を計画的に推進。

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充)

685百万円(500百万円)

- 令和元年以降、地域日本語教育の中核を担う都道府県等が、市町村や関係機関と連携し、教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。
- 令和5年度は全体の8割(48→55(予定))、参照枠活用や日本語教育機関との連携等の取組に対し補助率加算。

②日本語教室空白地域解消の推進強化(拡充)

207百万円(132百万円)

- 日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。
- インターネットを活用した日本語学習教材(つなひろ)の開発・提供。「日本語教育の参照枠」動画コンテンツを追加、避難民向け言語を追加

③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

24百万円(24百万円)

NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。(外国人コミュニティの社会参加、難民コミュニティ支援 など)

条約難民等に対する日本語教育(拡充)

165百万円(55百万円)

条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。
在アフガニスタン大使館職員等の難民認定による支援を含む。

2 日本語教育の質の向上等

①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等

25百万円(25百万円)

令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度に引き続き、生活・留学・就労等の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等を開発。

②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充)

310百万円(201百万円)

日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び新たな資格制度の検討状況を踏まえ、
①現職日本語教師研修プログラム普及、
②日本語教師養成・研修推進拠点整備、
③日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。

③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充)

231百万円(51百万円)

日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する法案提出を視野に、
①資格に係る試験システム導入及び試行試験の実施、②認定機関等に関する情報掲載のサイト構築・検証を行う。

④日本語教育に関する調査及び調査研究

31百万円(31百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。(実態調査、養成・研修の調査、オンライン日本語教育の分析、「日本語教育の参照枠」を踏まえた日本語教師の養成・研修内容の改善・充実等)

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育人材の質を高める取組の展開

アウトカム(成果目標)

- ・日本語学習者の増(日本語教育環境の整備)

インパクト(国民・社会への影響)

- ・外国人との共生社会の実現

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

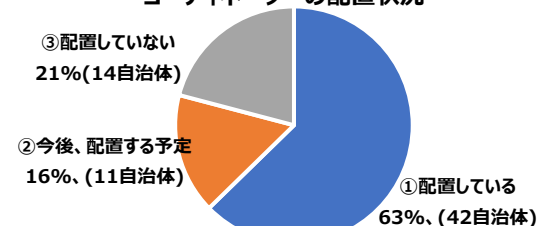
685百万円
500百万円)



背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。
また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施について対応が十分でないなどの課題がある。
- 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、令和4年度中に「生活Can do」を公開予定。
また、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」を取りまとめ予定であり、課題をふまえた地方公共団体等における今後の日本語教育の方向性を示すこととなる。
- 日本語教育の水準の維持向上を図るための日本語教育機関の認定制度等の新たな法案について、早期提出を視野に検討を進めており、「生活」に関する教育を行う機関もその対象として検討中である。

都道府県・政令指定都市における
コーディネーターの配置状況



「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」資料
(文化庁：令和4年1月)

事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】

対象：都道府県・政令指定都市 補助率：1/2【最大2/3（予定）】 要件件数：55件（昨年度47件）

（1）広域での総合的な体制づくり

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
 - 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
 - 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置
- 地域日本語教育
コーディネーターの
人数増要求[2人→3人]

（2）地域の日本語教育水準の向上

- 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- 「生活」に関する教育課程を置く機関の設置または連携に向けた準備のため行う、以下のような日本語教育
 - 「日本語教育の参照枠」、「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援【市町村向け間接補助分：特別交付税措置】

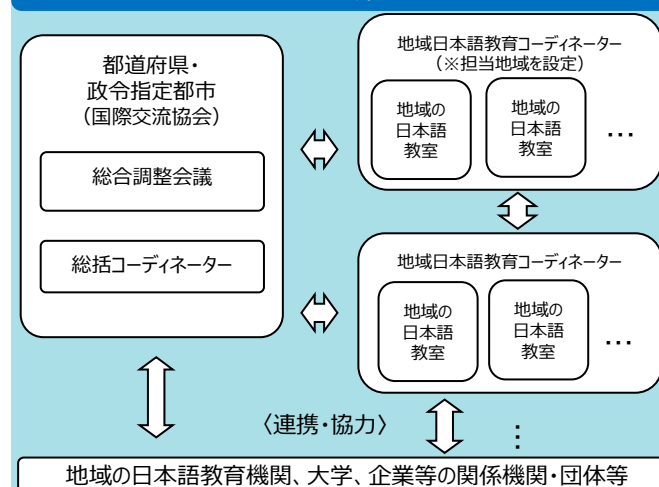
市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

※(2)②を実施する団体に対する補助率加算【最大2/3（予定）】

2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催

▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり



アウトプット（活動目標）

- 地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
- 本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

アウトカム（成果目標）

国内に居住する外国人の日常生活に必要とされる日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。
(日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定)

インパクト（国民・社会への影響）

- 外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- 日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- 日本語教室が、外国人にとって、日本語学習のみならず地域での生活を知る場、地域社会との接点、セーフティネットとして機能する

「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

令和5年度要求額
(前年度予算額)

25百万円
25百万円)



背景・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」（いわば物差し）を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

「日本語教育の参照枠」とは

欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開されたヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European Framework of Reference For Language)を参考に、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

➤ 「生活」・「就労」・「留学」等の類型の教育モデルを開発

参照枠に示された日本語教育の内容(言語能力記述文: Can doという。)やレベル尺度(A1~C2の6段階)等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。(事業期間: 令和4~7年度)

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年6月改訂)

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月)

1. 参照枠を活用した教育モデルの開発

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- 参照枠に基づくカリキュラム開発・試行①②
- 評価手法・教材等の開発③④
- 教師研修カリキュラムの開発⑤



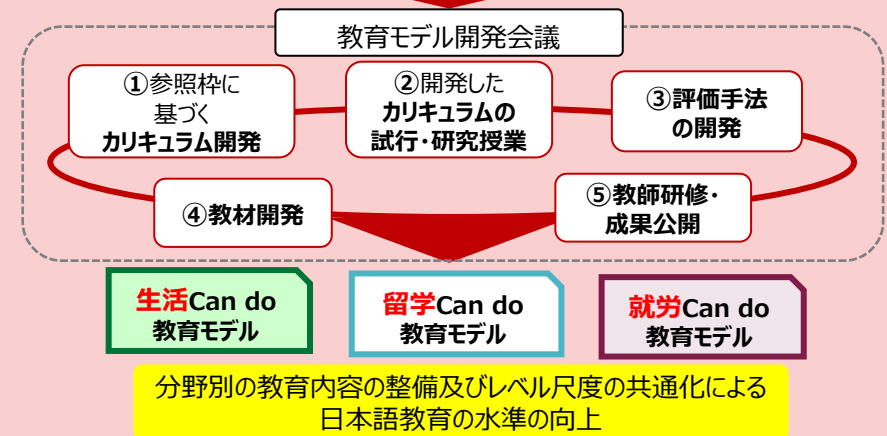
2. 開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進

- 1で開発した教育・研修モデルによる研修及び成果報告会の実施により、成果を広く普及⑤
- 授業研究のための公開授業⑤



「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

- (1) 地方公共団体が実施する生活のための日本語教育機関
- (2) 留学生を対象とした日本語教育機関
- (3) 就労のための日本語教育実施機関 など



アウトプット(活動目標)

- ① 共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ② 教育実践活動のモデルの構築
- ③ 教育内容に応じた評価手法の開発
- ④ 公開授業・教師研修の開発
- ⑤ 分野別日本語教育の連携モデルの開発

アウトカム(成果目標)

- ① 共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ② 教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ③ 教育内容に応じた評価手法の改善
- ④ 公開授業・教師研修による教育の質の向上
- ⑤ 分野別日本語教育の連携

インパクト(国民・社会への影響)

- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業

令和5年度要求額
(前年度予算額)

310百万円
201百万円)



背景・課題

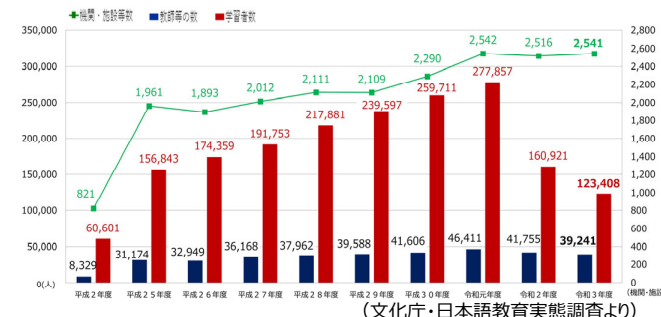
外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、日本語教師の養成・研修を担う高度な専門人材の育成や、潜在的な日本語教師復帰に資する取組を時限的に実施。

◎外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂)

◎日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月閣議決定)

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



事業内容

(1)日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 80百万円(新規)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備。
 - 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
 - 対象機関：大学・大学院等専門機関
 - 件数・単価：8箇所×約1,000万円
(令和5年度は全国8ブロック8箇所を予定)
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施(15百万円)



(2)現職日本語教師研修プログラム普及事業 170百万円(174百万円)

- 目的：日本語教師が不足している下記①～⑨の研修を専門にて実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
 - 内容：審議会報告に基づき開発された優良研修モデルを全国6ブロックで実施。
- 【初任日本語教師研修】
①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、
④児童生徒、⑤難民等、⑥海外
- 【中堅以上コーディネーター研修】
⑦中堅日本語教師(3～10年目)
⑧主任日本語教師
⑨地域日本語教育コーディネーター
- ※⑩日本語学習支援者研修はR4で終了、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」で対応
- 実施機関：日本語教師養成専門機関



(3)日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート 研修事業 60百万円(新規)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを終了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
 - 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。
多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。
 - 件数・単価：2箇所×約3,000万円
(令和5年から開発に着手し法施行後4年間実施予定)
 - 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関
- ※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施



アウトプット(活動目標)

- ・現職日本語教師の研修事業の全国展開
- ・潜在日本語教師の復帰促進
- ・日本語教師養成研修担当人材の育成強化

アウトカム(成果目標)

- ・優良な養成・研修の全国的な普及
- ・日本語教師の増加及び各分野における活躍
- ・域内の日本語教育ネットワーク拠点

インパクト(国民・社会への影響)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

令和5年度要求額
(前年度予算額)

231百万円
51百万円)



背景・課題

在留外国人等が増加する一方、日本語学習ニーズの多様化・高度化に対応する制度や人材が不十分であり、質の高い日本語教育を提供するための仕組みとして、①文部科学大臣による日本語教育機関の認定制度、②適切な指導を行うための専門的な知識及び技能を有していることを保証する日本語教師の新たな資格制度について検討している。

新たな制度を確実に実行するため、令和5年度は、認定を受けた日本語教育機関の情報掲載サイトの構築や日本語教師の資格試験に向けた環境整備を進める。

現行の日本語教師の資格

- (法務省告示基準より抜粋)
- ・大学・大学院の日本語教育に関する課程修了
- ・日本語教師養成研修修了+学士の学位
- ・日本語教育能力検定試験合格
- ・その他

○経済財政運営と改革の基本方針2022

(外国人材の受入れ・共生)

外国人が暮らしやすい地域社会づくりのほか、(中略)日本語教育の推進(注)や外国人児童生徒等の就学促進を進め、(略)

(注)日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する新たな法案の提出(中略)を含む。

○成長戦略フォローアップ(令和4年6月7日)

ii) 高度外国人材の受入促進

・日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るための仕組みについて、早期に法案の提出を行う。

事業内容

1. 日本語教師試験等の運用のための環境整備

要求額：200百万円

日本語教師の新たな資格試験を実施を目指して、試験システムの導入を行い、試験システムの検証や問題開発等を目的とした試行試験を令和5年度から令和6年度にかけて計2回実施し、本試験の運用を確実にするための環境整備を行う。

①試験システム環境整備事業

試験実施に係る受験者受付、受験証発行、採点、合格証交付等、工程の簡略化及び確実な試験実施のため、必要最低限の試験システムを導入し、試験事務業務のデジタル化を図る。

(事業期間：令和5年度)

②試行試験実施事業

①で導入した試験システムを用いて、試行試験を実施し、試験問題の開発・分析・改善、試験システムの改修等、本試験の運用に向けた業務の改善等を行う。

(事業期間：令和5・6年度)

2. 日本語教育機関の認定制度等の運用のための環境整備

要求額：31百万円

新たに整備する日本語教育機関の認定制度においては、認定を受けた日本語教育機関に関する情報を、国が多言語で公表することを検討しており、制度運用のために必要な情報掲載サイトの構築・検証を行う。本サイトにおいては、申請者及び審査者の負担軽減のため、申請受付システムの機能を設けて、日本語教育機関の認定、日本語教員の登録、養成機関の申請・審査に活用し、それぞれの申請情報を連携して確実な審査を実施し、効率的に情報掲載できるようにする。本事業においては、サイトの構築及び試行運用を行う。(事業期間：令和5・6年度)

令和5年度試行試験(案)

○対象者：全国で5,000名程度

○会場：全国7か所程度

→全国各地で試行試験を行うことで、少ない回数で精度の高い試行検証を実施し、特定の地域だけでなく、全国へ試験制度・内容の周知を図る

【参考】日本語教師数：約4万人

(文化庁「令和2年度日本語教育実態調査」より)

アウトプット(活動目標)

- ・必要な環境の整備
- ・資格を取得した日本語教師を配置する日本語教育機関の増加

アウトカム(成果目標)

- ・日本語教師の量的・質的向上を図り、多様化・高度化する学習ニーズに対応
- ・日本語学習者の増加及び日本語に困難を抱える在留外国人の減少

インパクト(国民・社会への影響)

在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現

条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

令和5年度要望額
(前年度予算額)

165百万円
55百万円)



背景・課題

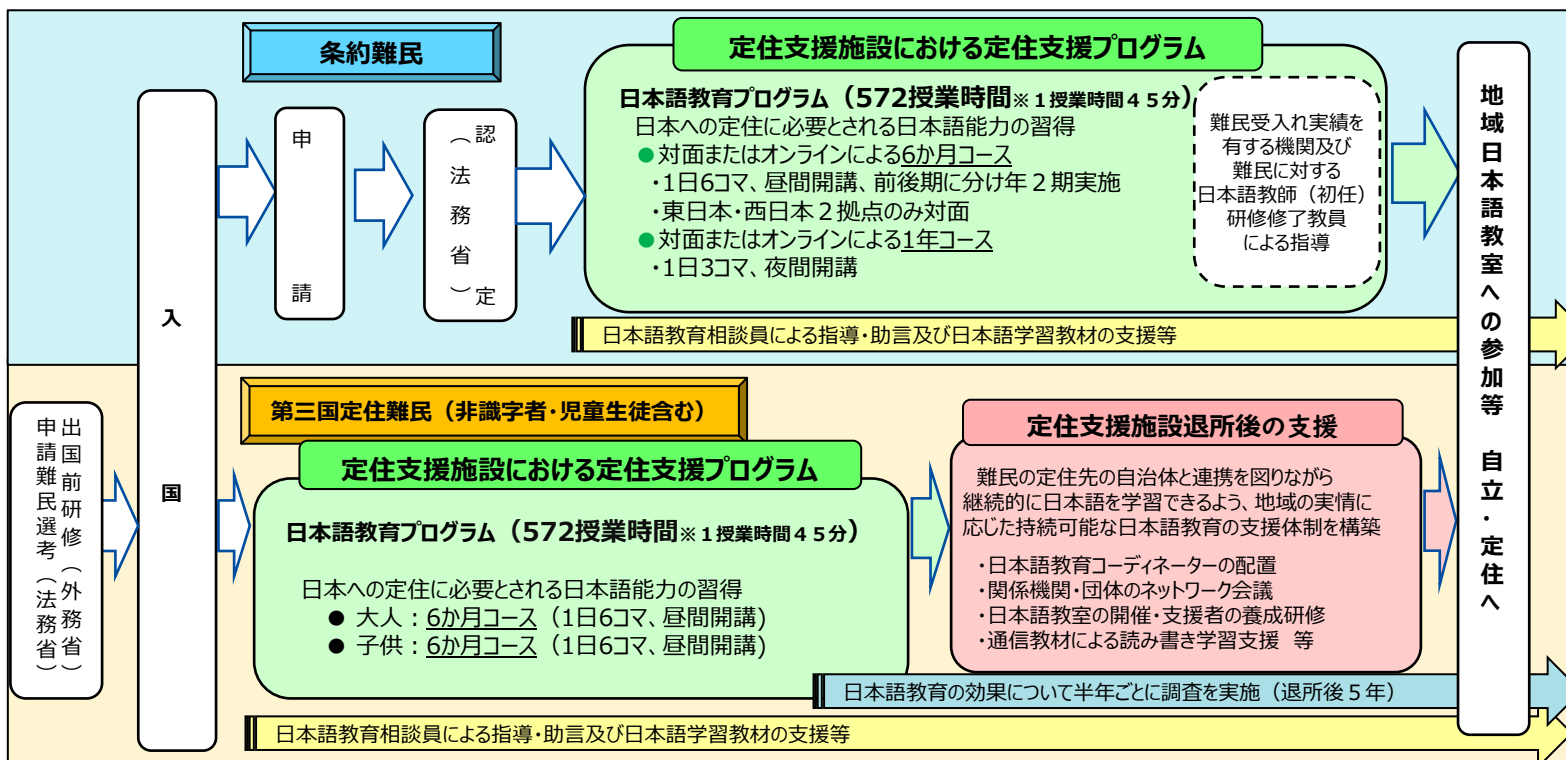
条約難民（※1）については、「難民対策について（平成14年閣議了解）」及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」（同年月日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を（年約30名）実施。⇒ 在アフガニスタン大使館職員等を追加支援

第三国定住難民（※2）については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施。平成25年度からは定住支援施設退所後の支援を開始。また、令和2年度以降から、対象・人数を拡充し、アジア地域から**年2回60名の受入れ**を行う方針。新型コロナウイルス感染症による入国制限の緩和により、令和5年度は方針通り、年2回60名の受入れを行う予定。（「第三国定住による難民の受入れの実施について（令和元年閣議了解）」及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について（同年月日難民対策連絡調整会議決定一部改正）」

（※1）**条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」によって認定された者。

（※2）**第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。

事業内容



アウトプット（活動目標）

- ・難民等に対する「自立した言語使用者」
- ・B1相当までの日本語教育による自立支援

アウトカム（成果目標）

- ・難民等の自立・定住の促進
- ・定住先自治体の負担軽減

インパクト（国民・社会への影響）

- ・外国人共生社会の実現に寄与

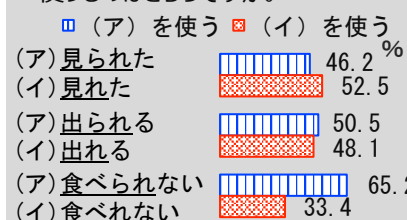
背景・課題

言語生活において困っていることなどの実態を具体的に把握し、国語施策として対応すべきものを見定める必要がある。その上で、文化審議会国語分科会の検討に基づき、国民が必要に応じて参照できる考え方やよりどころを整え、周知していくことが求められている。

令和4年1月に70年ぶりに改定された公用文作成の在り方（建議）をはじめ、国際化や情報化社会における国語の見直しは喫緊の課題となっており、文化審議会において令和4年度に今後10年における国語課題を整理することとされている。

また、アイヌ施策推進法、国連の各種委員会やユネスコなどからは、消滅の危機にある言語・方言の保存・継承に向けた環境を整える取組も求められている。

Q.二つの言い方のうち、あなたが普通使うものはどちらですか。



令和2年度「国語に関する世論調査」から

極めて深刻：アイヌ語

重大な危険：
八重山方言・与那国方言

危険：
八丈方言・奄美方言・
国頭方言・沖縄方言・
宮古方言

ユネスコ「世界消滅危機言語地図」から

事業内容

○文化審議会国語分科会における審議との関係

● 調査及び調査研究（国語に関する実態調査）…………… 審議データの提供： 50百万円（22百万円）

- ・ 国語に関する世論調査（平成7年度から）：全国16歳以上の個人6,000人対象。調査結果の適切な活用と周知の取組。
- ・ ローマ字使用に関する実態調査（新規）：書籍、言語景観等におけるローマ字表記を調査。（今後10年の課題事項）
- ・ 外来語表記に関する実態調査（新規）：欧米語以外の外来語の表記を中心に調査。（今後10年の課題事項）

● 国語問題研究協議会…………… 審議内容の周知： 9百万円（4百万円）

- ・ 国語問題研究協議会（昭和25年度から）：国語教師など教育関係者等を対象に、国語施策を周知。
- ・ 国語課題懇談会（仮称）（新規）：有識者等を対象に、国語の施策・課題について対話。

（文化審議会（国語分科会）を補完するため、国内の有識者を交えた議論集約の場を設置・開催）

○国連・ユネスコ等との関係

● 危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業…………… 記録保存及び啓発： 25百万円（32百万円）

- ・ 危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究（平成22年度から）：記録作成・啓発、危機言語・方言サミット、研究協議会
- ・ アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業（平成27年度から）：アナログ資料のデジタル化、アーカイブ作成支援



アウトプット（活動目標）

- ・ 国語に関する実態調査の結果を国語分科会に提供
- ・ 国語問題研究協議会・国語課題懇談会の開催
- ・ 「危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究」として、基礎データの追加、啓発事業の開催

アウトカム（成果目標）

- ・ 全国紙やキー局での世論調査に関する報道
国語の教材等における世論調査の調査結果・公開データの二次利用の増加
- ・ 国語施策情報ページへのアクセス数の増加
- ・ 危機言語・方言に関する基礎データやアーカイブへのアクセス数の計、増加

インパクト（国民・社会への影響）

- ・ 必要なときに参照できる、国語に関する考え方
やよりどころが受け入れられ、国民の国語による
コミュニケーションが円滑化
- ・ 危機言語・方言の存在に関する認知度、その
継承の意義に関する理解度の向上

背景・課題

デジタル化・ネットワーク化の急速な進展、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進が、コンテンツの創作・流通・利用の各場面で大きな影響を与えている。DX時代における社会・市場の変化やテクノロジーの進展に柔軟に対応するとともに、深刻な海賊版による被害の対策を含め、「**利用円滑化**」と「**権利保護・適切な対価還元**」によるコンテンツ創作の好循環の実現を図り、その効用を最大化する著作権制度・政策を推進することが急務となっている。

事業内容

① 分野横断権利情報集約化促進事業【126百万円】

分野を横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理に不可欠な「**分野横断権利情報データベース**」に係る調査研究を行う。

知的財産推進計画2022（抜粋）：文化庁は、分野横断権利情報データベースについては、…省略…2022年内に結論を得る。その際、関係府省庁は、府省庁横断的な検討体制の下、各分野のデータベースとの連携に加え、UGCに係るプラットフォームが管理するデータベースとの連携についても検討する。さらに、既存のデータベースの充実、権利者情報の統一やフォーマットの標準化、データベースの紐付けに必要なIDやコードに関するルール等を検討し、2023年内に結論を得る。

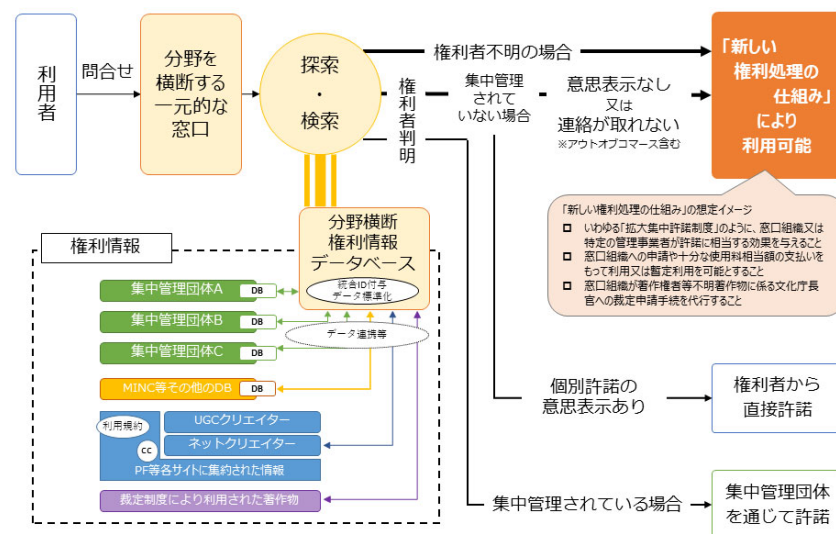
② 海賊版対策事業【144百万円】

海賊版対策として、権利行使の強化、普及啓発に係る取組を実施する。特に被害状況が深刻なインターネット上の著作権侵害に関して、**相談窓口を充実し、個人クリエイターによる権利行使を支援する。**

③ DX時代に対応した著作権施策の推進に必要な調査研究【41百万円】

DX時代における社会のニーズやデジタル・ネットワーク技術の変革に的確に対応した法制度と運用を実現するため、**各種課題に関する調査研究を実施する。**

分野を横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理・データベースイメージ



※この仕組みによらず、従前の通り利用者が直接権利者に許諾を得て利用することは可能。

アウトプット（活動目標）

- ① 分野横断権利情報の集約化促進
- ② 権利者のノウハウの構築及び権利行使の強化
- ③ 審議会等でDX時代に適した著作権法制度の在り方を検討

アウトカム（成果目標）

- ① 著作物に関する権利情報の探索コストの低減
窓口組織による円滑な権利処理対応
- ② 海賊版被害の縮小
- ③ DX時代に適した著作権法制度の改正

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

DX時代に対応した「コンテンツクリエイションサイクル」の実現により、我が国の文化の発展に大きく貢献

背景・課題

我が国の近現代建築に関する資料（図面や模型など）については、その学術的・歴史的・芸術的価値が評価され、海外の美術館や大学等から譲渡の要請がある一方で、国内における保存体制は十分ではなく、貴重な資料が散逸等の危機に瀕している。近現代建築に関する資料の劣化、散逸、海外への流出などを防ぐため、国立近現代建築資料館を拠点として、全国的な所在状況の調査・把握、関連資料を持つ機関（大学など）との連携、緊急に保護が必要な資料の収集・保管を行う。また、展示や普及活動を通じ、近現代建築とその関係資料に対する国民の理解増進を図る。

「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」(令和4年6月7日閣議決定) (抜粋)
(文化芸術・スポーツの振興)
・ソフトパワーを含む我が国が誇る文化芸術資源の持続可能な活用を通じた経済・地域活性化を促進するため、…**国立文化施設や博物館の機能強化…の取組を推進…**。

事業内容

資料収集

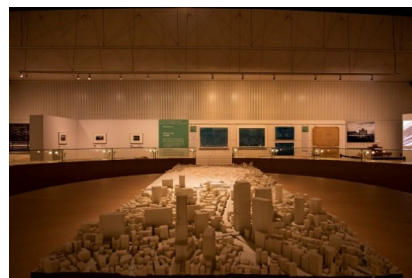
建築関係資料（図面や模型等）の収集・保管を行う。収集した資料はデジタル化とデータベースの編纂によって体系化を図り、アーカイブの構築及び一般への利用に供する。

成果の応用

展示公開

展示、講演会、ギャラリートーク等の教育普及活動を通じ、近現代建築とその関連資料に関する国民の理解増進を図るとともに、国内外への情報発信を行う。

- 湯島地方合同庁舎を一部改修して設置された国立近現代建築資料館を拠点として、全国的な所在状況の調査・把握、関連資料を持つ大学等の機関との連携、緊急に保護が必要な資料の収集・保管を行う。
- 収集した資料群の調査、その成果の展示や普及活動を通じ、近現代建築とその関係資料に対する国民の理解増進を図る。



丹下健三1938-1970戦前からオリンピック・万博まで
会期：R3.7.21～10.10 来場者 14,179人



「住まい」の構想 収蔵資料が語る名作住宅1940-1975
会期：R3.12.14～R4.3.13 来場者：3,700人

アウトプット(活動目標)

● 収集・調査事業

令和5年度	令和6年度	令和7年度
6件	6件	6件

● 資料の寄贈契約締結件数

令和5年度	令和6年度	令和7年度
4件	4件	4件

アウトカム(成果目標)

- ・受け入れ資料のデジタル化
- ・資料の収集・調査成果に基づく展示会の開催

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- ・資料の劣化、散逸、海外への流出等を防止。
- ・展示や普及活動を通じた、近現代建築とその関係資料に対する国民の理解増進。

背景・課題

東日本大震災により美術館・博物館が被災したため、被災した資料を修理し、美術館・博物館の機能・役割を回復させ、東日本大震災からの復興に資する必要がある

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）

Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組（1）地震・津波被災地域

…地域資源の活用等により…「新しい東北」として掲げた魅力あふれる地域を創造することが望まれる。



事業内容

岩手県（陸前高田市立博物館）及び福島県（大熊町民俗伝承館、双葉町歴史民俗資料館）の被災した資料を修理するための予算補助（補助率50%）を行い、修理を終えた資料を博物館等へ返却する

- 事業実施期間：平成24年度～令和7年度（※福島県の終了時期は未定）

【陸前高田市立博物館】 208百万円（243百万円）

- 本事業により培った修理技術により、海水や汚泥の被害を受けた資料を修理
- 交付先：岩手県

【大熊町民俗伝承館、双葉町歴史民俗資料館】 2百万円（2百万円）

- 資料から放射線量を減少させる修理等を実施
- 大熊町及び双葉町とも、資料を返却する施設及び時期が確定しないため、福島県白河市の仮保管施設にて、資料の修理及び管理を実施
- 交付先：福島県

●修理（脱塩、汚泥の除去）



●汚染物質の計測、分析



アウトプット(活動目標)

岩手県にて修理を行う資料の全件数
…約39万件
令和3年度末における残りの修理件数
…約9万件

残り約9万件の修理を実施する

アウトカム(成果目標)

【令和4年度中の修理予定件数】
約3万5千件（全体の達成度 約86%）

【令和5～7年度中の修理予定件数】
約5万5千件（全体の達成度 100%）

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

美術館・博物館は、地域の文化芸術活動の場のみならず、観光や地域ブランドづくりの場でもあるため、本事業により美術館・博物館の機能・役割を回復させることにより、地域の再興及び東日本大震災からの復興を目指す